

平成23年 2 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成23年 3 月 3 日～ 4 日・ 7 日・ 9 日

場 所 第5委員会室

平成23年3月3日（木曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計予算
- 議案第7号 平成23年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第8号 平成23年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第9号 平成23年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第12号 平成23年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第13号 平成23年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第41号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）
- 議案第45号 平成22年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 平成22年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 平成22年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 議案第50号 平成22年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成22年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第58号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 議案第62号 工事請負契約の締結について
- 議案第65号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第11号）

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について（別紙2）

○請願第38号 宮崎地方最低賃金改正についての請願

○請願第48号 技能士活用に関する請願

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・商工観光労働部をめぐる最近の動きについて
- ・高病原性鳥インフルエンザ及び新燃岳噴火に係る商工観光労働部の対応について
- ・新燃岳の噴火に伴う県土整備部の対応について
- ・予定価格の事後公表の拡大試行状況について
- ・宮崎県の中長期道路整備計画の策定について
- ・国道327号岩屋戸バイパス及び県道都城東環状線（都城志布志道路）今町工区の開通について
- ・一ツ瀬川濁水対策について

出席委員（9人）

委 員 長	水 間 篤 典
副 委 員 長	山 下 博 三
委 員	外 山 三 博

委員 蓬原正三
委員 外山 衛
委員 西村 賢
委員 太田清海
委員 新見昌安
委員 坂口博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 渡邊 亮 一
商工観光労働部次長 梅原 誠 史
企業立地推進局長 森 幸 男
観光交流推進局長 長嶺 泰 弘
部参事兼商工政策課長 古賀 孝 士
金融対策室長 福田 直
工業支援課長 富高 敏 明
商業支援課長 金子 洋 士
労働政策課長 篠田 良 廣
地域雇用対策室長 柳田 俊 治
企業立地課長 山口 俊 匡
観光推進課長 後沢 彰 宏
みやぎアピール課長 小八重 英
工業技術センター所長 橋口 貴 至
食品開発センター所長 河野 満 洋
県立産業技術専門校長 押川 利 孝

県土整備部

県土整備部長 児玉 宏 紀
県土整備部次長
（ 総 括 ） 堀野 誠
県土整備部次長
（道路・河川・港湾担当） 岡田 健 了
県土整備部次長
（都市計画・建築担当） 佐藤 徳 一

高速道対策局長 渡辺 学
管理課長 成合 修
部参事兼用地対策課長 服部 芳 邦
技術企画課長 凶師 雄 一
工事検査課長 今西 宏 美
道路建設課長 白賀 宏 之
道路保全課長 満留 康 裕
河川課長 野中 和 弘
ダム対策監 小嶋 雄 一郎
砂防課長 平田 一 善
港湾課長 野田 和 彦
空港・ポート
セールス対策監 永井 義 治
都市計画課長 井上 康 志
建築住宅課長 川崎 俊 一郎
営繕課長 伊藤 信 繁
施設保全対策監 酒井 正 吾
高速道対策局次長 河野 俊 春

労働委員会事務局

事務局長 野田 俊 雄
調整審査課長 上玉利 正 利

事務局職員出席者

議事課主査 本田 成 延
議事課主査 関谷 幸 二

○水間委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程及び審査方法についてであります。お手元に「委員会日程（案）」及び「委員会審査の進め方（案）」を配付しておりますので、ごらんください。日程は、本日は補正予算関係議案等について各部局ごとに審査を行い、あす以降、当初予算関係議案について審査を行うこととしております。

なお、当初予算に関する商工観光労働部及び県土整備部の説明及び質疑は、委員会審査の進め方（案）のとおり、3から6課・局ごとに行いたいと考えております。また、採決については、すべての質疑が終了した後に行うこととしております。今回の委員会日程及び審査方法については以上であります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました補正予算関連の議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○野田労働委員会事務局長 労働委員会事務局の平成22年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成22年度2月補正歳出予算説明資料」のインデックスのついております477ページからとなっておりますが、481ページをお開きください。今回の補正でございますが、551万6,000円の減額となっております。その内訳でございますが、事項が2つございまして、1つは（事項）職員費269万6,000円の減額で、職員の人件費の執行残と、もう一つが（事項）委員会運営費282万円の減額で、労働委員会の運営に要する経費の執行残に伴うものがございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○水間委員長 説明が終わりました。御質疑ありませんか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 ないようでございます。以上をもちまして労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時9分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部においでいただきました。本委員会に付託されました補正予算関連の議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○渡邊商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

本日は、先にお配りしました商工建設常任委員会資料の目次のとおり、「平成23年2月定例県議会提出議案（平成22年度補正分）」及び商工観光労働部をめぐる最近の動きについて御説明いたします。また、あわせて、商工観光業者へも大きな影響を与えております鳥インフルエンザ及び新燃岳噴火につきまして、当部の対応を本日お配りした別冊資料で御説明いたします。

まず、さきにお配りしております本編の資料の1ページをお開きいただきたいと思います。今回提出しております議案の概要であります。

まず、議案第41号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）」は、事業費の確定及び経済・雇用緊急対策などに伴う補正を行うもの

でございます。商工観光労働部の一般会計歳出は、補正前の額819億2,606万3,000円から今回44億7,706万6,000円を減額しまして、補正後の額が774億4,899万7,000円となります。このうち、12月に取りまとめました県民生活の安心確保と新たな成長に向けた経済・雇用対策に係る事業といたしましては、新たな成長に向けた対策のうち、新たな産業展開、事業創出に向けた取り組みといたしまして、機械技術センター、工業技術センター、食品開発センターの機能強化を図るため、設備機器を整備する事業を実施するとともに、上海事務所において県産材を活用した事務所内装の木質化を図る事業を実施することとしております。いずれも国の交付金を活用した事業でございます。

次に、繰越明許費の追加変更であります。ただいま説明した事業につきまして、納期、工期が不足することにより、平成23年度への繰り越しをお願いするものであります。

次に、2ページであります。議案第45号につきましては、平成22年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計の歳入歳出予算を、事業費の確定等に伴いまして、1億3,354万6,000円減額補正するものでございます。

次に、議案第46号は、平成22年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の歳入歳出予算を、修繕等に係る関連経費の増に伴いまして、539万9,000円増額補正するものでございます。

次に、議案第47号は、平成22年度宮崎県営国民宿舎特別会計につきまして、歳入予算区分を補正するものであります。

次に、議案第58号「宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置期

間延長に関する所要の改正を行うものでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。議案の詳細及び報告事項につきましては担当課長より御説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○古賀商工政策課長 私からは、「平成23年2月定例県議会提出議案（平成22年度補正分）」と、商工建設常任委員会資料の目次でございます「宮崎県口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業の進捗状況について」、本日お配りいたしました別冊の「高病原性鳥インフルエンザ及び新燃岳噴火に係る商工観光労働部の対応について」、御説明させていただきます。

まず、平成22年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成22年度2月補正歳出予算説明資料」の商工政策課のインデックスのところ、219ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正額は、一般会計、特別会計合わせまして、4億7,903万4,000円の減額補正でございます。その結果、補正後の予算額は622億3,111万4,000円となります。

初めに、一般会計について御説明いたします。一般会計の補正額は3億4,548万8,000円の減額で、補正後の予算額は617億5,763万8,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。221ページをお開きいただきたいと思います。（目）商業総務費（事項）職員費1,838万3,000円の減額、また次の222ページ、（事項）職員費1,845万9,000円の減額、合わせまして3,684万2,000円の減額につきましては、前年度に比べ、当課の職員が5名減ったこと等による執行残でございます。

次に、（目）商業振興費（事項）中小企業金融対策費 1 億6,760万9,000円の減額でございます。1の中小企業金融円滑化補助金であります。これは、県中小企業融資制度に係る信用保証協会への保証料補助であります。額の確定に伴い、462万4,000円を減額するものであります。2の信用保証協会損失補償金であります。これは、平成21年度の県融資制度の代位弁済額に対する損失補償であり、同じく額の確定に伴い、1億6,160万7,000円を減額するものであります。

次に、（事項）小規模企業者等設備導入事業推進費791万3,000円の減額でございます。223ページの1の特別会計への繰出金であります。これは、高度化資金の貸付金の減額等に伴い、540万円を減額するものであります。詳細につきましては特別会計のところで御説明いたします。

次に、（事項）組織化指導費931万2,000円の減額であります。これは、1の中小企業団体中央会等補助金の額の確定に伴うもの等であり、また次の（事項）小規模事業対策費5,060万3,000円の減額につきましても、1の小規模事業経営支援事業費補助金の額の確定に伴うもの等ではありますが、いずれも、給与改定等に伴い、人件費補助が減額したこと等によるものであります。

224ページをお開きください。（目）工鉦業振興費（事項）新産業・雇用創出推進事業費4,609万8,000円の減額でございます。1の中山間地域新事業・雇用創出緊急対策事業の額の確定に伴うものであります。

次の（事項）新事業・新分野進出支援事業費1,838万6,000円の減額でございます。これは、県産業支援財団への運営経費等の補助金で

あり、人件費の減額等、額の確定に伴うものであります。

次に、225ページをごらんください。小規模企業者等設備導入資金特別会計について御説明いたします。特別会計につきましては、お手元の平成23年2月定例県議会提出議案の議案第45号にあります。引き続き、この資料で御説明させていただきます。補正額は1億3,354万6,000円の減額でございます。補正後の予算額は4億7,347万6,000円となります。

初めに、（事項）小規模企業者等設備導入事業助成費1億1,436万5,000円の減額でございます。1の（1）の高度化資金貸付金であります。これは、借受者の事業計画の変更に伴い、2,510万6,000円を減額するものであります。（2）の小規模企業者等設備導入資金貸付金7,500万円の減額は、資金需要の減少に伴うものであります。2の一般会計への繰出金であります。これは、償還条件の変更により高度化資金借受者からの償還額が減少したことに伴い、860万5,000円を減額するものであります。

最後に、（款）公債費の（事項）元金1,918万1,000円の減額でございます。これは、高度化資金のうち中小企業基盤整備機構から借り入れた貸付原資の償還に要する経費であります。借受者からの償還額が減少したことに伴い、減額するものであります。

補正予算の説明は以上であります。

次に、商工建設常任委員会資料の10ページをごらんいただきたいと思っております。宮崎県口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業の進捗状況についてであります。

1のファンドの組成と2の事業の概要につきましては、前回の常任委員会で御説明しておりますので、割愛させていただきます。3の進捗

状況でございますが、1月31日に第2回審査委員会を開催いたしまして、次のページに記載しておりますプレミアム商品券発行支援事業で諸塚村の実行委員会に助成額189万円、地域活性化イベント支援事業で延岡市の実行委員会を初め3団体に助成額966万9,000円の交付決定を行っております。なお、市町村ごとの交付決定の状況につきましては11ページに記載しております。また、12ページに、第1回、第2回の交付決定状況、さらに市町村ごとの残額を記載しております。

最後に、高病原性鳥インフルエンザ及び新燃岳噴火に係る商工観光労働部の対応についてであります。

別冊をごらんいただきたいと思っております。まず、1の高病原性鳥インフルエンザに係る対応についてでございます。(1)の金融対策でございますが、セーフティネット保証の適用要件の緩和を国に要望いたしまして、2月16日に要件緩和がなされたところであります。また、これに連動いたしまして、県融資制度につきましても適用要件を緩和いたしましたところでございます。(2)の雇用対策でございますけれども、雇用調整助成金等の生産量等の要件緩和を国に要望いたしまして、2月22日に要件緩和がなされたところでございます。

次に、2の新燃岳噴火に係る対応でございます。まず、(1)の金融対策でございますけれども、①のとおり、特別金融相談窓口を1月28日に設置いたしております。また、利用可能な融資制度の周知に努めているところであります。さらに、③のとおり、2月8日に都城商工会議所、2月18日に高原町商工会でそれぞれ相談会を実施したところであります。2ページでございます。国への要望等でございますけれども

も、セーフティネット保証、自然災害等の早期指定、及び政府系金融機関等における円滑な資金供給や返済条件の緩和等の措置を国に要望いたしましたところ、日本政策金融公庫における特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の対応をしていただいております。また、中小企業基盤整備機構における小規模企業共済災害時貸付の適用もなされました。さらに、金融庁から県内の金融機関等へ金融円滑化についての対応要請があったところであります。また、県の融資制度につきましては、経済変動・災害対策貸付の保証料軽減を2月28日から行ったところであります。

(2)の雇用対策でございます。緊急雇用創出事業臨時特例基金を三股町、高原町が公共施設の降灰除去事業として活用したところがございます。さらに、宮崎労働局と連携した雇用調整助成金等制度周知、及び利用促進を行っているところであります。

(3)風評被害防止対策でございますけれども、旬ナビ、また九州運輸局と連携した広報活動を実施いたしております。

最後に、(4)でございます。まず、市町村及び関係機関・団体等からの火山活動に伴う影響等の情報収集に努めているところであります。さらに、国に対しまして、商工業者の降灰除去費用等に係る支援、また地域経済回復についての支援要望を行ったところであります。最後になりますが、主要被災地域の商工業者に対する影響調査を現在実施いたしております。3月中旬ごろをめどに集計いたしたいというふうに考えております。以上でございます。

○富高工業支援課長 続きまして、工業支援課の2月補正につきまして御説明いたします。

お手元の「平成22年度2月補正歳出予算説明資料」、工業支援課のインデックスのあります227ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正は、1億7,297万5,000円の増額補正となっております。補正後の予算額は15億2,757万6,000円となります。

次に、補正内容の主なものにつきまして御説明をいたします。同じ資料の229ページをお開きください。まず、(事項) 職員費であります。1,786万7,000円の減額となっておりますが、これは、給与改定等に伴う人件費の減によるものでございます。

次に、(事項) 産学官共同研究推進事業費であります。1,711万8,000円の減額となっておりますが、これは、主に説明欄1の産学官ネットワーク形成・共同研究推進事業におきまして、県内産学官研究グループへの研究開発支援補助金の執行が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、230ページをごらんいただきたいと思います。(事項) 技術振興対策費であります。741万1,000円の減額となっておりますが、これは、特許の出願件数や維持経費等が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、(事項) 機械技術センター運営事業費であります。1,681万円の増額をお願いするものであります。説明欄1の機械技術センター設備機器整備事業におきまして、機器を整備することによるものでございます。詳細につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたしたいと思います。

次に、231ページをごらんいただきたいと思います。(事項) 工業技術センター総務管理費であります。1億4,666万1,000円の増額をお願いするものであります。これは、主に説明欄3

の工業技術センター設備機器整備事業におきまして、機器を整備することによるものであります。これにつきましても、委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項) 食品開発センター総務管理費であります。6,633万7,000円の増額をお願いするものであります。232ページの説明欄1の食品開発センター設備機器整備事業におきまして、機器を整備することによるものでございます。

続きまして、ただいま説明いたしましたこの3件の機器の整備事業につきましても、委員会資料で御説明いたしたいと思います。

委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思います。まず、機械技術センター設備機器整備事業であります。1の事業目的であります。県北地域の機械金属関連産業の技術力の向上を図るために、延岡市にあります機械技術センターの機能強化を行うものでございます。2の事業概要及び3の補正額であります。設計・生産技術の向上に必要な機器であります。試作支援加工システムなど4つの機器、合計1,681万円の整備をお願いするものであります。なお、3件の事業で整備いたします機器の詳細につきましては、すべて6ページに一覧表を添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。4の事業効果につきましては、ごらんとおりでございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。工業技術センター設備機器整備事業であります。1の事業目的であります。工業技術センターにおける研究開発及び技術支援機能の強化を図るものでございます。2の事業概要及び3の補正額につきましては、研究開発等に必要不可欠な分析機器であります工業用エックス線装置

など6つの機器、合計1億5,487万9,000円の整備をお願いするものであります。4の事業効果につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、5ページをお開きください。食品開発センター設備機器整備事業であります。1の事業目的であります。食品開発センターにおける研究開発及び技術支援機能の強化を図るものでございます。2の事業概要及び3の補正額につきましては、研究開発等に必要な分析機器であります。香り成分分取装置など7つの機器、合計6,633万7,000円の整備をお願いするものでございます。4の事業効果につきましては、記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○金子商業支援課長 引き続きまして、商業支援課の平成22年度2月補正予算について御説明をいたします。

お手元の2月補正歳出予算説明資料、商業支援課のインデックスがございまして、233ページをお開き願いたいと思います。商業支援課の2月補正額は1,920万4,000円の減額でございまして、補正後の額は6億5,745万9,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明をいたします。235ページをお願いいたします。まず、(目)商業総務費(事項)職員費103万円の増額でございまして、これは、職員増等に伴うものでございます。

次に、(目)商業振興費(事項)大規模小売店舗適正化事業費145万3,000円の減額でございまして、これは、大規模小売店舗立地審議会の委員報酬等の執行残に伴う減額でございまして。

次に、(事項)中小商業活性化事業費358万7,000円の減額でございまして、これは、主に2

のまちなか商業再生支援事業に係る口蹄疫の影響による事業規模の縮小に伴う減額でございます。

次に、(事項)地場産業総合振興対策費559万6,000円の減額でございまして、236ページをお開きください。これは、主に5の伝統的工芸品等後継者育成支援事業におきまして、当初の見込みより事業受託の事業所が少なかったことによる減額でございまして。

次に、(目)貿易振興費(事項)貿易促進費621万2,000円の減額でございまして、これは、主に1の海外交流駐在員設置事業につきまして、当初の見込みより円高ウォン安となったことに伴いまして、ソウル事務所の経費に為替差益が生まれて、それに伴います執行残が発生したものであり、それに伴う減額ということでございます。4の㊦上海事務所内装木質化事業の増額についての御説明は、後ほど委員会資料のほうでさせていただきます。

次に、(目)物産振興費(事項)県産品販路拡大推進事業費259万2,000円の減額でございまして、237ページでございまして、これは、2の県産品販路拡大基盤強化事業の事業費の確定に伴う減額でございまして。

補正予算の説明は以上でございます。

次に、主な新規・重点事業の内容につきまして御説明をいたします。

委員会資料の7ページをお開きいただきたいと思います。㊦上海事務所内装木質化事業についてであります。当事業は、地域活性化交付金を活用いたしまして、本年4月に上海市中心部に移転予定の宮崎県上海事務所におきまして、県産材を活用した内装の木質化によりまして、中国市場における県産材のPRを図ることを目的といたしております。事業の概要は、2にあ

りますように、事務所内の壁面、会議室、県産品展示棚等の木質化工事を行います。事業費は500万円であります。当事業により上海事務所を中国市場における県産品のモデルルームと位置づけまして、現地関係機関等にPRすることによりまして、県産品の輸出促進につなげてまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○篠田労働政策課長 続きまして、労働政策課の平成22年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の労働政策課のインデックスのところ、239ページをお開きください。今回の補正は、9億4,076万3,000円の減額補正でありまして、補正後の額は70億7,629万5,000円となります。

それでは、補正予算の主な事項につきまして御説明いたします。242ページをお開きください。（事項）緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費6億2,148万円の減額であります。これは、市町村補助事業等において事業の執行残が生じたことによるものであります。

次に、243ページをお開きください。（事項）ふるさと雇用再生特別基金事業費2億165万円の減額であります。これは、市町村補助事業や民間企画提案型事業等において事業の執行残が生じたことによるものであります。なお、これらの執行残につきましては、23年度の基金事業の財源として充てていく予定であります。

次の（事項）若年者就労支援強化事業2,265万3,000円の減額であります。これは、事業の執行残や、4の㊦若年者等正規雇用化促進特別事業におきまして、正規雇用化の助成金申請が当初の見込みを下回ったこと等による減額であります。

次に、244ページをお開きください。（事項）職業訓練指導費1,237万7,000円の減額であります。これは、5の㊦新規学卒者等就職支援事業におきまして、国が実施する基金訓練の実施機関からの就職支援に対する報奨金申請が当初の見込みを下回ったこと等による減額であります。

（事項）認定職業訓練費1,072万8,000円の減額であります。これは、認定職業訓練助成事業費補助金の減額によるものであります。この補助金は、認定職業訓練団体が実施する職業訓練に対し助成するものであります。訓練生が当初の見込みを下回ったこと等による減額であります。

次に、245ページをお開きください。（事項）県立産業技術専門校費4,496万9,000円の減額であります。まず、1の管理運営費であります。これは、光熱水費の執行残や施設の保安委託料等の入札残等によるものであります。次に、2の訓練実習費につきましては、訓練生の実習経費等の執行残によるものであります。次に、3の委託訓練に関する経費であります。これは、民間の教育訓練機関等に委託して実施している職業訓練において、訓練生の中途退校等によりまして、当初の見込みを下回ったこと等による減額であります。次に、4の施設管理費につきましては、施設改修工事費等の入札残によるものであります。次に、11の障がい者能力開発事業につきましては、産業技術専門校高鍋校において知的障がい者を対象とした職業訓練を実施しておりますが、訓練生の中途退校により訓練生に支給している訓練手当が当初の見込みを下回ったこと等による減額であります。

補正予算についての説明は以上であります。

次に、条例改正につきまして御説明いたしま

す。

お手元の商工建設常任委員会資料の9ページをお開きください。議案第58号「宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例」の概要についてであります。1の改正の理由であります。離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等に対しての一時的な雇用・就業機会の創出を図るため、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金を設置しているところであり、この基金事業は、平成23年度までの事業となっておりますが、さきの1月補正予算で増額をお願いしました10億9,000万につきましては、23年度中に開始する事業は24年度まで継続して実施することができるようになったところであり、それに伴いまして、基金の設置期間の延長について所要の改正を行うものであります。2の改正の概要であります。附則に規定しております条例の有効期限を平成25年3月31日から平成26年3月31日に改めるものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○山口企業立地課長 続きまして、企業立地課の平成22年度2月補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料、企業立地課のインデックスのところ、247ページをお開きいただきたいと思っております。企業立地課の2月補正は32億3,859万7,000円の減額となっております。補正後の予算額は53億2,919万9,000円となります。

以下、主な内容につきまして御説明をいたします。249ページをお開きください。(目)工鉱業総務費でございますが、1,529万1,000円の増額といたしております。これは、職員の増員に

伴う補正でございます。

(目)工鉱業振興費でございますが、32億5,388万8,000円の減額としております。内訳といたしましては、(事項)企業立地基盤整備等対策費につきまして、31億8,015万8,000円の減額としております。減額の主なものといたしましては、説明欄に掲げております事業のうち、2の広域拠点工業団地整備促進事業の減額によるものでございます。この事業は、大型工業団地造成に伴う市町村に対しまして、基盤調査事業に対する補助や造成費等に係る資金の貸し付けを行うものでございますが、今年度は補助事業が都城市に対する1件だけであり、また貸付金につきましても、市町村からの申請がなかったことによるものであります。そのほかに、工業団地の草刈り等の維持管理費等の事業費が確定したことによりまして、今回減額をするものであります。

(事項)企業誘致活動等対策費につきまして、542万1,000円の減額としております。減額の内容といたしましては、説明欄に掲げてありますように、企業誘致に係る情報収集や企業立地セミナーの開催など、情報発信等に要する経費につきまして、当初見込み額に対しまして執行残が生じたことによる減額でございます。

(事項)立地企業フォローアップ等対策費でございます。6,830万9,000円の減額としております。これは、企業立地促進補助金の減額でございます。この補助金は、立地企業における初期投資の負担軽減を図るための補助金でございますが、当初予定しておりました金額に対しまして実際の申請額が下回る見込みのため、減額補正をするものでございます。

続きまして、報告事項が1件ございます。

常任委員会資料の13ページをお開きくださ

い。最近の企業立地の状況について御説明をいたします。平成22年度の企業立地につきましては、現時点で新規立地企業件数31件、最終雇用予定者数1,005人となっております。また、3にありますように、平成19年度からの県総合長期計画で申し上げますと、本年度が最終年度となっておりますが、4年間の目標件数100件に対しまして、現在100件となっております。具体的な企業名、業種、立地市町村等につきましては、4の平成22年度の立地企業一覧のとおりでございます。昨年、11月定例県議会の常任委員会で御報告をさせていただきましたが、その後、立地が決定をいたしました企業につきましては、資料14ページのソディックエフ・ティ、日向屋、ミートインフォメーションネットワーク、村角、農事組合法人E C Oマッシュの5件となっております。また、県外からの新規立地につきましては、番号を丸で囲んでおりますが、13ページの1番のリンクージュサービスから14ページの30番の村角の6件となっております。

説明は以上でございます。

○後沢観光推進課長 観光推進課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成22年度2月補正歳出予算説明資料」のインデックスで観光推進課のところ、251ページをお開きください。観光推進課の歳出予算の補正額は6,847万7,000円の減額となっております。この結果、補正後の予算総額は12億2,714万6,000円でございます。

次に、253ページをお開きください。一般会計でございますが、7,387万6,000円の減額となっております。補正後の予算額は8億5,892万円でございます。

補正をお願いする主なものにつきまして御説

明いたします。（事項）県営宿泊休養施設改善対策費423万1,000円の増額でございます。これは、県営国民宿舎特別会計の歳入予算におきまして、県がえびの高原荘及び高千穂荘で実施する修繕工事に伴って発生する休館日数に応じまして、それぞれの指定管理者からいただく負担金を減額することなどから、減額相当額につきまして、一般会計から特別会計繰出金を増額するものでございます。

次に、（事項）観光振興費143万5,000円の増額でございます。内訳でございますが、254ページの説明欄2の観光振興応援事業として300万円の減額を、3のスポーツレクリエーション施設特別会計繰出金としまして536万3,000円の増額を、その他を合わせまして合計143万5,000円の増額となっております。

次に、（事項）観光・コンベンション誘致促進事業費2,697万9,000円の減額でございます。これは、説明欄1のみやざき観光コンベンション協会運営費補助金等の減額に伴うものでございます。

次に、（事項）おもてなし日本一観光案内板整備事業費170万円の減額でございます。これは、説明欄1のおもてなし日本一観光案内板整備事業の案内板修正委託料の執行残に伴う減額でございます。

次に、（事項）観光交流基盤整備費700万円の減額でございます。これは、説明欄1の新魅力創出！みやざき観光地づくり支援事業の補助事業費の執行残に伴う減額でございます。

最後に、（事項）国内観光宣伝事業費215万円の減額でございます。これは、説明欄2の九州新幹線観光バスルート実証実験事業におきまして、事業総額が当初予測よりも少額であったため、委託料の執行残を減額するものでござい

す。

以上が一般会計でございます。

次に、256ページをお開きください。えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。（事項）県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費539万9,000円の増額でございます。これは、平成21年末に発生しましたアイススケート場の製氷設備の故障に関しまして、生じた修繕費用及び営業損失につきまして補償補てんを行うために増額補正をするものでございます。

次に、平成23年2月定例県議会提出議案の29ページをごらんください。議案第46号「平成22年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、歳入歳出予算ともに539万9,000円の増額をいたしまして、それぞれ895万1,000円とするものでございます。詳しいことは、お手元の常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の8ページをお開きください。この補正予算は、アイススケート場の製氷設備の故障に関しまして、生じた修繕費用及び営業損失について補償補てんを行うものでございます。事業概要についてでございますが、平成21年12月24日の営業開始前の時点で製氷機の冷却剤が流出いたしまして、同時に製氷機が運転不能の状態となり、営業再開までに7日間を要する事故がございました。このため、設備の修繕費用及び営業再開までの営業損失につきまして、基本協定第25条第2項の規定に基づきまして、補償補てんを行うものでございます。補正額は、補償補てん費539万9,000円でございます。補償の内訳についてでございますが、修繕費用については全額328万2,000円を、営業損失

につきましては、その額の2分の1に当たる211万7,000円となっております。財源といたしましては、一般会計からの繰入金を536万3,000円、あわせまして特別会計の前年度からの繰越金3万6,000円をそれぞれ充てることとしております。

次に、平成23年2月定例県議会提出議案の31ページをごらんください。議案第47号「平成22年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第3号）」でございます。県におきましては、平成21年度からの明許繰越事業といたしまして、えびの高原荘及び高千穂荘におきまして、断水を伴う給水給湯設備工事や内装工事などの修繕工事を実施してきておりますが、これらの修繕工事を効率的に実施するために、指定管理者に休館をお願いしたところでございます。指定管理者に負担していただいております納付金につきまして、休館日数に応じて日割り計算により減額をするため、歳入予算の補正をお願いするものでございます。休館期間は延べ42日間でございます。これに伴う納付金の減額は431万5,000円となり、歳入予算不足を補うため、一般会計繰入金の423万1,000円の増額と、その他の収入の8万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、常任委員会資料の15ページをごらんください。みやざきフラワーフェスタ2011の開催について御報告いたします。

今回で第44回となるフラワーフェスタは、3月19日（土）から5月8日（日）までの51日間開催いたします。今回の新たな取り組み等につきましては、資料の3に記載してございますが、まず、（1）に記載してございますとおり、メイン会場であるこどものくにに「新生宮崎アピール花壇」を設置いたします。これは、

口蹄疫終息後初めて迎える宮崎の春を県内外のたくさんの方に感じてもらうとともに、全国からいただいた支援や応援に対して感謝の意を表するため、復興に向かう宮崎の姿を象徴するものとして設置するものでございます。次に、(2)にございますように、宮崎市内に3つの「花の街」と称するまちめぐりポイントが誕生いたします。一ツ葉エリアでは、「ぐるっと一ツ葉フラワーフェスタ」としまして、一ツ葉地帯一帯の花を楽しみながら神話スポットをめぐることができるように花飾りや周遊マップを作成いたします。また、青島エリアでは、「ぐるっと青島フラワーフェスタ」といたしまして、こどものくになど9会場が連携し、スタンプラリーを実施いたします。さらに、宮崎市街地エリアでは、「ぐるっとまちなかフラワーフェスタ」といたしまして、官民協働によりさまざまな花装飾が実施されます。次に、(3)の会場数ですが、今回は161会場となっております。抽せんで海外旅行券や県産品などが当たるフラワーラリーを実施いたします。

なお、会場の内訳は4に記載のとおりでございます。お手元にリーフレットをお配りしておりますので、御参照いただきたいと思います。委員の皆様もぜひ足をお運びいただければと思います。

説明は以上でございます。

○小八重みやざきアピール課長 みやざきアピール課の補正予算について御説明をいたします。

2月補正の歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、みやざきアピール課のインデックスのところ、257ページをお開きいただきたいと存じます。みやざきアピール課の歳出補正額は、一般会計で3,211万3,000円の減額となっております。

ます。この結果、補正後の予算総額は2億4,191万円となります。

次に、主な補正内容について御説明いたします。259ページをお開きください。まず、(事項)職員費につきましては、組織改正に伴う人員配置が変わり、減になりまして、955万4,000円の減額をお願いするものであります。

次に、(事項)県外広報対策費につきましては、説明欄にもございますように、県外広報活動に要する経費の1,555万9,000円の減額をお願いいたしております。これは、9月補正で承認いただきました口蹄疫復興みやざき感謝祭実施事業におきまして、効率的な事業執行等により委託料1,400万円の削減が可能となりましたほか、県外みやざき応援団ネットワーク強化事業におきまして、効率的な事業執行により155万9,000円の執行残を生じたものであります。

次に、(事項)スポーツランドみやざき推進事業費につきましては、スポーツランドみやざき施設等整備促進事業におきまして、700万円の減額をお願いするものであります。この事業は、スポーツキャンプ・合宿等の誘致に資するものとして市町村が実施いたしますスポーツ施設等の整備に対して補助金を交付するものでございますが、市町村からの要望等について精査いたしました結果、執行残が生じたことから、減額をお願いすることになったものでございます。

みやざきアピール課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○水間委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他の報告事項の質疑については後ほどお受けいたしますが、まずは議案についての質疑をお願いいたします。

○太田委員 説明を受けたわけですが、具体的

に言うと、例えば221ページの商工政策課の職員費のところでは5名減となったというような説明がありました。その他の課でも、ふえたところもあれば減ったところもありました。職員数というのを見た場合に、例えば5名減であったということであれば、部内での組織改編の中でお互い調整し合ったのか、もしくは結婚退職とか病気による退職、そういった意味のものがあるのか、説明の中に全体の部内での増減があったものですから、それは理由としてはどのようなものなのでしょうか。

○古賀商工政策課長 ことし4月1日で旧経営金融課と旧商工政策課が一緒になりました。そうなりますと、課長、課長補佐というポストが——今度、室長というのができましたけれども、そういった格好で合理化ができたという部分がございます。それと、単純に5名減ったということを申し上げましたけれども、うち1名につきましては、工業支援課のほうに回しておりますので、実質的には管理職のポスト等で調整したということになります。

○太田委員 例えば、253ページの観光推進課の観光費の職員費が4,000万ほど減額も同じようなものだったのでしょうか。

○後沢観光推進課長 ここも組織改正による配置人数の減によるものです。前の年まで18名おったんですけれども、組織改編があつて15名に減ったものですから、職員の給料とか、さまざまな手当相当をそろそろ合わせまして、このとおりの数字になっております。

○小八重みやざきアピール課長 今のに関連いたしまして、私どものほうも2名減になっておるんですが、22年度予算編成の際には、みやざきアピール課には交流基盤担当というのが置かれておまして、4名の職員のほかに再任用の

方が2名で移住相談業務等に当たっておられたんですが、この方たちが4月1日の組織改正で中山間・地域政策課に行かれ、交流基盤担当が観光推進課に行き、逆に観光推進課からスポーツランド担当が私どもの課に来たということで、差し引き2名の減員ということになってございます。

○太田委員 わかりました。部内でのいろんな調整もあったということであればいいんですが……。4月1日の予算を編成する場合には、そういった組織上の重要な体制のことですから、予算編成時にまだわかっていないんですか。途中退職とかいうんだつたら、しょうがないと思いますが、組織改編上のことは、当初予算を編成するときにそういった想定はされなくていくんですか。その辺はどうでしょうか。

○古賀商工政策課長 予算編成時には、現体制で来年度もやるという前提で予算編成させていただいています。

○太田委員 わかりました。予定された人数で当初予算は組んでいくのがやや常識ではないかなという気がするんですが、もったいないという気もするわけですね。それぞれやっているからいいとは思いますが……。

もう一つ、249ページの企業立地課の工鉦業振興費の企業立地基盤整備等対策費、31億5,000万程度の減額というのがあって、説明の中で、広域拠点工業団地の整備事業については都城市のみであったということなんですが、31億程度予算を置いておるわけですが、これは何件分とかいう根拠となる置き方があったんですか。

○山口企業立地課長 広域拠点工業団地整備事業につきましては、21年度からの事業でございますが、32億の内訳が、貸付金で30億、補助金で2億という予算を組んでおります。貸付金に

つきましては、20ヘクタール以上の大規模な工業団地を整備します市町村に対して5年間を限度に無利子で貸し付けを行うという事業でございますが、今年度はそういった団地造成等に係る要望がなく、貸付金の申請がなかったということで減額をさせていただいております。補助金につきましては、工業用水等の基盤施設整備事業、あるいは地耐力や地下水等の基盤調査に対する2分の1補助になります。限度額を2億円ということで助成措置を設けております。今年度につきましては、21年度に引き続きまして、都城市のほうで基盤調査事業ということで申請がございました。それ以外、貸付金、補助金はございませんでしたので、減額をさせていただいているところでございます。

○太田委員 わかりました。

○外山 衛委員 229ページ、産学官共同研究推進事業費、これもずっと推進していますけれども、もちろんすべてが助成や補助を受けてやっているわけじゃないのはわかるんですが、執行残が出るということは、取り組みはどうなんです。うまく成果が上がっているのか。使い切っていないところに——使いづらい部分があるんでしょうか。どうなんですか。

○富高工業支援課長 確かに、産学官の連携ということで、当然、大学、企業がマッチングするということが前提になる事業でございますので、共同申請という意味では若干ハードルが高い部分はあるのかなと思っております。我々の掘り起こしといいますか、そういった努力も若干不足していた面はあるのかなという気はしておるんですが、ただ、今回も7件申請は上がってきておりまして、そのうち5件採択しております。2件については事業化の見込みがない、連携体制にちょっと不備があるということだっ

たので……。予定の7件というものは上がってきておりまして、需要がないということでは決していないのかなど。減額の理由としまして、採択した5件のうち2件につきましては、2カ年事業ということで、予算が半分に分かれてしまったというような事情もございまして、若干減額の幅が大きくなっているということもありますので、御理解いただきたいと思っております。

○外山 衛委員 わかりました。数字だけ見ると、そう感じますので。

あともう一点、上海事務所、私も2年前に行ってまいりましたけれども、中心部に移転しますが、ちなみに、現在と新たな事務所について、家賃、広さなどの資料はありますか。

○金子商業支援課長 具体的な家賃の額とかでございませうか。

○外山 衛委員 大体のところ。

○金子商業支援課長 資料を用意させますので……。2年前に行っていたということなんですけれども、今回、上海中心部、上海市の政府の庁舎あるいは日本への観光誘致をやっているというJNTOという事務所の近く、それから昨年12月に設置した県産品の上海棚、そういったところに隣接しました利便性の高いところに移設するという形に計画しているところでございます。数値につきましては、後で御説明します。

○外山 衛委員 木質化するわけですね。1階部分なら家賃が恐らく高過ぎるので、ビルの上層部になるのか、せつかく木質化するのであれば、通りから見えるようなロケーションが一番いいんでしょうけれども、ビルの一室になるんでしょうか。

○金子商業支援課長 上海の高層ビル、結構ございまして、その中で17階の部屋です。やはり

家賃との絡みもございますし、ただ、その中には、商談というような形でスペースもゆとりめにとりまして、アバウトに申しますと、今の事務所の倍ぐらいのスペースは確保させていただきましたので、そういった中でやっていきたいと思っています。中国においては現在、構造材についてはまだ日本からの輸出が認められておりませんで、当面は内装材ということなんですけれども、別途、環境森林部のほうもそういった制度——門戸開放につきまして、いろんな動きもなされているということがございますので、そういった形でアピールの場が広がっていくといいなと思っています。今、置いております上海の棚、常設棚につきましても、餌肥杉で棚を組みまして、結構お客様にもそれが評判で、ある意味、あそこも一つのショールームというような形で位置づけられておるところでございます。

○外山 衛委員 わかりました。家賃はもう結構です。

○蓬原委員 上海事務所ですけれども、一つのイメージなんですけど、どこが設計をして、実際の施工——今、餌肥杉という話が出ましたから、餌肥杉を持っていくんでしょうけれども、だれが行って、施工はだれがどうやってという完成するまでのイメージを教えてください。

○金子商業支援課長 これにつきましては、県の森林組合連合会のほうが、今の上海事務所もそうなんですけれども、やはり内装の施工をやっていただいています。今回もそこをお願いをしております、基本的には、キットをこちらのほうで作りまして、それを運びまして、現地で組み立てるという形で、現在のところ、4月いっぱいまではそういった工事がかかるんですけれども、それ以外にも、いろんな上海で

の通常の店舗、病院とかでの施工実績等もあるものですから、県森連のほうに委託して施工するというところでございます。

○蓬原委員 組み立てる人は日本の大工さんとか、そういう技能を持っている人が行って組み立てるということですか。

○金子商業支援課長 既に現地に組み立てのパートナーもおられるようでして、基本的な部分はこちらからも人が参りますけれども、現地の具体の作業する者につきましては、現地のパートナー企業の方と一緒にやられるというふうに聞いております。

○蓬原委員 森林組合連合会ということでしたが、内装の設計、それは当然、日本人がやっているんですか。

○金子商業支援課長 設計・施工含めまして県森連のほうでやっていただくことになっております。

○坂口委員 教えてほしいんですけれども、若年者就労支援強化事業、㊦の減額ですね。この事業でどれぐらい具体的に正規雇用が成立したかというのが、大まかでいいんですけれども、欲しいのと、相当、力を入れて若年者の雇用というのはやっていかんといかんと思うんですけれども、これだけ執行残が出てしまったということで、もうちょっと詳しい理由を……。これは使おうたって使えないものなのか、工夫があれば今後見込めるものなのか、教えていただければと思います。

○柳田地域雇用対策室長 御質問は若年者等正規雇用化促進特別事業のことだと思いますけれども、この事業につきましては、国のトライアル雇用制度を活用しまして、例えばトライアル雇用で3カ月ぐらい雇用を実施しますが、その後正規雇用に移行するという場合、そして3

カ月を経過いたしましたら、正規雇用化できたということで県のほうで1人当たり6万円を支給するという制度であります。これは22年度の新規事業として取り組ませていただきましたが、当初予算の積算につきましては、国のトライアル雇用終了時の正規雇用の移行が20年度の実績で345人というような数字がありましたので、それに約100人の増加を見込んで450人ということにしまして、それに6万円を掛けまして2,700万円ということで御承認していただきまして、22年度実行したところでしたが、実際に助成金につきましては、6カ月たってから出てくるということがありました。労働局にお話を聞きましたらば、トライアル雇用をしまして、その後に正規雇用に移行する割合が今年度は前年度よりも低くなっている、そういうことが一つあります。もう一つは、私たちも、この制度の企業の方への周知が行き渡っていない面もあるのかなということもあるところで、その辺は反省点なんですけれども、そういったことで最終的に130名程度が見込まれるということで800万を想定しまして、1,900万円の減額となってしまうところでもあります。

○坂口委員 100人という数字は相当大きい数字と考えていいんじゃないかなと思うんです。正規につながらない人の数というのはそれよりかはるか大きいことになるんでしょうけれども、この事業でそれだけの成果を出せたというのは、期待したいと思うんです。

もう一つ、あっせんというか、正規雇用へお世話をした場合に、専門学校とか7万ぐらいだったですか、何かあったですね。これに似た事業で、専門学校とかが正規雇用への就労、就職あっせんをしたときの事業とか、この㊦で出てきたあたりをやって、大まかにでいいんです

けれども、若い人たちの正規雇用へかなりつながっていているかというのが一つ……。そういったものはもう一つの反省の上に立って出てきた事業だと思うんですけども、就職して1年間で25%ぐらいがやめていく、3年ぐらいで大方半分以上がやめるとかいう、そこでミスマッチとか、そういうものがなくて、ならし運転がしっかりいって、しかも正規につながったというのを……。まだ1年ですから、そこらまで見えるかどうかわかりませんが、そういったのは感触的にはどんなくあいに判断しておられますか。

○篠田労働政策課長 坂口委員がおっしゃったのは、244ページの㊦新規学卒者等就職支援事業ということで、正規雇用あるいは4カ月以上の期間のある定め雇用民間の教育機関がした場合には報奨費を出しているわけなんですけれども、これにつきましても、当初、今年度700人ぐらい予定していたんですが、なかなか雇用情勢が厳しいということで、半分ぐらいまでしかいかないということで今回減額したところでございます。教育機関あたりもいろいろ就職支援をしていただいているんですけども、我々が見込んだ以上に雇用情勢の悪さというか、そのあたりが影響して、正規雇用化につながっていないんじゃないかなと思っております。今後とも、民間教育機関とかハローワーク等と連携しながら、一人でも多くの方が正規雇用化するように努力していきたいと考えております。

○坂口委員 ぜひ、そういう考え方で——この数字は大きいと思うんです。目標達成率がどうというよりも、現実に100何十名というものが正規の職につけたというのはですね。ぜひ、粘り強く、そして工夫が凝らせるものなら微に入り細に入り工夫しながら、力を入れていってほし

いなど、これは要望です。

もう一つ、説明資料の5ページの食品開発センターの設備機器整備事業です。香気成分分取装置の購入となっているんですが、もうちょっと詳しく、どういった目的で何をつかもうというか、目標とされているものが何かということのを詳しく教えていただきたいと思います。

○河野食品開発センター所長 6ページのほうに香気成分分取装置ということで簡単に書いているんですけども、実は焼酎などの香気成分、においを機械で分析して、どういった成分がそういうにおいに関係しているかということのを調べるんです。これは平成3年に入れたものを更新ということですが、今回は、これににおいかぎシステムというのを入れまして、機械でピークが——いろんな成分が分画してくるんですけども、そのにおいを同時にかいで、それぞれ単品のにおいがどういうにおいがするかとか、そういうものもこの機械でわかるようになります。そういったことで成分を、もうちょっとにおいとの関係をしっかりやっていこうということです。

○坂口委員 それはわかるんです。本当に純粋な、限りなくそのにおいそのもの、原子とか、そこに近づけて、このにおいがこうだというのを分析されるというのはわかるんです。何を求めようとしているのか。うまい焼酎、売れる焼酎、健康にいい焼酎、これから何を組み立てるために細分化されているのか教えてください。

○河野食品開発センター所長 焼酎では、宮崎県は芋焼酎ですから、芋焼酎のよさ、芋焼酎のほんのりとした香りとか甘さ、芋焼酎はほかの焼酎と比べて甘さも出ていますので、そういう香気成分と味との関係、それから焼酎以外でも

いろんな食品素材の中の成分、例えばフルーツであればフルーツの香り、そういったものを調べていくということ、それから機能性成分の中でもにおいがするものはありますので、そういった関係を調べて、それを製品の中に入れていくということを考えています。

○坂口委員 そのこのところだと思うんです。機能性というか、うまさとか、好みとかいうもの、これは大体絞り込めていくんじゃないかなと思うんです。体にいいものは当然、本能的に好きでしょうし、好きなものにはいい感じを受けるでしょうし、だからそのこのところまで——ただ、芋の特性を出すための焼酎はどのにおいを入れればいいのかとか、これからは外にフーズ分のにおいがあるから、これを除外すればいいとか、そういうところにまだ絞り込まずに、例えば健康といやしの森業、アロマセラピーとか、テルペン、フィトンチッド、いっぱいそんな言葉が出てきているわけです。それを集大成するところにこれは目標を持つべきじゃないかという気がするんです。いろんな情報がかなり絞り込まれてきていますね。せっかくこういうところまでして——全国に比べると、宮崎はランナーとしてはトップランナーのところを走っているみたいな気がするんです。臭気とか、香気、機能、これをもう少しやって行って、健康、保健、そういったものと食の関係、そしてなぜ宮崎の食がいいのかというのは、香気のもととは——さっき言われたように、においのもとというのは必ず光合成による副産物ですね。もともとその植物がにおいをつくらうとしてつくるんじゃないくて、光合成をやっている間にテルペン類としてたくわえてしまったものです。絶対、日照時間が長いところのほうがその含有率は高いと思うんです。そこらをターゲットにし

た本格的な、宮崎の食、宮崎がなぜ健康にいいのか、なぜ宮崎はブランド化できたのかというところまでいっていただけるとなと思うんです。物すごく地道で息の長い研究になると思うんですけれども、においというものは、そこらが漠然と見えてくるところまで来ているような気がするんです。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

○河野食品開発センター所長 おっしゃるとおりだと思いますので、農政のほうとも連携をとってやっていきたいと思います。

○外山三博委員 254ページの観光推進課、観光コンベンション協会の運営費の補助金が2,600万円余減額になっていますね。この中身、減額の内容を教えてください。

○後沢観光推進課長 みやざき観光コンベンション協会への運営費補助金ですけれども、中身はいろいろな要素がありまして、県から協会に派遣されている職員を中心とした職員の人件費がその多くを占めておりまして、今回の減額補正は、人件費相当部分の減額補正です。なぜこういうことが起きるかという、この予算を組むときにはどういった職員がそこに配置されるかということもわかりませんので、高目に予算を組ませていただいて、人件費をどなたが来られても払えるようにしておくということだったんですけれども、結果として、想定していたよりも給与の格付の低い方だとか、もしくは県職員が行くところにOBの方が行かれたとか、そういうことで減額補正をさせていただいたということです。今年度は、県から派遣されている職員のうち、年度の早い段階で異動がかかった者がおりまして、その分が減額補正をさせていただくということで、合計で2,600万余の減額補正をさせていただいているということでご

います。

○外山三博委員 このうちの人件費減額は幾らですか。

○後沢観光推進課長 今回の補正減は、全額が人件費でございます。

○外山三博委員 人件費の減額ということで、また当初予算で観光コンベンション協会に対する補助金の計上があると思うんですが、事前にどういう人を県から派遣するとか、そういう打ち合わせがあって人件費の補助というのは計上したわけでしょう。事前にその調整というか、打ち合わせはないんですか。

○後沢観光推進課長 事前に人事のことをすり合わせた上でということにはならないので、新年度にどういった方が行かれるのかというのはまだわからない状態で予算を組んでおりますので、こういうことが起きるということになっております。

○外山三博委員 ということは、当初予算ではアバウトつかみでこのくらい上げておきましょうというようなことになるわけですか。

○後沢観光推進課長 アバウトなつかみということ、あれなんですけれども、どなたが来られるかわからないので、欠損が出ることがないように多少余裕を持って組ませていただくということでやっております。現在どういった職員がおられるかというのは今の組織の形を見ればわかりますので、その方を前提にして組ませていただくということもあります。

○外山三博委員 県から出向する人件費ということじゃないんでしょう、これは。

○後沢観光推進課長 県から行っている人間の人員費、それが中心になるんですけれども、OBで行かれています方とか、いろんな方がおられますので、そういった人員費をこの運営費補助

という形で支出しているものでございます。

○外山三博委員 ちょっとわかりにくいんですが、観光コンベンション協会の人件費の分を全部県の補助金で負担しておるといことなんでしょうか。

○後沢観光推進課長 県から派遣されている職員などについては、全額を県のほうで補助金という形で負担しております。プロパー職員もおりますので、プロパー職員の人件費につきましては、一部、県の補助金で出している部分もありますが、半分以上の額につきましては、協会の自主事業の収益の中から給与を出しているという形になっております。

○外山三博委員 県が補助金を出す根拠としてはわかりにくいんです。もう少し具体的にこういう根拠でこういう人件費を持ちますよというのがないと、超えたら困るからこのくらいやっておきましょうというので当初予算に組んでいくということになると、いいかげんと言ったら悪いけれども、どうなんですか、その辺の調整というのは事前にできないんですか。

○後沢観光推進課長 協会は、県の観光誘致の施策と一体性を持って、その実動部隊的な側面を持っておりますので、常に県と一体となって観光誘致を図るという意味では公益性も高いですし、それだからこそ県から職員が出向して一体となって仕事をしているということでもありますので、そういう意味では、人件費を県のほうで補助金として出すということには理屈があるという整理をしております。今おっしゃった、つかみで予算を出して、後から減額補正というのはいいかげんじゃないのかという御趣旨かと思えますけれども、どうしても新しい年度の人員体制が見えない中で余裕を持って予算を組むということは、我々としてはせざるを得な

いかなというふうに思っております。ただ、明日、23年度の新規予算の御説明も申し上げるわけですけれども、ここの協会の運営費補助金の人件費の部分につきましては、確実ではないんですけれども、これまでの協会職員の配置の実績を見ながら、今まで過大に予算を積んでいたんじゃないのかというふうに我々としても気づくところはありましたので、そこは少し減額をした形で予算を組ませていただくということで改善を図っているところでございます。

○外山三博委員 今言ったようなことをこれを見て感じたものだから、当初予算のところでもたこのことをしっかり、こういう根拠で補助金を組みましたという説明を今から準備しておいてください。

259ページの県外広報活動に要する経費の1,500万余の減額、中身をもう少し詳しく。

○小八重みやざきアピール課長 県外広報対策事業の減額は、大きくは2つの要素がございまして、1つが、先ほども説明の中で申し上げましたが、9月補正で御承認いただきました口蹄疫復興みやざき感謝祭の実施事業でございますが、11月4日に東京で開催したのを初め、今までやっているところでございますが、この際に会場となったホテル——品川プリンスホテルでございますが、あるいは関連イベントを開いていただきましたフジテレビ、ここらあたりが復興支援ということでいろいろ御協力をいただきまして、委託料の節減が1,400万図れたというのがございます。

もう一つが、県外みやざき応援団ネットワーク強化事業の中で155万9,000円の減額がございまして、これはみやざき大使・応援隊に関するものでございまして、旅費や事務費の効率的な執行をやったことに加えまして、口蹄疫の復興

支援ということで、本県出身の斉藤慶子さんや西島千博さんがいろんなフェアに行ってお手伝いをしていただいたんですが、こういうPRに御協力いただいた中で報償費の削減ができた、そういったことで削減ができております。また、これから大使、応援隊の方との交流会をやるんですが、例えば大阪で来週やるんですが、南海グリルという宮崎牛を売っていただいているレストランがございまして、ここが会場費をただにいただけるというようなことで、今回はいろんな方面からの御支援があったということで1,500万なりの減額ができたということでございます。

○外山三博委員 要は、口蹄疫からの復興という宮崎PRの予算ですね。例えば、新幹線が入ってくる——よく聞くのは、宮崎のPRは、ポスターを含めて、熊本や鹿児島と比べると少ない。例えば主要駅、駅の構内に、こういう予算を使って大きな看板なりポスターなり、そういうのを張るほうに使うことはできなかったのか。

○小八重みやざきアピール課長 今御指摘のような使い方も可能であったかと思いますが、私どものほうとしましては、復興の支援ということでやっていただける皆様方への感謝祭という名目で予算をいただいておりますので、組織内での回し方ができなかったという点は反省すべきかとも思います。

○外山三博委員 私は、余り細かくきちぎちにしないで、宮崎のPRということを考えれば、そういう点にもこういうのを使ってほしかったなと思う。1,500万あれば、パンフレットを含めて相当できたんですね。そういうことを感じたものだから聞いたんです。

○後沢観光推進課長 今のことに関して補足と

どうか、説明させていただきますと、九州新幹線の全通関連で、宮崎の露出が少ないんじゃないかという御指摘ですけれども、ポスターとかいうお話が出ましたけれども、開通を控えて私どもも新幹線対策の予算というのをいただいておりますので、そういった予算を活用して、例えば新大阪駅や博多駅、岡山、広島などの駅でポスターを掲出するという取り組みを2月の末から開業あたりまで集中的に展開しております。開業前後というのはマスメディアの露出もふえると思いますので、今それこそ観光協会のほうで大阪方面にキャラバンに行っておりますけれども、そういった大阪地区、岡山、福岡、山陽から北部九州まで、開業にあわせたキャラバンや、PRを図るためのイベントというのを仕掛けておりますので、そういったことは別途いただいている予算で対応しているところでございます。

○外山三博委員 別途予算があるにしても、これを減額するのはもったいないなという気がしたから、せつかくあるんだから、これを使えばよかったのよ。以上でいいです。

○新見委員 委員会資料の3ページ以降について教えていただきたいんですが、今回、機械技術センターとして1,600万円ほど、工業技術センターとして1億5,400万円ほど補正が上がりますけれども、担当は、機械技術センターは工業振興のほう、工業技術センターは技術支援担当ということで分けてあるんですが、この背景を教えてください。

○富高工業支援課長 機械技術センターにつきましては、設立の趣旨が機械金属工業振興という意味合いもございまして、公の施設ということで機械技術振興協会のほうに管理運営を指定管理者としてお願いしております。機械金属の

実務的な振興を図っている団体でございますので、そういう意味では工業振興という整理でさせていただきます。工業技術センターにつきましては、研究開発も含めて、研究などを中心にやっておりますので、仕分けとして技術支援という整理にさせていただいているところでございます。

○新見委員 今回導入される機器の金額を見ると、工業技術センターは、中心部ですから、割と高額な機器が今回整備されるようです。例えば、工業技術センターが今回整備するような高額な機械を機械技術センターのほうで導入したいといったようなときに、予算的に通るだろうか、教えてください。

○富高工業支援課長 先ほども申し上げましたが、工業技術センターにおきましては、研究開発という部分がかなり大きくなっておりまして、それに活用する分析機器というようなもの等々もございまして、割と金額が大きくなる部分はあるのかなと思います。ただ、機械技術センターでも必要性があるということで、そういう高額な機器等々が必要であれば、それはまた予算的には要求してまいりたいというふうに思っておりますけれども、現実にはまだそこまでの現場からの要求がないということで、今回こういうことにはなっているところでございます。

○太田委員 坂口委員や外山委員が言われた視点と似ているかもしれませんが、もう一回、労働政策課のほうで242ページの緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費、1番の市町村に対する補助事業に5億8,000万ほど残があったということでもあります。これは23年度まで使っていきますよということですから、その辺の問題はないと思うんですけれども、5億8,000万というのは、

私どもが見たら、緊急雇用だから早目に市町村もしくは県内にこういったものを落として活性化を図っていったほうがいいのかという思いもあるものですが……。市町村のほうもみんなが手を挙げてこういうのをやりたいといって引っ張りだこではなかったのかなと思ったんです。残ったというのは、使い勝手の問題とか、もしくは市町村からのいろんな取り組みのアイデアが足りない部分とか、こういう残る原因というのは何でしょうか。

○柳田地域雇用対策室長 今おっしゃった市町村補助金の5億8,000万円の減額についてですが、市町村補助金につきましては、22年度当初に11億7,000万円の緊急基金で始めたところがあります。市町村においては、そちらのほうの事業については4月からずっと実施していただいたんですが、その後、御存じのように、口蹄疫が発生いたしまして、8月くらいで200人ぐらいの離職者が出ているということで、9月補正におきまして7億5,000万円の補正をさせていただきました。これにつきましては、半年分という形で250人ぐらいを見込んで7億5,000万円ということで出させていただいたんですが、それは市町村からの積み上げというような状況でございまして、市町村の担当者も殺処分とか防疫で忙しい状況でしたので、県のほうで離職者数をもとに大枠として予算措置をさせていただきました。その後、市町村のほうからは事業を実施したいということで、10月以降に事業の実施希望が出てきて、約2億2,000万円については市町村のほうで取り組みますということで事業をしていただいたところでもあります。しかしながら、市町村のほうもまだ口蹄疫の関係もございましたし、それ以外に、県のほうでは畜産課のほうでも、失業者の対策というか、防疫対

策、そういったことも行いましたので、結果的にふえなかったということになったところでございます。

○太田委員 口蹄疫の関係の影響、口蹄疫で逆に雇用を凶ったというところは私も聞きましたので、わかりました。今後、23年度に向けては万全の体制でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○蓬原委員 259ページのスポーツランドみやざき推進事業費ですが、市町村への補助ということだったんですが、実績は、どういう主立ったものがあつたのかということと、その補助に際しての条件、金額、総額が幾らまでとか、補助率はどういうものなのか、教えてください。

○小八重みやざきアピール課長 スポーツランドみやざき施設整備促進補助金でございますが、まずこの補助金の目的と申しますのが、スポーツランドみやざきの振興に資するというところで、キャンプ・合宿等と呼び込むこと等に役に立つかというような観点がござひます。そういった意味で、運動施設等を整備するほかの補助金とは違ふということがござひます。したがひまして、例として申し上げますと、市民の利活用のみを目的としたような施設整備、修繕事業、こういったものは必ずしもキャンプ・合宿の誘致に結びつかないというようなことがござひまして、当該補助金の対象にはなり得ないものです。一方で、サッカーのコートでございますが、冬用の芝の種をまくとか、オーバーシードと言うそうですが、これなどは、冬に青々とした芝の上で練習しなければならない、特にJリーグ等につきましては不可欠なものということで、サッカーのキャンプ誘致に非常に資するというようなことがござひまして、補助の対象にするということでございます。そういった目

的に照らし合わせまして、昨年、市町村からの要望を取りまとめましたところ、例えば宮崎市でございますと、清武の総合運動公園、ここも学生の合宿やプロ野球のキャンプとかが参りますので、この野球場の内野整備に補助をいたしました。あるいは先ほど申しましたが、西都市に行きますと、清水台総合運動公園にサッカー場がござひますが、このオーバーシードに補助金を出したとか、あるいは綾町の錦原サッカー場、ここもいろんな球団が来てサッカーをやりますが、ここも整備するということで補助金を交付したところでござひまして、13件の申し込みがありましたうち、8件が当該目的にかなつたということで補助をいたしたところでござひます。

○蓬原委員 ここで言うキャンプ・合宿というのは、清武町の場合は学生ということでしたが、高校生以上、大学生以上ですか。

○小八重みやざきアピール課長 過去の実績と今来ているのを見ますと、高校生の野球チームもござひますし、総合運動公園ですとか、大きなところ以外、プロ野球が使つているところ以外の各市町村の陸上競技場あるいは野球場というのは、社会人、大学生が主に使つておりますが、複数の高校のチームもござひます。

○蓬原委員 合宿というのは最低何日間滞在とか、そういう条件もあるんですか。

○小八重みやざきアピール課長 特に何日間というのはござひませんが、当然、体をつくるためにいらっしゃるので、最低でも4～5日以上は合宿をしていただひているような状況でございます。

○蓬原委員 例えば、1年のうち、そこが1件だけでも、スポーツランドみやざきの推進に役立つと理解して、この補助の対象になるという

ことですか。

○小八重みやざきアピール課長 市町村の担当の方からお話を伺いながら採択しておりますので、市町村の方が判断された上に、我々もそういうことに資するというので慎重に判断させていただいているところでございます。

○蓬原委員 わかりました。

○富高工業支援課長 大変申しわけございません。先ほどの機械技術センターのお尋ねにつきまして、追加をさせていただきたいと思いません。機械技術センターにおきましては、昨年度につきましても、6,900万余の予算を使いまして、13機器、整備をいたしておりますので、今後も、計画的に必要なに応じて整備してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○水間委員長 ほかにありませんか。

報告事項についてはいかがですか。

なければ、その他にいきます。

○蓬原委員 えびの高原ですけれども、今、新燃岳が燃えていますね。国民宿舎は開業中なんですか。

○後沢観光推進課長 今、えびの国民宿舎は休館中です。ただ、これは新燃岳の影響によるということではございません。先ほど補正予算で改装工事をお願いしております、もともと予定されていた休館をしております。2月17日から、予定だと3月15日まで休館する予定になっております。

○蓬原委員 恐らく新燃岳の噴火は、場合によっては数年続くかもしれないという状況になったときに、距離の問題もあると思うんですが、3月15日で内装工事が終わって、後の再開はされるんですか。

○後沢観光推進課長 えびの高原荘の避難体制

につきましては、地元えびの市とも、当然、現場のえびの高原荘とも連絡をとり合いながら、どういう場合に至ったら避難をするとか、閉鎖するというのも取り決めておりますので、3月15日の時点でその判断をする基準を満たしていない場合には、そのまま再開するという事になります。

○蓬原委員 もし火山活動が活発になって閉鎖しなければいけないという状況にえびの市との話がなったときに、営業損失という言葉があります。いわゆる天変地異です。その原因に帰さない自然の変化による閉鎖となるわけけれども、この場合の指定管理者への営業補償というか、損失補てんの考えというのは、将来の話でしょうけれども、どういう考えになるのか、教えてください。

○後沢観光推進課長 旅行環境の悪化、今回の不可抗力のようなことによる経費の増については県が負担するというふうに、指定管理者と結んでいる協定書で書かれているんですけども、収入が減になった場合については特に定めがないというのが今の形になっております。実際、閉鎖したときに収入減があって、そこを補てんという話になった場合には、関係課と調整して対応を決めていかなければいけないというふうに思っています。今、県の所有施設で幾つか閉鎖しているところもございまして、そういうところの担当課も含めまして、対応については内部的に協議しているところでございます。

○蓬原委員 わかりました。

食品開発センターの所長がお見えのようでございますから、めったにお会いできない方なので……。先ほど坂口委員から香気成分分出装置の話が出ました。健康という話が出ましたけれ

ども、焼酎を飲む人はなぜかHDLが高いと聞いたことがあります。その証明として私、HDLが圧倒的に高いんです。悪玉は物すごく低いんですが、そのせいかどうかわかりませんが、この因果関係というのは何かはっきり証明されているんですか。もしされているとすれば、焼酎が非常に健康にいいというこれからのセールスポイントにもなるわけですけれども、ある程度、信じられて飲まれている部分というのがあるんですが、HDLと焼酎との因果・相関関係について、わかっていたら教えてください。

○河野食品開発センター所長 私も詳しくはわからないんですけれども、焼酎の場合、蒸留していますので、ある意味では、糖分等は入っていないということではほかの酒なんかと比べるといいんじゃないかと思うんですけれども、ただ、それ以外に、飲みながらいろんなものを食べますので、食べるものの影響があるんじゃないかなという気がします。はっきり私もわかりません。

○蓬原委員 少なからず、そういう説が流布されておりまして、かなり信じられながら飲まれているようでありますから、これが広まるともっと我が県の焼酎は売れるんじゃないかと思うので、もしかして余力がありましたら、そのあたりの、なぜHDLが高くなるかという、人体との関係なので、一概に簡単に証明できないのかもしれないけれども……。今、食べる説もありましたけれども、もしありましたら、このあたりも研究の一項目に加えていただいて、やっていただくとありがたいと、希望を述べておきたいと思います。

○太田委員 先ほどのえびの高原の説明でわかりましたが、突発的な事故等によるというようなこともありまして、国民宿舎のほうなんです

が、休館日を42日もとらないかん状態というのは、定例的な、ある程度のスパンによって改装していかないかんという、そんな事情なんでしょうか。

○後沢観光推進課長 国民宿舎は、基本的には365日開館して皆さんに御利用いただいているんですけれども、今回閉館するのは、昨年度の補正予算で、えびの高原荘も高千穂荘も老朽化している部分がありますので、そこを抜本的にリニューアルする予算をいただいております。それを繰り越して今年度実施しております。どうしてもホールのカーペットをかえなければいけないとか、そういうことになると、やはりお客様を迎えるわけにいかないものですから、合計42日間、閉館させていただくという対応をとっているものでございます。

○太田委員 わかりました。

○水間委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 なければこれで終わりたいと思うんですが、今回、新規請願が出ているんです。請願第48号ということで、技能士の活用に関する請願でございますが、執行部から何かございせんか。

○篠田労働政策課長 特にございせん。

○水間委員長 それでは、以上をもちまして商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦勞さまでした。

昼食のため、暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました補正予算関連の議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○**児玉県土整備部長** 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただきしております。厚くお礼申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、3点、御報告を申し上げます。

まず、1点目は、新燃岳の噴火に伴います対応についてであります。1月26日以降噴火を繰り返しております新燃岳の火山活動による大量の火山灰が、県民生活に大きな影響を及ぼしております。県土整備部としましても、国、市や町、気象庁との連携を図りますとともに、県の建設業協会などの協力をいただきながら、土石流対策や道路の火山灰対策等を進めているところでございますが、火山活動が長期化することが懸念されますことから、今後も十分な対応を講じてまいりたいと考えております。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。また、火山灰対策等に要する経費を今回、追加補正予算でお願いしているところでございます。

2点目ですが、現在整備を進めております道路の開通についてであります。椎葉村で整備を進めております国道327号岩屋戸バイパスにつきましては本年3月29日に、また都城市五十町で整備を進めております都城志布志道路の一部である県道都城東環状線今町工区につきましては、本年4月19日に開通の運びとなりました。委員会を初め、県議会の皆様の御支援に対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。概要につきましては、これも後ほど担当課長から御報告させていただきます。

3点目ですが、委員会資料にはございません

けれども、経済・雇用緊急対策についてであります。現在、公共事業における経済・雇用緊急対策としまして、早期発注あるいは建設工事の最低制限価格をおおむね90%とするなどの取り組みを行っておりますが、本県の経済・雇用情勢や建設産業を取り巻く厳しい状況等から、来年度も同様に引き続き実施することが適切であると考えておまして、今後もそのような方向で判断してまいりたいと考えております。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。お手元に商工建設常任委員会資料をお配りしております。目次をごらんいただきたいと思っております。御審議いただきます議案、報告事項を担当課・局ごとに記載しております。議案につきましては、4件の予算議案のほか、工事請負契約の締結に係るものが2件であります。また、報告事項につきましては、新燃岳の噴火に伴う県土整備部の対応についてのほか7件でございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長等から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○**成合管理課長** 管理課でございます。

まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします資料は、1つ目が「平成23年2月定例県議会提出議案（平成22年度補正分）」でございます。2つ目が「平成22年度2月補正歳出予算説明資料」、3つ目が「平成23年2月定例県議会提出報告書」、4つ目が「平成23年2月定例県議会提出議案（議案第65号）」でございます。5つ目が「平成22年度2月補正歳出予算説明資料（議案第65号）」でございます。5つございますけれども、県土整備部関係分を抜粋いたし

まして、お手元の商工建設常任委員会資料にまとめておりますので、この委員会資料で説明させていただきます。なお、補正が2議案に分かれておりますことから、資料のほうには、初回補正、追加補正、報告事項のインデックスをつけさせていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の2月補正予算の概要について御説明いたします。1ページの表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧表にした県土整備部の予算総括表になっております。今回の補正は、2月初回が国庫補助や災害復旧事業等の事業費の決定等に伴うもの、減額でございますが、及びきめ細かな交付金を活用した経済・雇用緊急対策の実施に伴う県単公共事業の増額をお願いしております。次に、追加補正予算でございますが、新燃岳噴火に伴う火山灰除去あるいは土石流対策に要する県単公共事業の増額をお願いするものでございます。一般会計と特別会計を合わせた今回の補正総額は、部予算合計に記載しておりますように、113億3,116万7,000円の減額であります。補正後の予算は785億181万6,000円、前年度同期比で81.8%となっております。

次に、2ページをごらんください。補助公共事業でございます。事業ごとの補正額は記載のとおりでございますが、国庫補助決定に伴い、合計で14億3,369万4,000円の減額をお願いします。

次に、3ページをお開きください。県単公共事業でございます。初回の補正は、国の経済・雇用緊急対策に伴うきめ細かな交付金の活用などによりまして、3億231万円の増額をお願いするものでございます。次に、追加補正は、新燃

岳噴火による火山灰の除去等に要する経費として4億3,350万円の増額であります。2月補正の合計では7億3,581万円の増額をお願いしております。

次に、4ページをごらんください。直轄事業負担金でございますが、国が直轄で行います道路や河川の事業費の確定に伴いまして、34億2,243万7,000円の減額でございます。

次に、5ページをお開きください。災害復旧事業でございますが、査定決定によりまして、62億4,110万8,000円の減額をお願いしております。

次に、6ページをごらんください。一般会計繰越明許費補正であります。2月議会申請の欄が今回お願いしております繰越明許費でございます。今回の申請は、初回補正分と新燃岳の噴火による対策関連の追加補正分に分かれております。まず、初回補正分でございますが、追加分として27事業、43億6,083万3,000円、変更分として1月議会までに御承認いただきました24事業のうち23事業につきまして、58億1,114万5,000円の増額をお願いするものであります。追加と変更を合わせまして101億7,197万8,000円となります。繰り越しの主な理由でございますが、用地交渉あるいは工法検討に日時を要したこと等によるものであります。次に、2月議会申請のうち、追加補正分として1億8,872万7,000円の増額をお願いするものであります。繰り越しの理由は、新燃岳の噴火の影響により工期が不足するおそれがあること等によるものであります。この結果、平成23年度へ繰り越します一般会計の繰越明許費は、1月議会までの承認額に2月議会申請額を合わせまして、51事業、346億7,985万9,000円となります。

次の7ページから11ページまでには、繰り越

しの事業ごとの内訳を掲げております。

続きまして、12ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計の繰越明許費でございます。

13ページでございますように、公共用地取得事業で1億722万2,000円をお願いしております。繰り越しの理由は、移転先選定等に日時を要したことなどによるものでございます。

次に、14ページをごらんください。港湾整備事業特別会計の繰越明許費でございます。

次の15ページでございますように、油津港管理運営事業及び細島港整備事業で5,914万3,000円をお願いしているところでございます。繰り越しの理由は、関係機関との調整に日時を要したこと等によるものでございます。

続きまして、管理課関係の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の17ページをお開きください。当課の補正予算額は3億2,714万9,000円の減額をお願いするものでございます。補正後の予算額は20億6,411万6,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。18ページをごらんください。まず、(事項)職員費でございます。執行残などに伴いまして、3億1,769万1,000円の減額をお願いするものでございます。

次の(事項)公共事業支援統合情報システム構築事業費ではありますが、774万9,000円の減額であります。これは、主に電子入札システム等に係る改修費の執行残でございます。

次に、19ページをお開きいただきたいと思っております。(事項)建設業指導費ではありますが、建設業許可等に要する経費の執行残に伴いまして、183万9,000円の減額をお願いするものであります。

補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、委員会資料の67ページをお開きください。新燃岳の噴火に伴う県土整備部の対応について御説明いたします。

1の現状にありますように、新燃岳では、1月26日から噴火活動が活発化しておりまして、噴火警戒レベルが3に引き上げられ、これまでに爆発的噴火を十数回繰り返しているところでございます。周辺の市町では火山灰により住民生活に影響が出ているところでございます。このため、県土整備部におきましては、土石流対策などの対応を行っております。本日は、その主なものについて御説明いたします。

まず、2の火山灰対策についてであります。①にございますように、県管理道路の通行どめの状況を御報告しておりますが、火山灰による影響や噴石のおそれにより、表のほうに記載しておりますように、国道1路線、県道3路線の一部区間で通行どめを実施しているところでございます。次に、②の県管理道路の火山灰除去についてであります。通行規制路線や幹線道路あるいは市街地部の道路から優先的に火山灰の除去や清掃活動を行ってきたところでございます。実施に当たりましては、国土交通省に路面清掃車、散水車の派遣依頼を行うとともに、建設業協会にも路面清掃業務を委託したところでございます。これまでに、小林及び日南、串間土木事務所管内の除去作業をおおむね完了させておりまして、都城土木事務所管内につきましても、3月末までにおおむね完了する見込みであります。また、火山灰除去の緊急性と長期化のおそれがありますことから、③にありますように、去る2月21日に、県土整備部長が都城と小林地区の建設業協会を訪問いたしまして、火山灰除去作業の協力要請を行いますとともに、

灰の処理作業に伴い、県土整備部発注の手持ち工事等の工程に支障が生じるおそれがある場合の工期延長の取り扱いについて周知を行ったところであります。

次に、68ページをごらんください。3の土石流対策についてであります。2月4日に国土交通省の調査結果を受けまして、県におきましては、土石流防災区域及び警戒避難のための雨量基準を設定いたしております。関係市町にそれを示したところであります。なお、3月1日に再度、国の調査結果が示されたことから、雨量基準をこれまでの1時間雨量4ミリから1時間雨量10ミリに見直したところであります。また、少しの雨でも土石流が発生する危険性がありますことから、国において県が管理する砂防堰堤等も含めまして、緊急的な対策工事を実施することになり、ワイヤーセンサー等の設置、除石工事、仮設導流堤工事が進められているところでございます。さらに、県におきましても、土石流等の被害や影響が予想されます河川において堆積土砂の掘削等を実施しているところでございます。

次に、4の国への要望についてであります。1月下旬から2月中旬にかけて、知事や県土整備部長が国土交通大臣ほかへ土石流対策や災害復旧事業の採択について要望を行ったところであります。

最後に、5のその他についてであります。被災者等の一時入居用の住居として、都城市、小林市等にごさいます県営住宅の空き住宅を確保し、都城市及び高原町に提供することとしております。また、そのほか、油津港あるいは県管理ダム、公園等においても火山灰の除去や機器の点検を実施しているところでございます。

新燃岳の噴火に伴う対応につきましては以上

でございます。

続きまして、69ページをお開きいただきたいと存じます。予定価格の事後公表の拡大試行状況について御説明いたします。

予定価格の事後公表については、試行を行うことを9月議会で御報告したところでございますが、69ページに沿って、その拡大試行の実施結果の詳細を御説明したいと存じます。まず、1にありますように、予定価格の公表時期の取り扱いを検討するため、例えば土木一式であれば2,000万円未満の工事など、現在、事前公表としている価格帯の工事につきまして、昨年10月から12月の3カ月間に、公共三部におきまして公告した工事のおおむね半数程度に当たる177件で事後公表の試行を行ったところであります。

次に、2の拡大試行の実施結果であります。が、(1)の平均入札参加者数につきましては、事後公表試行案件で11.7者、事前公表案件で10.4者となっております。2つには大きな差異は見られなかったところであります。

次に、(2)の入札の状況であります。①の予定価格超過の入札につきましては、事後公表にしたことで全体の約12%発生したところあります。次の②の最低制限価格未満の入札につきましては、事後公表試行案件で35.1%、事前公表案件で36.7%と、大きな差異は見られなかったところあります。次に、③の最低制限価格付近の入札、これは最低制限価格のプラスマイナス1%以内の範囲に入札されたものの状況でございますが、事前公表案件の約85%に比べ、事後公表試行案件では約50%と、応札額の分散が見られたところあります。

次に、(3)の入札不調・不落の発生状況でございます。事後公表試行案件で入札不調が1.8%、不落となったものが6.1%発生しております。

す。一方、事前公表案件では入札不調が3.8%、不落の案件が5.4%となっており、全体的には大きな差異は見られなかったところでございます。

最後に、(4)のその他でございますが、入札執行に当たりましては、不当な働きかけ等の特段の問題は見られなかったところでございます。

拡大試行の状況を見ますと、仮に全面導入いたしたとしても、大きな問題はなかったと考えているところであります。今後、業界団体を初めとする関係者の御意見等も伺いながら、年度末までには予定価格の公表時期のあり方について、全面導入の時期を含めまして、判断してまいりたいと考えております。

管理課につきましては以上でございます。

○服部用地対策課長 用地対策課でございます。

当課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の委員会資料の20ページ、用地対策課をお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で2,800万6,000円の減額、公共用地取得事業特別会計で4,666万6,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計で5億6,270万2,000円、公共用地取得事業特別会計で9億5,426万9,000円、合わせまして、15億1,697万1,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。21ページをお開きください。一般会計であります。まず、(事項)収用委員会費であります。これは、収用委員会の運営に要する経費であります。土地や物件の鑑定料等の執行残によりまして、2,048万8,000円を減額するものであります。

次に、(事項)用地対策費であります。これは、用地対策の推進に要する経費であります。登記事務委託料等の執行残によりまして、497万5,000円を減額するものであります。

次に、23ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計であります。(事項)公共用地取得事業費であります。これは、公共事業に必要な用地を先行取得するための経費等でありまして、事業費の執行残と一般会計への繰出金の差額である4,666万6,000円を減額するというものであります。

用地対策課は以上でございます。

○凶師技術企画課長 技術企画課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の24ページをお開きください。当課の補正予算額は、1,184万7,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は3億4,905万円となります。

以下、主なものを御説明いたします。25ページをお開きください。まず、(事項)土木工事積算管理検査対策費であります。執行残等に伴う311万8,000円の減額であります。

次に、(事項)土木積算システム等Windows 7対応事業であります。執行残に伴う220万5,000円の減額であります。

技術企画課の補正予算の説明については以上であります。

○白賀道路建設課長 道路建設課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の26ページ、道路建設課をお開きください。当課の補正予算額は11億8,521万6,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は232億1,883万2,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたしま

す。27ページをお開きください。まず、（事項）直轄道路事業負担金であります。これは、国道10号など国の直轄事業に対する県の負担金であります。直轄事業費の確定に伴い、13億6,397万3,000円の減額であります。

次に、（事項）道路建設受託事業費であります。これは、国土交通省などからの受託により道路整備を行う事業で、受託決定に伴い、1億2,488万円の増額をお願いしております。

28ページをごらんください。（事項）県単特殊改良費であります。これは、きめ細かな交付金を活用し、現道拡幅などの道路整備を行うもので、9,000万円の増額をお願いしております。

補正予算につきましては以上であります。

次に、71ページをお開きください。議案第61号「工事請負契約の締結について」御説明いたします。

一般国道327号社会資本整備総合交付金事業（石原工区）第2トンネル工事の請負契約締結についてであります。下に位置図を、次の72ページの上に石原工区全体の平面図、さらにその下に石原第2トンネルの平面図を添付しております。計画位置は、東臼杵郡椎葉村大字松尾でございます。71ページの1に石原工区全体の事業概要、2にトンネル工事の概要を記載しております。3の工事請負契約の概要でございますが、契約の金額は5億7,298万5,000円、契約の相手方は大和・坂下・五幸特定建設工事共同企業体、工期としましては平成24年3月25日までとしております。

工事請負契約の締結については以上であります。

次に、報告事項でございますけれども、宮崎県の中長期道路整備計画の策定について御報告いたします。

わかりやすく色刷りを準備しております。別途お配りしております資料で説明させていただきます。まず、1ページでございますけれども、策定の趣旨を記載してございます。本県では平成15年に宮崎県中長期道路整備計画を策定しておりますが、道路整備を取り巻くさまざまな環境の変化と新たな課題に対応し、本県の振興を図るため、このたび計画の見直しを行いまして、新たに策定したところであります。

位置づけ及び計画の策定方法でございますが、本計画の基本的な考え方は、整備から維持管理、利活用も含めた道路全体の計画でありまして、宮崎県総合計画の部門別計画ともなっております。計画期間は、来年度を初年度とする中期5年、長期10年とし、基本方針と目標水準を定めております。また、県民の皆様からのアンケートなどによるニーズを初め、有識者で構成する懇談会、及び関係機関で構成する幹線道路協議会からの意見、提言を反映した計画としております。

次の2ページをごらんください。2に、本計画における道づくりの基本目標を記載しております。これら3つの基本目標を見据えまして、今後の道路整備などを進めることとしております。

3に、基本目標を実現するための道づくりの3つの基本方針と11の施策を記載しております。

また、4に、3つの基本方針に対応した主な目標を掲げております。基本方針1「力強い経済の浮揚を支援する道づくり」の施策に対する目標値の代表としまして、高速道路インターチェンジへの30分カバー率を掲載しております。まず、主要な農林水産物集荷場等については、現況58%に対しまして、中期で89%、長期

で90%を目標としております。主要な工業団地につきましては、現況67%に対しまして、中期、長期で95%を目標としております。主要な観光地につきましては、現況48%に対しまして、中期76%、長期で80%を目標としております。宮崎県の地図に現況、中期、長期でのエリアを色分けして、それぞれそのカバー範囲を示しているところでございます。

次の3ページをごらんください。基本方針2に掲げております「定住自立を図る地域の発展を支援する道づくり」につきましては、代表としまして、第3次救急医療施設の60分カバー率を掲載しておりますが、県内3カ所の第3次救急医療施設に60分で到達可能な人口の割合が、現況93%に対しまして、中期で94%、長期で95%を目標としております。

次に、基本方針3であります「安全・安心な暮らしの確保を支援する道づくり」につきましては、異常気象時通行規制区間の整備率を代表として掲載しておりますが、県内の異常気象時通行規制区間約950キロメートルのうち、道路整備が完成した区間が、現況281キロメートル（30%）に対しまして、中期で313キロ（33%）、長期で337キロ（35%）とすることを目標としております。

4ページをごらんください。5としまして、宮崎県の道路整備の姿を記載しております。これまでの説明で道づくりの施策や道路整備の目標の一端をお示したところでございますけれども、それらを達成するため、今後、5年、10年で整備あるいは着手すべきと考える高速道路や一般国道など主な道路整備の姿を記載しております。ここに示します整備計画図は、当然のことながら、現時点における目標でありまして、予算あるいは用地取得の状況などによりま

して整備進捗が変動するため、確定したものではありませんけれども、本県の発展、地域振興のためにも、道路整備を計画的に進めていくことが重要であると考えておりますので、今後とも、委員の皆様の御指導、御支援のほどをよろしくお願いいたします。

宮崎県の中長期道路整備計画の策定については以上でございます。

続きまして、委員会資料に戻っていただきまして、77ページをお願いいたします。国道327号岩屋戸バイパス及び県道都城東環状線今町工区の開通について御報告いたします。

まず、国道327号岩屋戸バイパスについてであります。当区間は、椎葉村松尾で施工しております延長約3キロのバイパスであります。平成4年度に事業着手し、途中計画変更をしまして、延長を延ばしたこともありまして、19年間という長い期間を要しましたが、いよいよこの3月29日に開通する運びとなりました。主な構造物は、トンネルが2カ所、橋梁が6カ所などでありまして、総事業費は110億円となっております。今回の開通によりまして、離合困難箇所の解消を図るとともに、災害時の孤立化解消など、安全・安心な生活基盤の確保に大きく寄与するものと考えております。

次に、都城志布志道路の一部でございます県道都城東環状線今町工区についてであります。都城志布志道路は、都城インターチェンジと重要港湾志布志港を直結する地域高規格道路として整備を進めておりまして、今回開通予定の今町工区は、五十町インターチェンジから梅北インターチェンジ間の約3.2キロであります。平成13年度に事業着手し、総事業費79億円で、新燃岳の降灰の影響を受けておりますけれども、4月19日に開通する運びとなりました。今回の

開通は、都城志布志道路としては県内区間で初めての開通であり、これを皮切りに広域交通ネットワークの早期形成を図るため、今後とも整備促進に努めてまいりたいと思っております。

道路建設課は以上であります。

○満留道路保全課長 道路保全課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

当課は、通常の補正に加え、活動火山に関する緊急対策に伴う補正を追加要求しておりますので、あわせて御説明をいたします。

委員会資料の29ページをお開きください。まず、2月初回分の補正要求であります。当課の補正予算額は1億5,073万6,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は156億1,223万9,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。30ページをごらんください。まず、(事項)道路管理費であります。これは、道路の巡回・点検、応急措置的な作業等を行う道路巡視業務委託の入札残等に伴い、5,058万円を減額するものであります。

次に、(事項)県単道路維持費の9,400万円と31ページの(事項)緊急輸送道路等防災対策事業費の700万円、合計1億100万円の増額につきましては、経済・雇用緊急対策としてきめ細かな交付金を活用し、道路施設の補修や落石等の発生する危険箇所の防災対策を行うものであります。

次に、31ページの(事項)道路受託事業費でありますけれども、これは、国が実施しています五ヶ瀬川激甚対策緊急特別事業のうち、県道稲葉崎平原線の安賀多橋かけかえを受託して行うものであり、事業費の確定に伴い、1億8,419万4,000円の減額であります。

次に、活動火山に関する緊急対策に伴う追加補正予算についてであります。60ページをお開きください。追加補正予算額は2億9,950万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は159億1,173万9,000円となります。

以下、内容について御説明いたします。61ページをお開きください。(事項)県単道路維持費であります。これは、今回の新燃岳の火山活動により国県道に堆積した火山灰の除去や路面清掃を実施するものであります。

次に、78ページをお開きください。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、国道219号の枝落下事故以下、物損事故が9件、人身事故が1件の合計10件でございます。事故内容別の内訳は、支障木接触事故、落石事故及び道路施設不全事故がそれぞれ2件、枝落下事故、自転車転倒事故、冠水事故及び穴ぼこ事故がそれぞれ1件となります。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。損害賠償額の範囲は、9,100円から30万8,700円までとなっております。なお、賠償額は、いずれもすべて道路賠償責任保険から支払われます。報告事項の説明は以上であります。今後、さらに道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

道路保全課につきましては以上であります。

○野中河川課長 河川課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

当課は、通常の補正に加え、活動火山に関する緊急対策に伴う補正を追加要求しておりますので、あわせて御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の32ページをお開

きください。まず、2月初回分の補正要求であります。当課の補正額は68億6,712万6,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は143億8,064万3,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。33ページをお開きください。まず、(事項)ダム施設整備事業費であります。これは、国の補助を受けてダム管理施設の設備や機器の更新、改良を行う事業であります。国庫補助の決定に伴い、1億2,120万円の減額であります。

次に、34ページをごらんください。まず、(事項)公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて洪水による災害の発生や内水被害を防止することを目的とした河川改修などを行う事業であります。国庫補助の決定に伴い、5億9,392万円の減額であります。

次の(事項)県単河川改良費であります。これは、県管理の河川のうち、国庫補助の対象とならない局所的な河川の改修や堆積土砂対策を実施するための事業であります。経済・雇用緊急対策の実施に伴い、9,000万円の増額であります。

次の(事項)河川受託事業費であります。これは、河川事業の実施に伴い、市町村から委託を受けて橋梁のかけかえ工事などを実施する事業であります。今回、日南市の委託事業費が確定したことによりまして、2,154万2,000円の減額であります。

次に、35ページをお開きください。(事項)直轄河川工事負担金であります。これは、国が大淀川などの直轄区間において河川改修などを行っておりますが、これに対する県の負担金であります。今回、直轄事業費の確定に伴い、6億5,492万4,000円の減額であります。

次に、(事項)ダム管理費であります。これ

は、渡川ダムなど8つの多目的ダムと、日南ダムなど5つの治水ダムの維持管理に要する経費であります。執行残に伴い、3,107万8,000円の減額であります。

次に、36ページをごらんください。(事項)公共土木災害復旧費であります。これは、被災した道路や河川、砂防などの公共土木施設の災害復旧事業であります。22年災害復旧事業費等が確定したことによりまして、国庫負担決定等に伴い、54億8,224万8,000円の減額であります。

次の(事項)県単災害復旧費であります。これは、県単独で行います公共土木施設の災害復旧事業であります。事業費の確定に伴い、2,020万円の減額であります。

次の(事項)直轄災害復旧事業負担金であります。これは、大淀川などの直轄区間において国が行う災害復旧事業に対する県の負担金であります。今回、直轄事業費の確定に伴い、2,442万1,000円の減額であります。

次に、活動火山に関する緊急対策に伴う追加補正予算についてであります。62ページをお開きください。追加補正予算額は6,400万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は144億4,464万3,000円となります。

以下、内容について御説明いたします。63ページをお開きください。(事項)県単河川改良費であります。これは、降灰により土石流や泥流が発生するおそれのある河川において堆積土砂の除去を実施する必要があるため、5,000万円の増額であります。

次に、(事項)県単河川修繕費であります。これは、県管理河川のうち、火山灰が積もっている雨量計や監視カメラなどの清掃点検を実施する必要があるため、500万円の増額でありま

す。

次に、（事項）ダム施設管理事業費であります。これは、ダム堤体上部にある火山灰が付着したゲート巻き上げ機などの清掃点検を実施する必要があるので、900万円の増額であります。

補正予算につきましては以上であります。

次に、報告事項の一ツ瀬川の渇水対策事業につきまして御説明いたします。

お手元に新たに資料を配付しておりますので、そちらをごらんください。今回、渇水対策を行うこととなりました一ツ瀬川は、県央を東西に貫流する流域面積852平方キロの、九州最大のアーチ式ダムである九州電力の一ツ瀬ダムなどがある、電力開発が盛んな二級河川でございます。豊富な河川水はダムに貯留され、発電を行った後、河川に戻り、下流域でかんがいや上水道に利用されております。しかしながら、昨年の夏以降、少雨傾向が続き、ダムの貯水量が減少しており、このまま雨が降らなければ、3月中旬には、発電利用の下限値である最低水位を下回るおそれが生じており、下流域の利水者が必要量の取水ができなくなるため、このたび渇水対策を行うことになりました。

1の一ツ瀬ダムの現況につきましては、本日3月3日午前9時現在のデータで貯水率はわずかに8.2%となっております。

2の模式図は、一ツ瀬川の下流におきまして、河川水を利用している水利使用をあらわしており、模式図の下側が下流で日向灘、上が上流域をあらわしております。水利使用は、発電ダムが一ツ瀬ダムと杉安ダムの2基、そのほかに農業用水が5、上水道が2となっております。

3の今回の渇水対策は、（1）の3月5日から杉安ダムの放流について水利使用者の協力で

使用実態に即した放流量の減量を行うとともに、（2）水がめである一ツ瀬ダムの水位が最低水位を下回った場合、非常用放流設備から必要量を放流するものであります。

次のページのグラフをごらんください。一ツ瀬ダムの水位の予想と実績をあらわしております。左軸がダムの水位、下軸が昨年11月からことし3月までの期間をあらわしております、左上から右下に下がっている青い濃い線がダムの水位であり、このまま雨が一切降らなければ、3月中旬には最低水位に達してしまう状況でございます。

次のページが一ツ瀬ダムの断面図でございます。今後、最低水位を下回った場合には、発電取水口からの放流は不可能となりますので、写真のとおり、非常用放流設備から放流を行うこととなります。

次のページがダム貯水池の状況写真でございます。渇水は生活や営農などに密接に影響する問題でありますので、今後とも、気象状況や時期などを勘案し、早目早目に関係者と調整を図り、地域の方々に安全・安心な対策を講じてまいりたいと考えております。

河川課につきましては以上でございます。

○平田砂防課長 砂防課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

当課は、通常の補正に加え、活動火山に関する緊急対策に伴う補正を追加要求しておりますので、あわせて御説明いたします。

お手元の委員会資料の37ページをお開きください。まず、2月初回分の補正要求であります。当課の補正予算額は3,747万8,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は48億2,695万4,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。38ペー

ジをごらんください。まず、(目)砂防費の(事項)県単公共急傾斜地崩壊対策事業費であります。これは、市町村が実施する急傾斜地崩壊対策工事に対する補助金や、既存の急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕に要する経費でありまして、経済・雇用緊急対策の実施に伴い、1,900万円の増額であります。

次に、(事項)直轄砂防工事負担金であります。これは、国が実施する直轄砂防工事の負担金ですが、事業費の確定に伴い、4,690万6,000円の減額をお願いしております。

次に、活動火山に関する緊急対策に伴う追加補正予算についてであります。59ページをお開きください。追加補正予算額は7,000万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は48億9,695万4,000円となります。

65ページをお開きください。まず、(目)砂防費の(事項)県単砂防調査費であります。これは、降灰による土石流の発生が予測される箇所につきまして、降灰量調査や降雨後の土砂移動調査等を実施するもので、1,000万円の増額であります。

次に、(事項)県単公共砂防事業であります。これは、国直轄事業での事業実施箇所以外の危険溪流における応急的な土のう設置などを行うもので、6,000万円の増額であります。

砂防課につきましては以上であります。

○野田港湾課長 港湾課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の39ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で13億9,406万7,000円の減額、港湾整備事業特別会計で4,478万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、62億4,573万9,000

円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。40ページをごらんください。まず、一般会計補正予算であります。(事項)空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港の防波堤の改良等に係る直轄事業負担金であります。事業費の確定に伴いまして、3,477万6,000円の増額を行うものであります。

(事項)港湾事務所等維持管理費であります。これは、港湾事務所等の庁舎の維持管理に要する経費であります。修繕費等の執行残に伴いまして、1,915万円の減額を行うものであります。

次に、41ページをお開きください。(事項)港営費であります。これは、県内港湾の管理運営に要する経費であります。委託経費等の執行残に伴いまして、1,253万8,000円の減額を行うものであります。

次に、(事項)特別会計繰出金であります。これは、特別会計予算において歳入減が生じたことから、一般会計から特別会計への繰出金として1億845万3,000円の増額をお願いするものであります。

次に、42ページをごらんください。(事項)直轄港湾事業負担金であります。これは、細島港及び宮崎港の防波堤や航路の整備に係る直轄事業に対する負担金であります。事業費の確定に伴いまして、8,688万7,000円の減額を行うものでございます。

次に、(事項)公共港湾建設事業費であります。これは、県内の港湾施設の機能強化、安全性等を確保するため、国庫補助事業などにより防波堤などを整備する経費でございます。国庫補助決定に伴いまして、6億7,981万1,000円の減額を行うものであります。

次に、43ページをお開きください。（事項）港湾災害復旧費であります。これは、公共港湾施設の災害復旧に要する経費であります。22年度は港湾災害が少なかったことから、7億3,866万円の減額を行うものであります。

次に、（事項）直轄災害復旧事業負担金であります。港湾内において被災した公共土木施設の早期復旧を図る国の直轄事業に対する負担金であります。事業費の確定に伴いまして、1,400万3,000円の増額を行うものであります。

以上が一般会計補正予算であります。

次に、44ページをごらんください。港湾整備事業特別会計補正予算について御説明いたします。（事項）細島港管理運営費であります。これは、荷役機械及び上屋の修繕費及び委託経費等の執行残に伴いまして、4,240万4,000円の減額を行うものであります。

次に、（事項）宮崎港管理運営費であります。宮崎港のフェリーターミナルやその他の施設の維持管理費などの執行残等に伴いまして、233万8,000円の減額を行うものであります。

補正予算につきましては以上であります。

次に、議案第62号「工事請負契約の締結について」御説明いたします。

委員会資料の81ページをお開きください。細島港整備事業（コンテナターミナル整備）の細島港白浜地区のガントリークレーンの新設工事の請負契約の締結についてであります。1が、コンテナターミナル整備事業の全体概要でありまして、2に、そのうちの今回のガントリークレーンの新設工事の概要を記載しております。3は、ガントリークレーンの工事請負契約の概要であります。（1）契約の金額は7億2,450万

円で、（2）契約の相手方は三井造船株式会社、（3）工期は平成24年6月30日までとし、債務負担行為により施工することとしております。

この契約締結につきましては、別紙でお手元のほうに、道路の締結の資料と一緒にとじてある資料があると思いますが、ガントリークレーンの入札結果資料を配付しておりますので、ごらんください。業種につきましては、機械器具設置工事になっております。入札及び契約の方法は条件付一般競争入札、入札日は昨年12月10日であります。予定価格は、入札書比較価格とありますが、これは税抜き価格であります。9億2,000万円に対しまして、落札金額は6億9,000万円であります。落札率は75%となっております。契約の相手方は三井造船株式会社を予定しております。業者一覧をごらんください。3者の応札がありまして、最低価格の三井造船株式会社を契約の相手方としたところであります。米印でガントリークレーンの入札方式について記載しておりますが、ガントリークレーンの製作につきましては、高度かつ特殊な技術力が必要でありまして、個々のメーカーが有する特別な設計・施工技術を一括して活用することが適当であることから、条件付一般競争入札の設計・施工一括発注方式（価格競争型）を採用しております。なお、この入札方式につきましては、調査基準価格を設定し、その額以下の入札者については、低入札価格調査を実施した上で落札者の決定をすることになっておりまして、今回の案件の三井造船株式会社につきましては、ヒアリングなどの調査を行いまして、落札率75%でも十分な品質の確保ができると判断したところでございます。

港湾課は以上であります。

○井上都市計画課長 都市計画課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の46ページにお戻りください。当課の補正予算額は4,182万8,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は38億7,427万8,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。47ページをお開きください。まず、(事項)暮らしやすいまちづくり推進事業費であります。これは、準都市計画区域の指定及び都市計画区域マスタープランの見直し等に要する経費であります。業務委託の入札に係る執行残に伴う134万8,000円の減額であります。

次に、(事項)美しい景観づくり事業費であります。これは、宮崎県景観形成基本方針に基づき、住民、事業者、市町村に対する啓発や支援、あるいは良好な景観の形成に関する各種施策の実施に要する経費であります。景観計画策定支援に係る市町村への補助金交付決定による執行残に伴う193万1,000円の減額であります。

次に、48ページをごらんください。(事項)下水道事業推進費であります。このうち、説明欄1の公共下水道整備促進事業であります。これは、公共下水道を整備しております市町村に対する県単独の交付金でありまして、市町村の事業費確定に伴う1,925万8,000円の減額であります。

次に、(事項)県単街路事業費であります。これは、県が実施します都市計画事業のうち、橋梁工事において水道管等の添架に伴う経費であります。今年度、延岡市の須崎中川原通線におきまして工事を進めておりました祝子橋の完成にあわせて、水道施設の添架による延岡市からの負担金、及び電気通信設備の添架による九

州電力及びNTT西日本からの負担金の額が確定したことによる231万円の増額であります。

次に、(事項)都市計画受託事業費であります。これは、県が実施する都市計画事業にあわせて市町等の施工分の工事を受託して合併施工することで相互の事業促進が図られることから、受託による一体整備を実施する経費であります。現在、小林市夷守線とこれに交差する文化会館西通線の整備を行っておりますが、これにあわせて実施する小林市区画整理事業の受託費が確定したことに伴う1,200万円の減額であります。

都市計画課につきましては以上であります。

○川崎建築住宅課長 建築住宅課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の49ページをお開きください。当課の補正予算額は8,306万3,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は26億8,418万4,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。50ページをごらんください。まず、(事項)建築確認指導費について、6,196万6,000円の減額をお願いしております。これは、建築物の建築確認許可及び検査などに要する経費であります。51ページの説明欄3の建築確認審査強化事業におきまして、県で行ってございました構造計算適合性判定を民間の指定機関でも行えるようにしたことなどから、減額するものでございます。

次に、(事項)建築物防災対策費であります。これは、建築物の地震などに対する防災対策に要する経費でございますが、がけ地近接等危険住宅移転助成事業におきまして、申し込みが見込みより少なかったことなどから、350万9,000円を減額するものでございます。

次に、(事項)県営住宅管理費であります。

これは、県営住宅の管理運営に要する経費であります。入退去の管理に要する事務費の執行残などに伴いまして、734万1,000円を減額するものであります。

次に、52ページをごらんください。（事項）公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは、民間の高齢者向けの優良賃貸住宅の整備と家賃減額に対し助成する経費であります。家賃減額助成の実績が見込みより少なかったことから、254万4,000円を減額するものであります。

次に、報告事項について御説明いたします。

82ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。給水管の腐食による漏水事故による損害賠償であります。平成22年11月1日に日南市にあります県営馬越団地におきまして、水洗トイレの水タンクにつながる給水管の腐食部分にあいた小さな穴から少しずつ水が漏れまして、その漏れた水が当該住戸の真下にあります住戸の天井裏を経て室内に落ちた結果、照明器具1個が使用不能となり、また布団を汚染するなどの損害を与えたものでございます。この事故につきましては、調査の結果、管理責任が県に存すると判断し、記載の相手方と和解契約を締結したものであります。損害賠償の額は1万2,880円で、照明器具及び布団の買い替え費用でありまして、一般会計予算の予備費から支払ったところであります。

次に、83ページをお開きください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。県営住宅の家賃などを滞納されている方に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな納付指導を行っているところ

でございますが、受益者負担の公平性を確保する観点から、悪質な滞納者に対しましては、明け渡し訴訟などの法的措置を講じているところでございます。表に掲げております5名につきましては、県営住宅の家賃などを長期間滞納しておりまして、これまで再三の請求に対しても家賃などの納付がないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づきまして、住宅の明け渡し請求を行いました。うち4名につきましては、誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡しなかったことから、住宅の明け渡しと滞納家賃などの支払いを求めて訴えを提起するものであります。また、もう1名につきましては、滞納している家賃を分割により納付する旨の申し出があり、分割納付もやむを得ないものとして和解を行うこととしたものであります。表の右端の専決年月日をもちまして、それぞれ専決処分を行ったものでございます。

建築住宅課は以上であります。

○伊藤 営繕課長 営繕課であります。

当課の補正予算について説明いたします。

お手元の委員会資料の53ページをお開きください。当課の補正予算額は1億4,438万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は6億4,700万4,000円となります。

以下、主なものを説明いたします。54ページをごらんください。まず、（事項）庁舎公舎等管理費であります。これは、庁舎公舎等の維持補修に要する経費であります。維持修繕工事等の執行残に伴い、1億647万円の減額であります。

次に、（事項）電気機械管理費であります。これは、庁舎等の機械、電気設備の維持管理に要する経費であります。維持管理業務委託等

の執行残に伴い、1,995万7,000円の減額であります。

次に、(事項)電話設備等管理費であります。これは、庁舎等の電話設備の維持管理に要する経費であります。維持管理業務委託の執行残に伴い、424万3,000円の減額であります。

営繕課は以上であります。

○渡辺高速道対策局長 高速道対策局の補正予算について御説明します。

資料の56ページでございます。補正予算額は14億232万円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算額は26億4,830万6,000円となっております。

続いて、57ページでございます。主なものだけ説明させていただきます。(事項)直轄高速自動車国道事業負担金でございます。これは、東九州自動車道の区間でいいますと大分県境—北川間と清武南—北郷・日南間の国が行っている新直轄事業の県負担分でございます。これにつきましては、12億9,410万5,000円の減額をお願いしております。以上でございます。

○水間委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他の報告事項の質疑につきましては、後ほどお受けいたしまして、まずは議案からお願いをいたします。質疑はありませんか。

○外山三博委員 78ページの損害賠償です。落石事故が2件ありますが、落石事故のときの補償金額の算定は、どういう算定で金額が決まるんですか。

○満留道路保全課長 落石事故のときの損害賠償額の算定の方法ということでございますが、道路管理上の瑕疵がどの程度あるかというのがまず基本になりますけれども、例えば直撃なのか、あるいは道路上に転がっている石に乗り上げられたのか、そういう事情で相殺割合を判断

いたします。例えば、バンパーが壊れたとか被害金額等を算出し、相殺割合を乗じた上で損害賠償額を定めるというような手続になっております。

○外山三博委員 この金額はともかく、具体的に金額を決めるときは、保険会社と県とで協議をするんですか。この金額はだれが決めるんですか。

○満留道路保全課長 基本的には、当事者の方が修理工場に持っていかれて、その修理費用がベースになりますけれども、それをもとに私どもあるいは保険会社と協議しながら、その金額が妥当かどうかというのを精査した上で定めているということになります。

○外山三博委員 皆さんもそうでしょうが、私も山道を走っております。落石に注意してくださいと看板があるんです。あれを見て、注意してくれと言われてたって、落ちてくるかどうかわからないんです。落石事故の因果関係は、どこに責任があるのか非常に難しいと思うんですけども、大きな事故があって裁判になったときの裁判所の判断というのはどういうふうになるんでしょうか。

○満留道路保全課長 瑕疵の判断につきましては、道路のそのときの構造、使い方、道路の場所的な環境、道路のそもそもの利用状況等、諸般の事情を総合考慮して、具体的、個別的に判断するというようなことになっておりますので、一概にどうだというのは——総合的な判断でやるということになっております。

○外山三博委員 わかりました。非常に難しいなど、自分でも走りながら思ったものだから、ちょっと聞いたところでした。

○水間委員長 報告事項も含めて、どうぞ。

○蓬原委員 損害賠償額、78ページ、同じ日に

同じ山之口で、恐らくこれは高千穂通商と万ヶ塚運送ですからトラックかなと思うんですが、同じ日にということは、時間差——どういう事故だったんでしょうか。

○満留道路保全課長 具体的な場所といたしましては、日豊本線の青井岳付近で国道269号線が鉄橋の下を通っておりますが、上からの落下物が落ちてくるものを防ぐ道路の安全施設がございます。その施設の一部が外れまして、それに車両が連続して接触してこういう事故が発生したということです。時間的に何分ぐらい間があるかというのは、今、手元に資料がございますので、基本的には連続して起こったというふうに理解をしているところでございます。

○太田委員 その他で初歩的なことを2つほど聞かせてもらいます。一ツ瀬川の渇水対策であります。水が少ない中で、農業用水、そういったものをいかに確保していくかということでこの対策が練られたと思うんですが、意味がわからないところがありまして、確認です。資料の説明の3の(1)杉安ダムへの放流についてはということで書いてありますが、杉安ダムの水の量をできるだけ確保しておきたいということで(1)があるんだろうなという理解をするんですが、(2)が、一ツ瀬ダムの水位が最低水位を下回った場合と書いてありますが、下回った場合に放流するのか、下回っても放流するという意味なのか、これは全体をもう一回説明してもらえますか。

○野中河川課長 わかりづらくて申しわけございません。資料の3枚目、一ツ瀬ダム非常用放流設備という断面図がございますけれども、そちらをごらんください。一ツ瀬ダム、アーチ式のダムを輪切りにした状態であらわしたものが左の絵でございます。一ツ瀬ダムの基本的には

発電をしながらの放流の位置——最低水位と申し上げておりますエレベーションの170というところに取水口がございます、明示しておけばよかったですけれども、そこを下回った場合は発電をしながら出すことができなくなります。そこで、写真にございます非常用放流設備ということで、絵にもございますエレベーション145の位置にあるこの施設を使いまして放流をしないと、下流に流すことができない状態になりますので、こちらを使ってやっていくということでございます。

○太田委員 よくわかりました。

もう一つ、入札の件です。県土整備部日向土木事務所の入札結果と、次のページには北部港湾事務所の入札結果というのが出ています。わからなかったのはガントリークレーンの入札方式についてというのですが、説明あったのかもしれませんが、1ページ目の土木事務所の入札結果については、落札者の金額との関係を比較してみると、こういうことでぎりぎりセーフだったんだなという思いがあるわけです。ガントリークレーンのほうは、三井造船が第1回目で落札したというこの金額との関係が——最低制限価格との関係では何か説明されたんですか。聞き逃したのかもしれませんが。

○図師技術企画課長 私のほうからお答えしたいと思います。石原第2トンネル工事につきましては、最低制限価格を設けておりまして、最低制限価格に基づいて落札者の適否を判断しております。それに対しまして、ガントリークレーンの場合には、資料の下のほうに書いておりますけれども、条件付一般競争入札の設計・施工一括発注方式という特殊な方式を採用しております。

ガントリークレーンの設計・施工一括発注方

式というのがどんなものかと申しますと、高度な技術あるいは特殊な技術を使うような工事で民間の技術力が高度なものにつつまして、民間の技術力を採用することによって効率的な施工を行うということを主眼としております。こういうケースにつつましては、民間の各企業が所有しています設計に関する技術や、民間の企業が持っております保有機械、こういったものを採用することで一般的な価格よりも安く施工することが可能になることが期待できます。こういうケースにつつましては、最低制限価格を設けずに、施工可能な企業から見積もりをとりまして、その見積もりの平均値を使って予定価格をつくります。それで入札を行いまして、その後、調査基準価格というものを設定いたしまして、調査基準価格を下回った場合に詳細の調査をします。調査基準価格を下回っていない場合は、そのまま最低の価格の相手と契約するということになっております。今回の場合には調査基準価格を下回っておりまして、その相手方にヒアリングを行いまして、実際に適正な施工ができるかどうかというのを判断した上で決定したものでございます。

○太田委員 わかりました。

○満留道路保全課長 先ほど蓬原委員から御質問のありました269号線の連続する事故の時間帯でございますけれども、当事者の方からの聞き取りになりますけれども、午前4時ごろを挟んで5分もしくは10分程度の間で2台、事故に遭われたということでございます。

○蓬原委員 別なことですが、60ページ、道路維持の活動火山に関する緊急対策、ロードスイーパーというのが来ましたね。都城市、三股町にも2台、舗装道路用の小さいのが来て、さすが鹿児島県だなと、ただで貸してくれたんだな

と思っていまして、運転手つきで1日15万だったとかいう話を聞いて、そうだったのかという話があったんです。ロードスイーパーのお金の件と、ここで言う県単道路維持事業2億9,950万、この中から、例えば県の場合、恐らくロードスイーパーをお使いだったと思うんだけれども、出しておられるということで、ロードスイーパー代というか、賃貸料というんですか、幾らぐらいだったか、わかりますか。

○満留道路保全課長 確認をしてお答えしたいと思います。

○蓬原委員 その他で、同じく道路保全課ですけども、地元で今いろんなクレームがあるんです。どういうクレームかという、舗装と舗装の新と旧の継ぎ目があります。だんだんと古くなってくると、開いたり段差がついたりして、大型が通るときに荷台が躍るものだから、付近のかわらがずれるということなんです。我々、都城土木事務所管内ですが、お願いに行くと、回っておられて、すぐ緊急的にやっていただけなんですけれども——私が思うに、新幹線、都営の地下鉄とか、今は昔みたいにカタカタと電車がいわないです。なぜかという、線路を斜めに切っている、たったそれだけのことなんです。道路も同じように、こうつながずに斜めにやると、4つの車輪があったときに、片方がトンといったときには片方はつながっているわけです。つながっているから、電車と同じでガタンというのが、かなり衝撃がなくなるんじゃないかと思って、全く素人考えですけども、こういうのを試してやれんものかなと思ったんですけども、どんなものでしょうか。課長、御意見を。

○満留道路保全課長 舗装の継ぎ目のお話ですけども、舗装は施工の手順上、どうしてもど

ここに継ぎ目が発生するということになり
ます。あわせて、連続的に舗装した場合に、収縮
や膨張の関係でどこかにいずれにしてもクラッ
クが入ってしまうというのはやむを得ないところ
でございます。あわせて、アスファルト舗装
というのは、たわみ性舗装といいまして、重量
物が載ったら若干はたわむようなことになりま
す。そういう状況から、継ぎ目がありますと、
今御意見のとおり、どうしても音鳴りが発生し
てしまう。その中で、今御提案があったような
内容とか、現在でも具体的にやっていますのは、
言葉で説明するのがなかなか難しいんですが、
わだちのところ、車輪が通るところだけ若干
オーバーラップといいますか、既存の舗装と
新しい舗装をラップさせて、スムーズに、要す
るに段差が生じないように、具体的に施工して
いるところです。現場的にはそういうことで、
例えば継ぎ目の位置を人家の前からはちょっと
ずらすとか、あるいはスロープみたいなのをつ
けるとか、そういう工夫はしながら、極力、沿
線の方に御迷惑かけないような配慮はしている
ところです。今いただいた御意見も含めまし
て、御迷惑がかからないような施工方法につい
て今後取り組んでいきたいというふうに考えて
おります。

○蓬原委員 中には、かわらぐずれるので、損
害賠償という言葉まで出てくる部分も——まだ
そこまでいっていないけれども、あるんです。
今おっしゃったように、住居が並んでいるところ
は、ずらして継ぎ目をつくるということも一
つの方法だろうし、鉄道にこだわりますけれど
も、もう一つ、ローカルでもカタカタが少なく
なりました。なぜかという、25メートルぐら
いの軌条を現地で寄せてつなぐんだそうです。
1本を100メートルとか長くしているらしいんで

す。どういうことかという、舗装をする場合
に、発注の距離、できるだけ継ぎ目を少なくす
ることも一つの方法であるはずなんです。そう
いうところの御配慮というか、やっていただ
く——このままいきますと、特に私どもは都城
北郷線に行くところにいるんですが——今、油
津港は一方でどんどん港がよくなります。大き
なコンテナなんかどんどんおりるようになって、
大型がどんどん通るようになって、その被害
があつて、そのうちにここに道路の落石とか
じゃなくて、かわらのずれによる補償みたいな
ものが出てこないとも限らないので、そのあた
り——それとさっき言った斜めにカットしてみ
たらどうかということも、ばかみみたいな意見だ
と思わずに、どこかで試してみてくださいとあ
りがたいと、希望を添えておきたいと思いま
す。

○満留道路保全課長 御意見は承知いたしまし
た。

先ほど御質問になりました三股町のロードス
ーパーの費用の件ですけれども、実は都城市
が鹿児島市から派遣を受けて除去作業をされた
ということが新聞等で報道されております。そ
れにつきましては、私ども都城市から伺った話
なんです、鹿児島市が所有されている車両を
都城市に貸されまして、それを使ってやってお
られる。したがって、恐らく都城市は、機
械の費用は鹿児島市にお支払いになっていない
んじゃないかなと考えております。ただ、三股
町の場合は、鹿児島市の業者に直接に委託され
たというふうに聞いておりますので、そのあた
りで三股町の場合は機械の使用料が発生してい
るのではないかと考えております。県の場合
は、すべて実績として、県の協会に委託でお願
いした分、あるいは各土木事務所が直接それぞ

れの事務所単位で業者をお願いしている分があるんですけども、それについては、お貸しする機械は今のところ持っていませんので、すべてそういう機械の経費まで含んでお支払いして清掃業務等をやっているというような状況でございます。運転経費のほうはもう少しお時間を……。

○蓬原委員 後からで結構です。

○山下副委員長 67ページ、新燃岳の噴火に伴う対応についてお聞きしたいと思うんですが、都城地域は昨年7月2日、3日に大雨の大災害に遭いまして、同じところがまた新燃岳噴火でやられまして、市民の皆さん方も非常に不安な状況であります。そのことで災害復旧のおくれ——人家災害等も去年もかなり出ていたんですが、河川改修をひっくるめて農地の災害復旧、まずこの状況についてお聞きしたいと思うんです。

○野中河川課長 昨年度、災害復旧事業は県内で167カ所がございまして、そのうち発注済みは126カ所、未発注分が41カ所ございまして、その41カ所の未発注は、すべて都城土木事務所管内となっております。その41カ所の内訳は、河川が20カ所、道路が21カ所となっております。河川につきましては、先ほど委員のほうからお話がございましたように、丸谷川が大きな被害を受けて、災害関連をとってございまして、その関係で用地買収をしながらやっていく必要があるということで、10カ所を23年度以降に実施することとしております。残り10カ所につきましては、3月中に発注する予定でございます。

○満留道路保全課長 道路の災害復旧事業の発注状況でございますけれども、河川課長が申しましたけれども、道路が現在、21カ所まだ発注

されておられません。そのうち19カ所につきましては、年度内に発注の予定でございまして、残り2カ所につきましては、相続による用地買取のおくれ、あるいは保安林解除の手続を待つということで、2件が来年度に発注ということで予定しております。

○山下副委員長 一般質問でも出ておったようなんですが、土石流の心配も非常にあるんですが、河川改修のおくれとともに、ダブルでの災害というのは私も心配しているんですけども、その予想を入れた中での工事の進捗、その辺のことは頭に入れておられるのでしょうか。

○平田砂防課長 昨年の土石流、がけ災害は、都城関係でがけが4カ所、土石流関係が2カ所でありまして、災害関連事業等で3カ所——土石流災害関係が2カ所、がけ崩れ関係が1カ所、予定しているんですが、ただいま用地関係の交渉中で、もう1カ月切るんですが、これは3月をめどに、発注を予定しております。

○山下副委員長 私の意がまだ伝わっていないようなんですが、実は新燃岳噴火があった後、地元県議団と農政、土木事務所、一緒にずっと災害状況を見て回ったんです。去年の大雨での災害の出ている状況と、灰が堆積した場所が同じ場所なんです。大雨が降ったときに、河川もまだ改修されていない、その中に灰が大雨と一緒に流れ込んだときに、堆積が一挙に進むと思うんです。去年以上の災害が出るような——物すごく心配したものですから、土木の所長にも申し上げたのは、未然に防護さくなり、災害を想定した対策等は講じられないのかということもお願いしたんです。そうしたら、金がありませんと。全くそうだろうと思うんですが、国の災害認定を受けて、対策、対応はお願いしていかなければならないんですが、その辺の問題

整理はされているんですかということをお聞きしたところなんです。

○野中河川課長 申しわけございませんでした。今回の降灰により土石流の被害や影響が予想される河川におきましては、先般、国のほうで出されました土石流発生区域の中に含まれる河川ということで、資料の68ページの土石流対策3の③のところに記載しております高原町・都城市のこの河川におきまして、河川の掘削を行っておるところでございます。現在すべての箇所に着手しております、3月上旬を目標に掘削していく所存でございます。

○山下副委員長 もう一点お伺いしたいと思うんですが、灰を除去するために、建設業の皆様方に県の発注の工事のおくれについては猶予したいということで申し入れがあったようにお伺いしているんですが、具体的にその辺の問題整理はなされているんでしょうか。

○成合管理課長 委員の御指摘のとおり、現在火山灰の除去等については地元の建設業者の方にいろいろ御協力いただいております、先ほど御説明したように、県土整備部長が2月21日に都城と小林の地区協会を訪問いたしました。当然、降灰によって、火山灰によって工事がおくれる場合、これは天候不良ということで工期延長ができることになっております。そのほか、今後の長期化等にも備えまして、今、県発注の工事を受けていらっしゃる業者の方が火山灰の除去作業で手をとられるという場合には、そちらのほうを優先してくださいということで、工期の変更にも応じますというような周知を図ったところでございます。それから、現在、新燃岳降灰除去対策作業で建設業協会にも動員というか、作業をお願いしております、協会の報告によりますと、2月4日から2月18

日まで、道路清掃車の運転、あるいはダンプトラック、タイヤショベルカー、これらにオペレーターが必要になります。都城地区、日南地区、串間地区、合わせて延べ人数で394名動員いただいております。失礼いたしました。394というのは、道路清掃車、ダンプトラック、タイヤショベルカーの動員の車両数でございます。実際にオペレーターや作業員で動員いただいたのが、この3地区で延べ人数が520人という報告をいただいているところでございます。

○山下副委員長 なかなか噴火がおさまらなくて、それと同時に、農家の皆さん方も作付の段階に入ってきたり、田んぼの段階に入ってきますし、工事のおくれはしようがないと思うんですが、大雨災害による人災、このことを現状を見ますときに非常に心配するものですから、万全を期して防護体制についてはお願いしておきたいと思っています。

○水間委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 まだいろいろあると思うんですが、補正予算でありますし、当初予算もあります。月曜日は一日時間をかけて県土整備部の当初予算の審議をしたいと思えます。

きょうはこれで終わります。御苦労さまでした。

午後2時45分散会

平成23年3月4日（金曜日）

午前10時0分再開

出席委員（9人）

委員 長	水 間 篤 典
副 委 員 長	山 下 博 三
委 員	外 山 三 博
委 員	蓬 原 正 三
委 員	外 山 衛
委 員	西 村 賢
委 員	太 田 清 海
委 員	新 見 昌 安
委 員	坂 口 博 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	渡 邊 亮 一
商工観光労働部次長	梅 原 誠 史
企業立地推進局長	森 幸 男
観光交流推進局長	長 嶺 泰 弘
部参事兼商工政策課長	古 賀 孝 士
金融対策室長	福 田 直
工業支援課長	富 高 敏 明
商業支援課長	金 子 洋 士
労働政策課長	篠 田 良 廣
地域雇用対策室長	柳 田 俊 治
企業立地課長	山 口 俊 匡
観光推進課長	後 沢 彰 宏
みやざきアピール課長	小八重 英
工業技術センター所長	橋 口 貴 至
食品開発センター所長	河 野 満 洋
県立産業技術専門校長	押 川 利 孝

労働委員会事務局

事 務 局 長	野 田 俊 雄
調 整 審 査 課 長	上 玉 利 正 利

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	本 田 成 延
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二

○水間委員長 昨日に引き続き、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました当初予算関連の議案について、労働委員会事務局長の説明を求めます。

○野田労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

平成23年度の当初予算について御説明いたします。

お手元の平成23年度歳出予算説明資料、労働委員会のインデックスがついております495ページからとなっておりますが、499ページをお開きください。予算総額は1億2,031万1,000円でございます。

事項は、職員費と委員会運営費の2つございますが、まず、（事項）職員費でございます。8,241万8,000円を計上しております。これは、事務局職員9名分の人件費でございます。

次に、（事項）委員会運営費でございますが、3,789万3,000円を計上しております。その内訳ですが、委員報酬費として15名分の委員の報酬費3,134万4,000円、労働争議の調整、不当労働行為の審査経費として180万8,000円、定例総会及び公益委員の開催経費など、その他の労働委員会運営経費として474万1,000円となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろ

しく願います。

○水間委員長 執行部の説明をいただきました。質疑をお願いします。

○蓬原委員 今、係争中の労働争議というのがあるんですか。あれば、何件ぐらいですか。

○上玉利調整審査課長 まず、不当労働行為事件ですけれども、ことしは2件、申請がございました。うち1件は終了しまして、今、1件ほど係争中がございます。手続としましては、これから調査に入る予定にしております。集団の調整事件としまして、3件ございます。これにつきましては、いずれも取り下げ、解決ということで終了しております。個別事件につきましては、4件ございまして、これも解決、取り下げ、打ち切りということで終わっております。したがって、不当労働行為事件の1件ほど係争中ということで残っております。

○蓬原委員 わかりました。

○水間委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 ないようであります。その他はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 ないようであります。以上をもちまして、労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

昨日から引き続き、商工観光労働部においていただきまして、きょうは当初予算の審議であります。審議の仕方として、第1グループ、第2グループという分け方をさせていただきます

す。第1グループは、商工政策課、工業支援課、商業支援課、企業立地課、以上でありますので、第1グループのほうを最初にさせていただきます。

本委員会に付託されました当初予算関連の議案について商工観光労働部長の説明をお願いします。

○渡邊商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

本日は、お配りしております資料の目次にありますとおり、「平成23年2月定例県議会提出議案（平成23年度当初分）」について御説明いたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。今回提出しております議案の概要であります。まず、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計予算」であります。平成23年度の当初予算額は382億9,355万1,000円となっております。また、債務負担行為の追加につきましては、平成23年度設備貸与機関損失補償など、2件となっております。

次に、特別会計でございます。議案第7号「平成23年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」は9億1,492万4,000円、議案第8号「平成23年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算」は355万2,000円、議案第9号「平成23年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算」は3億1,738万3,000円となっております。

次に、資料の2ページでございます。平成23年度商工観光労働部当初予算案の概要であります。一般会計及び特別会計を合わせまして、部全体の予算額は395億2,941万円で、骨格予算のため、対前年度比72.3%となっております。また、各課の予算額は、それぞれの表に記載して

いるとおりでございます。

次に、資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。平成23年度の県の重点施策にかかわる商工観光労働部の事業を体系的に整理したものでございます。口蹄疫からの再生・復興、次に掲げております経済・雇用対策といたしまして、雇用対策、中小企業支援、新たな産業展開、事業創出に向けた取り組み、地域ニーズにこたえる事業の創出に向けた取り組み、長期的課題への対応、それぞれにかかわる事業を実施していきます。なお、ここに掲げる個別の事業につきましては、後ほど担当課長から詳しく説明いたします。

最後に、2ページにお戻りいただきたいと思っております。骨格予算ということで、先ほど御説明したように、一般会計ベースで22年度当初予算と比較しまして71.2%となっております、約155億円のマイナスでございます。このマイナスは、まず中小企業融資制度貸付金につきまして、この骨格予算では、当面必要な融資枠に応じた預託金約243億円しか掲げていません。肉付け予算では、22年度当初予算額と同じ程度の約319億円程度の預託額を確保する予定にしております。また、企業立地促進にかかわる事業の予算もこの骨格予算では計上しておりません。肉付け予算で計上することとしております。以上述べましたようなことが今回の一般会計ベースでの約155億円のマイナスの主な理由でございます。

私からの説明は以上でございます。議案の詳細につきましては担当課長より御説明しますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○水間委員長 各課の説明においては、重点事項並びにこれだけは説明しておきたいということで簡潔にお願いしたいというふうに思いま

す。

○古賀商工政策課長 商工政策課の平成23年度当初予算について御説明いたします。

お手元の「平成23年度歳出予算説明資料」、商工政策課、227ページでございます。平成23年度当初予算額は304億1,309万8,000円となっております。うち一般会計は294億9,817万4,000円で、平成22年度当初予算と比較いたしまして、80億7,286万8,000円の減、21.5%の減となっております。また、特別会計は9億1,492万4,000円で、前年当初予算と比較いたしまして、3億790万2,000円の増、率にしまして50.7%の増となっております。

まず、一般会計の新規・重点事業等の主なものについて御説明申し上げます。230ページをお開きいただきたいと思っております。（事項）中小企業金融対策費247億5,343万4,000円であります。

1の中小企業融資制度貸付金であります。これは、県中小企業融資制度の貸付原資として取扱金融機関に預託するものです。前年度に比べ大幅な減額となっておりますが、骨格予算としたためであります。次に、2の中小企業金融円滑化補助金であります。これは、中小企業者の保証料負担を軽減するための補助であります。次に、3の信用保証協会損失補償金であります。これは、県制度資金について代位弁済が生じた場合に信用保険で補てんされない保証協会の損失分を補償するものであります。

次に、（事項）貸金業対策費609万8,000円あります。これは、貸金業者への立入検査や利用者からの相談に要するものであります。

次に、（事項）中小企業等支援ファンド貸付事業費20億円あります。これは、平成15年9月に設立しました宮崎県中小企業等支援ファンドに出資している県産業支援財団に対し、単年

度貸し付けとして毎年度出資額と同額を貸し付けているものであります。

次に、231ページをごらんください。（事項）小規模企業者等設備導入事業推進費4,060万6,000円であります。これは、県が直接、中小企業等に融資を行います高度化資金や、県産業支援財団が実施しております小規模企業者等設備導入事業に要する経費であります。このうち、6の㊦中小企業診断業務強化事業であります。これは、中小企業等の経営改善に対する支援を強化するため、診断業務を民間に委託しまして、民間のノウハウを活用した診断を行うものであります。

次に、（事項）組織化指導費3億1,338万1,000円であります。1の中小企業団体中央会等補助金についてであります。これは、中央会の職員の人件費や組織化指導等を行うための助成であります。3の宮崎県火災共済協同組合体質強化貸付金についてであります。これは、火災共済組合の経営支援として、大規模な台風災害がございました平成6年度以降貸し付けているものであります。

次に、（事項）小規模事業対策費12億9,681万3,000円あります。1の小規模事業経営支援事業費補助金であります。これは、商工会議所、商工会等の経営指導員等の人件費及び経営指導や相談事業に要する経費の助成であります。4の中小企業等経営基盤強化支援事業であります。詳細につきましては、後ほど委員会資料で御説明申し上げます。

232ページをお開きください。（事項）職員費1億271万1,000円あります。これは、公益的法人等への派遣職員の人件費の支払い方法について全庁的に見直しが行われたため、これまで（事項）新事業・新分野進出支援事業費で支払

われておりました県産業支援財団派遣職員の給料等について、県から直接払いとしたため、前年度より大幅に増となっております。一方、ただいま御説明しました新事業・新分野進出支援事業費につきましては、さきの職員費が増となった分に対応して前年より大幅な減となっております。

次に、（事項）新産業・雇用創出推進事業費6億3,687万8,000円でございます。1の㊦中山間地域新産業・雇用創出強化事業であります。詳細につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

以上が一般会計でございます。

234ページをお開きください。小規模企業者等設備導入資金特別会計でございます。初めに、（事項）小規模企業者等設備導入事業助成費7億2,632万2,000円あります。1の（1）高度化資金貸付金は、中小企業等が共同して行う事業に対しまして、長期低利の融資を行うものであります。次の（2）小規模企業者等設備導入資金貸付金は、小規模企業者等への設備資金の貸し付けを行っている県産業支援財団に対し、その原資を貸し付けるものであります。次に、2の一般会計への繰出金については、高度化資金の貸付先からの償還金のうち、県負担分と本特別会計の剰余金を一般会計に繰り出すものであります。

次に、公債費の（事項）元金1億8,860万2,000円につきましては、同じく高度化資金の償還金のうち、貸付金原資の一部借入先である中小企業基盤整備機構にその元金を償還するものであります。

なお、特別会計につきましては、別途配付の平成23年2月定例県議会提出議案の議案第7号にもございますけれども、重複いたしますの

で、説明は割愛させていただきます。

次に、主な新規・重点事業の内容につきまして、委員会資料で説明させていただきます。

資料の5ページ、中山間地域新産業・雇用創出強化事業についてであります。

1の事業目的であります。本事業は、平成22年度実施いたしました中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業と同様、中山間地域の多様な地域資源を活用いたしまして、産業基盤の脆弱な中山間地域において新産業及び雇用の創出を図ることを目的といたしております。2の事業概要でございますが、まず、ステップアップ事業枠は、22年度に中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業で単年度採択とした事業のうち、事業の自立・継続化を図るものを募集いたしまして、事業化の可能性の高いものを採択して実施することとしております。次に、継続事業枠は、ふるさと雇用再生特別基金を活用して2カ年事業として採択した事業、及び本年1月に採択した事業につきまして、同様に事業の継続性に着目して、継続して委託するものであります。3の事業費につきましては、6億3,687万8,000円を計上いたしております。4の事業効果につきましては、記載のとおりでございます。

次に、6ページでございます。中小企業等経営基盤強化支援事業であります。

この事業は、厳しい経営環境にある中小企業を支援するもので、県内14カ所の商工会等に設置しました経営支援チームが、中小企業の事業強化、新分野進出、創業等の中小企業からの相談にワンストップで対応し、中小企業の経営基盤を強化するものであります。2の事業概要であります。商工会等に設置しました経営支援チームが中小企業からの相談について指導助言を

行うとともに、専門的な業務知識や技能等のアドバイスが必要な場合、中小企業診断士等の専門家を直接派遣いたします。また、新分野進出等の新たな取り組みを行う中小企業者に対し、市場動向や販路開拓調査等の支援を行うとともに、新規創業者に対し、事業計画作成等の指導助言や、市場調査等の創業支援を行ってまいります。なお、県商工会議所連合会に事業推進本部を設置いたしまして、これらの事業の企画、調整を行いながら、商工3団体を初め、関係機関との連携強化や事業の円滑化を図っていくことにしております。3の事業費でございますが、1,273万4,000円を計上いたしております。4の事業効果につきましては、記載のとおりでございます。

当課の説明は以上でございます。

○富高工業支援課長 続きまして、工業支援課の平成23年度当初予算につきまして御説明をいたします。

お手元の「平成23年度歳出予算説明資料」の工業支援課のインデックスのあります235ページをお開きいただきたいと思います。平成23年度当初予算額は11億6,175万1,000円となっております。平成22年度当初予算12億7,086万円と比較しますと、1億910万9,000円、率にして8.6%の減となっております。

事業の主なものにつきまして御説明いたします。237ページをお開きください。まず、(事項)職員費5億1,667万1,000円でございます。これは、工業支援課、工業技術センターなど66名分の人件費となっております。

次に、(事項)新事業・新分野進出支援事業費1億5,147万円でございます。説明欄1の新事業創出環境整備事業3,536万7,000円は、県内中小企業の新事業創出や新分野進出を支援するた

め、産業支援財団に総合相談窓口を設置し、コーディネーターによる新商品の開発、販路拡大等への相談対応や専門家による指導助言等を行うものでございます。3のみやざき農商工連携推進事業817万円は、農商工連携に必要な会議の開催や各種支援制度のPRを行うものでございます。4の創業・新事業挑戦支援ファンド事業1億円は、新商品の開発や新サービスの提供を行うなど、今後の成長性が見込める中小企業等に対しまして、投資による資金面からの支援を行うものでございます。

次に、（事項）産学官共同研究推進事業費8,123万3,000円でございます。238ページをお開きいただきたいと思います。説明欄1の産学官ネットワーク形成・共同研究推進事業は、後ほど委員会資料で御説明をいたします。4の④環境リサイクル技術開発促進対策事業1,666万6,000円は、産業廃棄物の抑制やリサイクルを促進するため、県内の産学官共同研究グループが行います環境リサイクル関連の新事業創出に向けた取り組みを総合的に支援するものでございます。

次に、（事項）技術振興対策費3,071万6,000円でございます。これは、説明欄1から4までの事業を実施いたしまして、中小企業等が有します知的財産の活用、流通促進や、県有知的財産の活用を図ることなどによりまして、県内中小企業の技術力の向上を図るものでございます。

次に、（事項）機械技術センター運営事業費5,183万円でございます。1の運営管理委託費4,829万円は、機械技術センターの管理運営を指定管理者に委託し、ものづくり企業への研修及び技術指導を行うものでございます。

239ページをごらんいただきたいと思います。

（事項）下請企業振興事業費3,295万2,000円でございます。1の取引振興事業費補助金は、産業支援財団を通じまして、県内中小企業へ受発注情報の提供やあっせん、指導、相談等を実施し、取引の拡大を促進するものでございます。

次の（事項）産業集積対策費2,505万5,000円でございます。2の自動車関連産業レベルアップ支援事業655万5,000円は、本県自動車関連企業のさらなるレベルアップを図るため、生産性向上や商談会の開催などへの支援を行うものであります。3の太陽電池関連産業集積促進事業159万8,000円は、太陽電池関連産業の一層の振興を図るため、県内中小企業の関連産業への参入促進や人材育成等の支援を行うものであります。4の④東九州メディカルバレー構想推進事業は、後ほど委員会資料で御説明をいたします。5の食品産業活性化対策事業751万1,000円は、宮崎県食品産業協議会に専門のコーディネーターを配置しまして、研修や指導、セミナーを行うことなどによりまして、食品産業の育成と強化を図るものでございます。

次に、（事項）工業技術センター総務管理費1億6,398万6,000円でございます。1の工業技術センター運営管理費1億4,193万6,000円は、警備、清掃など庁舎管理に必要な経費であります。2の設備整備事業2,205万円は、研究開発や企業支援の技術力の向上を図るため、高度な計測・分析が可能となります機器を整備するものであります。

次に、240ページをごらんいただきたいと思います。が、（事項）工業技術研究開発費2,668万7,000円でございます。これは、工業技術センターの試験研究に要する経費でございます。

次に、（事項）企業技術支援事業費1,848万4,000円でございます。これは、企業等からの工

業用材料の依頼試験・分析、センターの設備使用及び企業との共同研究、技術指導等に要する経費であります。

次に、（事項）食品開発センター総務管理費467万6,000円であります。これは、センターの運営管理に要する経費であります。

次に、（事項）食品開発センター研究開発費1,927万5,000円であります。これは、センターの食品開発研究及び依頼試験等に要する経費であります。

次に、主な新規・重点事業等につきまして御説明をいたします。

委員会資料の7ページをお開きください。初めに、産学官ネットワーク形成・共同研究推進事業でございます。

まず、1の事業目的であります。この事業は、バイオ、環境・エネルギーなどの技術分野ごとに産学官ネットワークを構築しまして、産学官グループに対しまして研究開発支援等を行うことによりまして、大学等のすぐれた研究シーズの事業化を促進するものであります。2の事業概要であります。①の実用化プロジェクト創出促進事業では、①のみやざき産業クラスター推進協議会や②の新産業創出研究会を運営するほか、③の産学連携共同研究グループ育成事業により、大学と地場企業が参画する研究会グループの活動を支援してまいります。また、④のプロジェクト・ディレクターの設置により、研究シーズの発掘や国等のプロジェクトへの提案を支援いたしますとともに、②の研究開発支援事業によりまして、県内産学官の研究グループが行います研究開発を支援することとしております。3の事業費は、3,319万3,000円でございます。4の事業効果は、ごらんのとおりでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。㊤東九州メディカルバレー構想推進事業でございます。

まず、1の事業目的であります。平成22年10月に宮崎県・大分県の産学官が連携して策定しました東九州メディカルバレー構想を推進するものでございます。2の事業概要であります。大分県及び産学官と連携しながら構想を推進するため、①の構想推進会議を開催することにいたしてございまして、②の構想のPRを行うため、ホームページの開設等を行うものであります。また、構想に掲げる各取り組みを具体化するために、産学官の関係者によりまして③の研究会を設置してまいりたいと考えております。さらに、④の連携コーディネーターの設置によりまして、地場企業が医療機器産業へ参入するなどの活動を支援してまいりたいと考えております。3の事業費は、822万2,000円でございます。4の事業効果は、記載のとおりとなっております。

工業支援課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○金子商業支援課長 引き続きまして、商業支援課分を御説明いたします。

お手元の「平成23年度歳出予算説明資料」の商業支援課のインデックス、243ページをお願いいたします。商業支援課の平成23年度当初予算は5億6,817万2,000円となっております。前年当初と比較いたしますと、8,549万1,000円の減、率にして13%の減となっております。

それでは、新規・重点の主なものについて御説明をいたします。245ページをお開きください。まず、（事項）職員費でございます。1億2,834万7,000円を計上しておりますが、これは、全庁的な計上方法の見直しによりまして、

県物産貿易振興センターの派遣職員の主たる人件費をこの職員費のほうに計上いたしておるところでございます。

次に、（事項）中小商業活性化事業費1,399万5,000円でございます。これは、魅力ある商店や商店街づくりを推進するための経費でありまして、主な事業は、2の㊤まちなか商業再生支援事業1,350万円であります。これは、商店街等が地元団体等と連携して、にぎわいの創出あるいは社会的課題の解決に取り組む事業を支援いたしますとともに、まちづくりを担うリーダーを育成し、商店街全体のパワーアップをねらっているものでございます。

次に、（事項）地場産業総合振興対策費2,631万4,000円でございます。次の246ページをおあけください。4の伝統的工芸品等後継者育成支援事業1,724万5,000円でございます。これは、後継者の確保が難しい伝統的工芸品製造事業等に技術の継承に興味を持つ若者等の受け入れを委託し、後継者の育成を図るものでございます。

次に、（事項）運輸事業振興助成費1億7,884万8,000円でございます。これは、運輸事業の交通安全対策、環境対策等、運輸事業の振興を図るために、宮崎県バス協会及び宮崎県トラック協会に対して助成をするものでございます。

次に、（事項）中小企業IT化促進支援事業費2,301万2,000円でございます。これは、企業が必要とするIT人材の育成確保を図るための経費でありまして、主な事業は、1の経営IT化促進事業1,407万9,000円でございます。これは、中小企業等の経営IT化を促進するため、従業員等を対象とするIT化研修を実施するものでございます。

次に、（事項）IT関連産業振興事業687

万3,000円は、IT関連産業の振興を図るための経費でありまして、主なものは、1の（2）IT企業受注拡大支援事業674万4,000円でございます。これは、IT企業の受注拡大を図りやすいため、受発注情報の収集・提供や商談会等を行うものでございます。

続きまして、（目）貿易振興費（事項）貿易促進費5,117万5,000円であります。貿易の振興や県産品の輸出拡大を図るための経費でありまして、主な事業につきましても、247ページをお開きください。1の㊤海外交流駐在員設置事業1,963万3,000円あります。これは、中国の上海、台湾の台北に駐在員を設置いたしまして、県内企業の海外との経済交流を支援するとともに、県産品の輸出振興や観光PR等を行いまして、本県経済の国際化を図るものでございます。4の㊤みやざき県産品東アジア販路拡大総合推進事業2,154万円につきましても、後ほど委員会資料のほうで御説明をいたします。

続きまして、（目）物産振興費（事項）県産品販路拡大推進事業費1億3,582万4,000円あります。これは、県産品の販路拡大を図るための経費でありまして、主な事業につきましても、1の県産品振興事業9,068万8,000円あります。これは、新宿みやざき館「KONNE」の施設維持管理費等であります。4の㊤みやざき県産品販路拡大支援プロジェクト事業2,684万7,000円、これは、社団法人宮崎県物産貿易振興センターに委託いたしまして、商談会や物産展の開催、商品の開発・改良支援、研修相談、新宿みやざき館等を活用した情報の受発信等の事業を行うことにより、県産品のPR及び販路拡大を図るものでございます。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、委員会資料の9ページをお願い

いたします。㊤みやざき県産品東アジア販路拡大総合推進事業であります。

これは、みやざき県産品東アジア販路拡大戦略に基づきまして、官民が一体となった総合的な取り組みによりまして、県産品の東アジアへの一層の販路拡大、定番・定着化を図るものでございます。事業概要は、まず、(1) 東アジアでの県産品の定番・定着化と販路拡大といたしまして、香港、シンガポールでのフェアや、海外の卸・小売業者等との商談会の開催、そして香港、台湾で行われます見本市への出展を行うこととしております。また、昨年12月に設置いたしました上海市の常設棚での展示、テスト販売を県上海事務所が支援いたしまして、中国市場の販路開拓を図ることとしております。続きまして、(2) 県内企業の輸出力強化と輸出環境の整備でありますけれども、輸出促進のセミナーの開催に加えまして、来年度につきましましては、新たに輸出に取り組む県内企業の組織化を支援し、すそ野の拡大を図って県内業者による自主的、主体的な取り組みを支援していきたいと考えております。最後に、(3) 東アジアへの輸出拡大の支援を図りますため、引き続き、輸出実務に詳しいコーディネーター、中国からの国際交流員を配置することとしております。事業費は、2,154万円でございます。効果といたしましては、県産品輸出の重点市場と位置づけております東アジア各地域におきます一層の輸出拡大につなげてまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○山口企業立地課長 続きまして、企業立地課の平成23年度当初予算について御説明をいたします。

お手元の「平成23年度歳出予算説明資料」の

インデックス、企業立地課のところでございます。257ページをお開きいただきたいと思います。企業立地課の平成23年度当初予算額は1億4,161万7,000円となっております。今回の当初予算は骨格予算でありますので、年度当初より誘致活動等に必要な経費のみを計上しております。平成22年度当初予算額と比較いたしますと、84億2,617万9,000円の減となっております。率にして98.3%の減でございます。

それでは、主な事業について御説明をいたします。259ページをお開きください。(事項) 企業誘致活動等対策費3,075万2,000円でございます。これは、県内への企業立地の実現を図りますため、市町村等と連携して実施いたします企業誘致活動に要する経費でございます。その内容といたしましては、企業訪問等に要する旅費などの情報収集を行うための経費、本県PRパンフレット作成やホームページの内容充実を図るための経費、県外事務所に企業誘致コーディネーターを配置いたしまして、専門的な知識や人脈を生かしまして、重点的な企業訪問を行うなど、企業誘致活動を充実強化するための経費等となっております。

次の(事項) 立地企業フォローアップ等対策費267万4,000円でございます。これは、立地企業の県内定着及び県内での事業拡大を促進するため、既存立地企業の本社や親会社及び県内事業所等を訪問いたしまして、企業ニーズ等を把握し、事業拡大の働きかけなどを行うための経費でございます。

説明は以上でございます。

○水間委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありますか。

○西村委員 246ページの商業支援課のIT関連に対しまして、民間企業が必要とするIT人材

の育成確保に関する経費とありますが、先ほど説明はいただきましたけれども、例えばセミナーとかやるのであれば、何人規模、どのぐらいやるという想定があるのでしょうか。

○金子商業支援課長 今御質問の事業は、経営IT化促進事業でございますね。

○西村委員 IT化促進支援事業費の中のIT技術者育成の1、2です。

○金子商業支援課長 失礼いたしました。当事業は、未就職者等を対象といたしまして、OJTを含みます全体で4カ月の研修を実施することとしております。定員でございますけれども、15名で2講座という形で予定しているところでございます。ちなみに、21年度につきましては、ウェブのプログラム、ネットワーク技術者といった2つの講座を設けているところでございますが、これにつきましては、提案公募型の事業ということでございますので、それをもってまた講座内容を固めてまいりたいと考えております。

○西村委員 それは例えば専門学校的な学校が応募してくるわけですか。

○金子商業支援課長 そうでございます。22年度受託したところは、宮崎ソフトウェアセンターでございます。佐土原の工業技術センターの横にございますが、そこから応募がございました。

○西村委員 わかりました。

○水間委員長 ほかにありませんか。

○蓬原委員 230ページ、貸金業対策費ですが、出資法と利息制限法のグレーゾーンで銀行から借りて、貸して、そこで大もうけしたというけしからん貸金業があって、今はできなくなって、かなり大口の貸金業もあえいでいるような状況なんですけど、それにしても、かなりのお金

を消費者金融から借りてお困りの人が結構いるようです。この相談なんですけれども、全貌を知りたいんですが、消費者金融というのが今、県内にどの程度あって、そのことによって被害をこうむっておられる方、潜在的な数もあるのかもしれないけれども、具体的な相談の数等々、現況を教えてくださいと思います。

○福田金融対策室長 委員御指摘のとおり、改正貸金業法、これが昨年、施行されております。この影響で貸金業者が減少しております。具体的な数で申し上げますと、平成21年3月末には51事業者おりましたが、平成22年3月末では32社で、平成23年1月末になりますと、現在ですが、16社にまで減少しております。これに伴いまして、県のほうで消費者金融相談所というのを設けておるんですが、ここの相談件数も減少しております。具体的に申し上げますと、平成20年度725件、平成21年度157件、平成22年度は、改正貸金業法の関係がございましたので、若干ふえてございますが、それでも187件となっております。

○蓬原委員 相談は有料ですか、無料ですか。

○福田金融対策室長 消費者金融相談所には2名、相談員が現在おりますが、無料で相談対応してございます。相談件数がかなり減っておりますので、来年度からは、2名を1名に減員することにしてございます。

○蓬原委員 この相談は、ここに行きなさい、この弁護士を紹介するとか——具体的な処理まではやってくれないんですね。交通整理までということですか。

○福田金融対策室長 相談員は、基本的には交通整理をすることになっております。ただ、消費者の方は貸金業法の知識等ございませんので、基本的なことについてはこの相談員が対応

します。処理の話になってきますと、専門的な知識がより必要になってまいりますので、別途、弁護士相談というものを週1回開いております。弁護士相談で具体的な処理等を行っていくという仕組みになってございます。

○蓬原委員 ということは、後、具体的には、弁護士さんのところに行って、弁護士さんとの契約というか、弁護士料、相談料の中で具体的な処理があって、例えば返還金の取り分はこうだ、弁護士が幾らであなたのところに幾ら返ってくるのか、チャラになったよとか、そういう話は弁護士との相談ということになるわけですね。

○福田金融対策室長 お見込みのとおりでございます。

○外山 衛委員 委員会資料の5ページ、中山間地域新産業・雇用創出強化事業、これは非常に大事な案件ですから、取り組みが必要と思いますが、今、県内全部疲弊してしまっていて、どちらかといえば全県的に中山間地域みたいな状況になっています。この事業の場合、中山間地域というのはどこらあたりなのか、地域の限定とか指定があるんですか。定義というか、どのあたりを対象にした……。

○古賀商工政策課長 ほぼ全県的に——例えば宮崎市の中心部とか、児湯の平たん部とかいうところはごく一部でございまして、例えば南那珂の場合は中山間地域ということでございます。

○外山 衛委員 例えば、日南市でいえば、日南市街地を除いて、北郷の山間部、南郷の山間部ですね。この中山間地というのはそういう理解でいいですね。

○古賀商工政策課長 そういうことでございまして、北郷も2件ほど採択させていただいてお

ります。

○坂口委員 過疎法、そういった法を根拠での中山間地となるのか、そこらが運用でうまくいけるのか。こっちはそんなにきつくはないんじゃないですか。やっぱり縛りがあるんですか。

○古賀商工政策課長 例えば、東児湯で今、この事業でやっていただいているんですけども、東児湯の場合は、木城町と都農町は中山間地域、いわゆる過疎5法に入るんです。新富町は入っておりませんが、この事業ではやっていただいています。いろいろ連携してやっていくとか、やりたい方がいらっしゃれば我々としてはできるだけ救っていく方向で対応させていただいています。

○坂口委員 今度の議発条例の中山間条例、あの中に出てきますね。

教えていただきたいんですけども、231ページの小規模事業対策費、これは前の商工会の指導員とかのですか。

○古賀商工政策課長 説明欄の1にございます小規模事業経営支援事業費補助金、これにつきましては、お見込みのとおり、経営指導員や支援員の人件費、さらに商工会、商工会議所の活動費ということになります。

○坂口委員 一時期、商工会の合併、そういうのをかなり強力に指導していった時期があったけれども、実態と乖離している部分もあつたりでなかなか難しい点があつて、今、なおさら商工会の、特に財務関係あたりの基盤が弱くなって、会員がかなり少なくなつたりとかで、そこらがちょっと心配なんです。3の商工会等経営改善振興事業、今、何名ぐらい指導員が持てるのかということと、広域連携なんかでどう今後やっていけるのか、抱えられる人間は先々が細

くなっていかないのか、これらが今どんな状況にありますか。大体どういう方向に進んできたというのが……。

○古賀商工政策課長 商工会につきましては、えびの市が3商工会合併したわけですが、それ以来、全く合併というのはございませんで、昭和の合併をしたところでも、例えば生目とか残っているという状況です。39が39のままなんですけれども、例えば指導員の数で申し上げますと、10年前の平成13年度、商工会では78名の指導員がいました。これが平成22年度は70名ということで約1割減、会議所地区でも同様の傾向でございまして、13年度50名いたったのが45名という格好で、同じく1割程度減っているという状況です。委員お見込みのとおりといたしますか、要するに、会員も減ってくるわけでございますので、経営基盤がこれから不安であるということから、実は我々のほうと商工会と話し合いをしていこうと。将来的に、10年後、20年後を見据えた、ある程度長期的な視点に立った商工会のあり方、もしくは会議所につきましても、小規模な会議所がございまして、それにつきましても、同様に今後どうしていくのかということで、我々が一方的に押しつけるんじゃなくて、皆さん一緒に考えていきたいと思いますということで今、提案させていただいているところでございます。

○坂口委員 そうだと思うんです。財源内訳を見てみると、800万が特定財源で、あと一般財源です。ということは、県としてもいつまでも抱え切れないというのが現実だと思うんです。800万というのは、恐らくほかの事業に対しての特定財源かなと思うんですけれども、そんな中で今、地域おこしだの、新産業だの、新たな雇用だのというと、ここの指導員あたりが何らか

で介入していく——移動していくんじゃなくて、そこには土着で長く、限りなくプロパーに近いぐらいの立場で地域を知っていく、人との信頼関係……。将来、削減方向にいかざるを得ない、合理化していかざるを得ない、しかしながら、ニーズがという、なかなか相入れがたい部分もあるんですけれども、ここの向かうところを間違わないように、今言われたように強力な指導をやっていながらということをや取り組んでいっていただいで、これは要望です。

○外山三博委員 245ページ、商業支援課、さっき説明がなかったんですが、大規模小売店舗適正化事業というのは、もうちょっと具体的に説明をお願いします。

○金子商業支援課長 御質問の件でございますけれども、店舗面積が1,000平米を超えます大規模小売店舗の周辺環境との適正な調和ということを図る観点から、有識者による審議会を設けております。庁内でも関係各課による連絡会議を設けておまして、そのための経費として378万4,000円を計上させていただいているところでございます。

○外山三博委員 今、法的に、規模についてこれ以上はだめという網はあるんですか。

○金子商業支援課長 別途、都市計画法上の規制といたしまして、1万平米以上につきましては立地規制が及ぶような制度になっておまして、店舗面積そのものでの規制という意味では、そういった観点から郊外のほうには誘導しないような形、狭めるような形です。要するに、中心市街地の衰退という状況もございまして、そういった形での制度改正は行われているような状況でございます。

○外山三博委員 1万平米を超えても、都市計

画、立地可能であれば規制はされないということですか。

○金子商業支援課長 そのとおりでございます。

○外山三博委員 最近でいえば、イオンができて、清武のコカコーラの跡地に店舗が幾つか出ていますね。ああいう形で幾つかの店舗が、1店は1万平米を超えなくても、そういうのが連続して同じ敷地にある場合は全然別なんですか。1店舗じゃなくて違う企業が立地していった場合は全く違うということでしょうか。

○金子商業支援課長 あれは一団の画地ということになっておりまして、1つの店舗というふうに見なすようになってございます。

○外山三博委員 調整をするということで、調整のポイント、県としてはどういう視点で調整していくということになるんですか、計画が上がってきたときですか。

○金子商業支援課長 まず、一番テーマとなりますのは、やはり交通渋滞でございます。例えば、先ほど例を出されましたクロスモールにつきましても、269号線でかなり日常的な渋滞が生じているということもありまして、あらかじめ事業者側との調整の結果、事業者側の敷地のほうに少し道を広げる形で交通渋滞の緩和を図っていただくなど、騒音の問題や廃棄物の問題、こういったあたりの観点から、周辺的生活環境の保持という形で専門家を入れて審議をやっていただいているということでございます。

○外山三博委員 その場合、既存の商店街がありますね。その辺からの苦情というか、クレームというか、問題提起なんかも審議はするわけでしょう。

○金子商業支援課長 以前は、委員がおっしゃった大規模店と周辺の中小との商業調整と

いうシステムがありましたけれども、それは規制緩和の流れの中で廃止されまして、現在ではそういった商業調整的な視点での審議というのはやってございません。

○外山三博委員 ことし審議をした実例が幾つかあると思うんですが、教えてください。

○金子商業支援課長 今年度は、審議会を6回開催してございます。その中で、先ほどのクロスモールは大型案件ということもありまして、現地視察も交えた審議を慎重に行ったところでございます。

○外山三博委員 わかりました。

同じ商業支援課の247ページ、アンテナショップの話がありましたが、物産振興センターは、前の知事がおやめになって、2月の前年対比、どんなふうになっていきますか。

○金子商業支援課長 御想像のとおりといいたいでしょうか、速報ベースでございますけれども、2月分だけの売り上げを見ますと、対前年で半分程度に落ち込んでおります。それと、参考で申し上げますと、去年の4月から2月までの累計でございますけれども、物産館につきましても、3分の1ぐらいの減少というふうな数字になっております。

○外山三博委員 東京の「KONNE」はどうですか。

○金子商業支援課長 「KONNE」のほうも、2月につきましても13%ほど対前年で減少ということになってはいますが、2月までの累計で申し上げますと7%程度という形で、「KONNE」の場合は、日常的な需要というんでしょうか、それで定着しておりまして、ここ数年、平成18年度以降ずっと4億円以上をキープしてきているというような状況でございます。

○外山三博委員 まだ1カ月だから、余り実績

というか、思ったよりも落ちていないと思うんだけど、県庁に見えるお客さんを見ても、じわじわと間違いなく落ちてきますね。そうなったときに、物産振興センターの運営というか、経営の中身が——当然、来期の分はセンターで事業計画、収支計画しておると思うんですが、去年は非常によかったから県からの補助金は要りませんよということをやってきた。果たしてそれがどうかというのは、まだ今はわからないんでしょうが、もしそうなったら、また補正でも組むというようなことになるんですが、その辺の見通しはどうか。県として今どういうふうに見ておられますか。

○金子商業支援課長 御指摘のとおり、県庁という、観光スポットという形で大きな恩恵をこうむりまして、物産館も売り上げが急激に増加をしたところでございます。ある意味、特需は終わったというぐらいの厳しい認識と、昨年来の口蹄疫、鳥インフルエンザ、火山という形で入り込みがどうしても減っているという状況もでございます。宮崎ブームが起きます18年度時点での収支なんですけれども、全体で5億4,000万ほどございました。そういった中で、単年度の黒字は出ていた状況でございます。ただ、そういった中には、先ほど言われたような県からの補助金が1億程度出ておりまして、今はそれもないという状況ですので、補助金1億を売り上げに換算しますと、4億円程度の売り上げが必要だということになります。そういった形で、やはり9億あたりが一つの目安かなというふうに思っています。

先ほど申し上げました「KONNE」については、4億はずっと定着してきているという状況です。ただ、東京地区もかなり今、どこの県のアンテナショップもそうなんです、一時的

なブームは終わったという状況もあって、軒並み5%、10%ぐらい売り上げが減っている、そんな状況もあるそうでして、「KONNE」も決して甘い状況ではないというふうに私どもも思っております。

今度は、いろいろな形で、知事人気に頼った売り方、そういったものではなく、やはり本来の商品力をきちんと磨いていく必要があると思います。おかげさまで、地鶏とマンゴーといえ宮崎というふうな形で定着していますし、その関連商品も確かに売り上げは示しておりますけれども、次のイメージリーダーとか、あるいは季節ごとのフェア、プロモーション、いろいろなものを今後企画していく必要があると思います。その一方で、やはりきちんとした経費の切り詰め、事業の選択と集中という形でやっていきたいと思っています。ここ数年間で内部留保といいましょうか、3億円程度できておりますので、そこらもうまく今後の攻めの材料として使う、そういった形で体質強化を図ってまいりたいというふうに思います。

○外山三博委員 補助金は来年度予算に計上していませんね。これは一つの企業として意識づけてとらえて、もう補助金がないわけだから——今までの売り上げで、忙しかった、相当、人も抱えたと思う。企業経営というのは先を読んで先見性というか、先々に手を打っていくことが必要なんです。今、課長も言われたように、いろんな事業計画をつくって努力をしていく必要があると。そのとおり。補助金をもらわずに、売り上げが落ちててもやっていけるような組織の体制づくり、例えばお客さんが来ないのであれば、インターネットで売るとか、そういうところまでひっくるめた事業計画、きちっとしたものを早目につくっていく必要があると思

いますから、そのことは要望しておきます。

○外山 衛委員 物産館ですけれども、東京、大阪、福岡のアンテナショップは重要ですが、考えたら、ここの物産館というのはそんなに利益を追求する必要もなく、とんとんであればよく、県をアピールする一つの施設ですから、最悪立ち行かるときは民間にゆだねるといふこともあっていいような気がします。県がやっている商売じゃないんですから、最悪どうしても立ち行かないとなれば、東京や大阪は必要だけでも、ここはあえてそんなに必要じゃないような気もします。とんとんでいくようなところを目指して、そんなにもうからなくていいと思いますけれども、これは個人的な意見です。

○金子商業支援課長 確かに、純粹な意味のアンテナショップといいますのは、おっしゃるように県外に設置した分だと思えますけれども、今のセンターの事業の仕組みとしては、販売会計である程度、益を出して、公益法人ですので、県内事業者の支援をする商談会や物産展、そういった公益事業のほうに回していくという形で成り立ってきたわけですし、両面きちんと見ていく必要があるとは思っています。観光客が来て、こちらで買っていただければ、持ち帰っていただいて、それが宮崎の商品の発信になるという形でありますので、そこのある程度の設置効果はあると思っています。ただ、先般、商談会を県外のバイヤーさんと呼んでやったんですが、やや商品もマンネリ化していますねとか、ターゲットが絞れていませんねとか、厳しい御指摘を受けたものもございます。そういった中で、いかに商品を磨くかというところの場所としてはあそこも一つ活用してまいりたいと思います。

○外山 衛委員 わかりました。

○太田委員 資料の8ページの東九州メディカルバレー構想であります、(4)の連携コーディネーターの設置ということになります。これは、地場企業の医療機器産業への参入、そういったものを支援するという事で大変ありがたい支援なわけですが、これは改善事業でありますから、コーディネーターというのはどんな立場の人なのか、何人ほど設置してあるのかということをお聞きしたいと思います。

○富高工業支援課長 連携コーディネーターにつきましては、ここに書いてありますとおり、医療機器に関する専門知識と経験を有することによってございます。我々のイメージとすれば、医療機器メーカーにいらっしゃったOBの方ですとか、医療機器に関するいろんな薬事法の規制等がございまして、医療機器製造許可を取らないといけないというような企業にとってはいろいろハードルがございまして、そういったことを一個一個クリアしていかないと医療機器産業には参入できないという仕組みになっておりますので、そういった指導を行えるような方ということで、先ほど申しましたように、そういうメーカーに勤めて、そういう知識を持っていらっしゃる方を想定いたしているところでございます。人数につきましては、1名、産業支援財団のほうに設置いたして、そこから指導していただくという形になるというふうに考えております。

○太田委員 わかりました。

○新見委員 1点だけ。資料の6ページの中小企業等経営基盤強化支援事業についてですが、イメージがちょっとわからないんです。要するに、中小企業者が、ここに記載のような相談があったときに、行かれるのは商工会議所や商工

会だと思っんですが、そのときの相手方の、相談を受けたほうの対応が、この支援事業がないところと、支援事業がある現在とは、どういう差があるのか、チームというイメージがよくわからないんです。

○古賀商工政策課長 通常、軽いといいますか、一般的な相談であれば経営指導員でできると思います。ただ、例えば金融機関からお金を借りたいんだけど、なかなか借りられなかったとなりますと、チームということですから、信用保証協会の職員の方にも相談に参加してもらいます。また、決算書がよくできていないということであれば税理士に入っていただく、もしくは経営改善計画がつかれないということであれば診断士に入ってもらうという格好で、その相談内容に応じてオーダーメード的にチームをつくっていくということになります。今度は逆に、専門家を派遣するというのを申し上げましたけれども、これはどういうことかといいますと、例えばどうもお客さんにうまく売れないということであれば、店舗のレイアウトの専門家をそこに派遣して、こういうふうにディスプレイを変えたほうがいいですよというアドバイスをしてもらうというようなことで、きめ細かくやっていこうというものでございます。

○新見委員 例えば、中小企業者が宮崎商工会議所に相談に行ったら。今おっしゃったようなことを対応してもらうときは、商工会議所にいらっしゃる経営指導員で対応できなければ、宮崎商工会議所で把握されている専門家に相談するというイメージですか。ほかの13の商工会議所等と横の連携があるという意味ではないんですね。

○古賀商工政策課長 例えば、商工会は39あるわけですので、39の中でこの14以外のところ

に行ったら全然対応できないということじゃなくて、例えばこの14の中にないところに来た場合は、それは設置されているところに上げてもらうという格好にしています。そこからその人に対していろんなサービスをやっていくという仕組みにしております。そして、連携というよりも、全体の調整というのを連携推進本部の中でやっていく。例えば、販路開拓、市場調査というのがございます。これについては、少額でございすけれども、最大50万円程度の補助を出すようにしています。そういった補助計画が妥当かどうか、もしくは補助を交付するかどうかについて、全体のバランスを見ながら、推進本部の中で判断していくという仕組みにしております。

○新見委員 わかりました。

○蓬原委員 工業支援課、237ページの産学官共同研究推進事業費、238ページの1番に産学官ネットワーク形成・共同研究推進事業、3番に産学官連携研究体制強化推進事業、240ページの企業技術支援事業費の3に共同研究費というのがあるんですけれども、工業センターが中心になってやられると思うんですが、大企業の場合だったら個別の研究所というのをちゃんと持って、いろいろ研究をやって、新製品の開発や技術の開発をやる。ところが、中小企業の場合、一番困るのはそういう研究なんです。研究部門にお金を割けない、これが将来飛躍するための大きなネックになるわけで、工業センターがその部分を一緒に研究していただくというのは大変ありがたいことであって、そのためにその存在価値というのが非常にあるんだろうなと、そこに工業センターの意味があるんだろうと思うんです。共同研究ですけれども、産学官も含めてどういうことを今やろうとしているのか、具

体的に、企業秘密のこともあるでしょうけれども、将来的に物になりそうな研究、取り組んでいるトピック的な研究がありましたら、そのあたりを御披瀝いただくとありがたいと思います。

○**富高工業支援課長** 共同研究につきましては、企業から上がってきた申請に対して、それが事業化できるのか、そういう視点で問題がなければ採択いたしまして、補助をするという流れになっております。実績を申しますと、昨年度が、例えばたくあんを利用しました新規食品の開発、韓国市場に向けました木質内装材の研究、本県の主要な作物であります里芋を活用しました乳酸発酵商品の開発、重度障がい者の生活向上を図るために、顔面の電位差を利用したインターフェース機器の開発研究、モンゴル由来の乳酸菌を活用したヨーグルトの開発、そういった事業を採択させていただきまして、今年度、事業に取り組んでいただいているところでございます。

○**蓬原委員** わかりました。頑張ってください。

○**坂口委員** 230ページの信用保証業務の損失補償金1億8,000万、これでどれぐらいまで保証できますか。正確な数字は当然出ないでしょうが、大体予定している保証は。

○**福田金融対策室長** 御質問の確認ですけれども、230ページにございます信用保証協会損失補償金1億8,000万、これについての御質問ですね。

○**坂口委員** これぐらい予算計上していれば年間どれぐらいまで保証承諾が、確保という言葉がちよっと違うですね、大体どれぐらいの承諾が予定できるか。

○**福田金融対策室長** 1億8,000万確保しており

まして、ただ、これは昨年度に発生しました損失補償を補てんするというものです。23年度の予算でございますから、平成22年度の損失補償ということになります。

○**古賀商工政策課長** 委員会資料の1ページに債務負担行為の追加ということで2つ出させていただいております。平成23年度中小企業融資制度損失補償ということで、来年、制度融資した場合に1億円を限度に23年度から38年度までやっていきますよという格好で、過去そういうふうにやってきておりまして、実は23年度に代位弁済が12億円ぐらい予定されているだろうと、その中で損失補償の対象額といたしまして1億8,000万円の予算をお願いしているところでございます。県が毎年、新規保証枠ということをつくっておりますけれども、大体その分に対応するような格好でこの額は出てきています。事故率によって変動いたしますので。

○**坂口委員** 過去の率を見たときに、通常年度ぐらいの保証は1億8,000万でできていくということですね。それと1億円の上限の債務負担、38年度まで。

○**水間委員長** ほかになければ、以上で商工政策課、工業支援課、商業支援課、企業立地課の審査を終了いたします。

委員の皆さんに申し上げますが、次のグループの皆さんが、労働政策課、観光推進課、みやぎきアピール課、3課ですが、説明時間が約30分です。説明だけいただいて、午後から質疑ということにして、そして総括で質疑をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時27分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

次に、労働政策課、観光推進課、みやざきアピール課の審査を行いたいと思います。労働政策課長から順次説明をお願いいたします。

○篠田労働政策課長 労働政策課の平成23年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の「平成23年度歳出予算説明資料」の労働政策課のインデックスのところ、249ページをお開きください。労働政策課の平成23年度当初予算は59億3,851万9,000円となっておりまして、22年度当初予算と比較しますと、12億5,091万1,000円の増となっております。

当初予算の主な事業について御説明いたします。251ページをお開きください。（事項）高年齢者雇用促進費953万7,000円は、シルバー人材センター連合会への支援など、高年齢者の雇用促進に要する経費であります。

次に、（事項）若年者就労支援推進費6,237万9,000円は、若年層の厳しい雇用情勢を踏まえ、若年者の就職支援や県内就職促進に要する経費であります。1の㊸若年者就職支援推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、252ページをお開きください。（事項）地域雇用対策強化費3,933万3,000円は、求職者の県内就職促進やU・Iターン希望者の掘り起こし、また各地域の実情に応じた雇用対策を実施し、県内全域での雇用対策強化、県内産業の活性化に要する経費であります。

次に、（事項）緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費24億1,660万9,000円ではありますが、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等に対して、一時的な雇用・就業機会の創出を図るとともに、総合的な生活・就労相談を実施することにより、生活の安定及び再就職の促進

を図るために、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業に要する経費であります。4の㊸若年者人材育成就職支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、（事項）ふるさと雇用再生特別基金事業費23億4万9,000円ではありますが、地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業を実施することにより、安定的な雇用の創出を図るとともに、正規雇用化に向けた地域の求職者等の就労支援を図るために、ふるさと雇用再生特別基金を活用した事業に要する経費であります。

次に、253ページをお開きください。（事項）労働福祉事業費2,200万円は、中小企業労働者の生活の安定と福祉の向上等を図るために要する経費であり、教育資金や生活資金等の貸し付けなどを行うものであります。

次の（事項）職員費2億4,495万6,000円は、全庁的な見直しにより、県職業能力開発協会への派遣職員分の主たる人件費を職員費に計上することにより前年度より増となったものであります。

次に、254ページをお開きください。（事項）職業訓練指導費1,194万円は、職業能力開発行政の推進を図るとともに、厳しい雇用情勢の中での就職支援体制の強化に要する経費であります。

次の（事項）認定職業訓練費5,963万1,000円は、認定職業訓練団体が実施する職業訓練に対し助成する経費であります。

次の（事項）職業能力開発対策費3,673万8,000円は、技能検定等を行う宮崎県職業能力開発協会に対する補助や、各種技能競技大会等への参加などに要する経費であります。

次の（事項）技能向上対策費1,009万7,000円

は、ものづくり体験教室や技能まつり等を行い、技能尊重機運の醸成や技能士の技能水準の向上を図るために要する経費であります。

(事項) 地域職業訓練センター運営費631万5,000円は、255ページの1の㊟宮崎県技能検定センター(仮称)管理運営事業であります。後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次の(事項) 県立産業技術専門校費6億267万6,000円ですが、これは、本県の中核的技術労働者の養成等を行っております県立産業技術専門校の管理運営や、民間教育訓練施設における離職者等を対象に実施する委託訓練などに要する経費であります。

次に、主な新規・重点事業の内容について御説明いたします。

お手元の「商工建設常任委員会資料」の10ページをお開きください。㊟若年者就職支援推進事業であります。

1の事業目的であります。この事業は、厳しい就職環境に置かれている新卒者等の若年者に対し、相談機能の強化や求人枠の確保等により就職支援を推進するものであります。2の事業概要ですが、現在、カーリーノ宮崎8階に設置しておりますヤングJOBサポートみやざき本所につきまして、宮崎駅西口の宮崎グリーンズフィアビルへの移転や、土曜日の開所等により、利用者の利便性の向上を図ることとしております。また、就職活動に必要とされる基礎的な知識を学ぶためのセミナーの開催、新卒者の求人枠の確保のための経済団体への要請や各種広報を行うことにしております。3の事業費として、2,741万7,000円を予定しております。

次に、11ページをお開きください。㊟若年者人材育成就職支援事業であります。

1の事業目的であります。この事業は、厳しい就職環境に置かれている新卒者等の若年者に対して研修や短期就業の機会を提供することにより、職業スキルの向上を図り、安定的な就職を支援するものであります。2の事業概要ですが、人材派遣会社への委託により、若年者に対し研修や短期就業の機会を確保するとともに、ヤングJOBサポートみやざき等と連携し、職業人として必要となる知識や技術の習得を図り、派遣終了後は派遣先企業等での安定的な就職につなげることとしております。3の事業費は3億円で、財源としては全額、緊急雇用創出事業臨時特例基金を予定しております。

次に、12ページをお開きください。㊟宮崎県技能検定センター(仮称)管理運営事業であります。

1の事業目的であります。この事業は、独立行政法人雇用・能力開発機構から建物の無償譲渡を受けまして、技能検定等を実施するための施設として管理運営を行うことによりまして、労働者の技能の向上を図るものであります。2の事業概要ですが、技能検定を円滑に実施するため、県が施設の適正な管理運営を行うこととしております。3の事業費として、631万5,000円を予定しております。

以上が主な新規・重点事業の内容でございます。

説明は以上です。よろしく御説明いたします。

○後沢観光推進課長 続きまして、観光推進課の当初予算について御説明いたします。

その前に、昨日御説明申し上げました2月補正予算につきまして、みやざき観光コンベンション協会運営費補助金に係る御説明が不十分でございましたので、補足説明をさせていただきます。

きたいと思います。みやざき観光コンベンション協会には2名の県職員のOBが在籍しておりますが、当初予算におきまして、協会の事業の実施に必要な経費として運営費補助金のうち人件費の積算を行いました際に、現役の職員が派遣された場合も想定いたしまして、過去の例を参考にして計算したところでございます。しかしながら、平成22年度はOB職員の異動がなかったことによりまして、2名分、計1,400万円余の減額が必要になったというのが理由の一つでございます。また、6月1日付で派遣職員のうち1名が知事部局に転出になりまして、後任の転任がなかったため、約800万円の減額が必要になったことなどから、今回、合わせて2,600万円余の減額補正をお願いすることになったものでございます。以上が2月補正予算につきましの補足説明でございます。

では、当初予算の説明をさせていただきたいと思っております。お手元の平成23年度歳出予算説明資料のインデックスで観光推進課のところ、261ページをお開きください。観光推進課の平成23年度当初予算は11億5,899万6,000円となっております。うち一般会計は8億3,806万1,000円で、平成22年度当初と比較しますと、35万2,000円の増、率にして約0.04%の増となっております。また、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計は355万2,000円で、平成22年度当初と同額となっております。県営国民宿舎特別会計は3億1,738万3,000円で、平成22年度当初と比較しますと、119万5,000円の増、率にして約0.4%の増となっております。

まず、一般会計の新規・重点事業など主なものについて御説明をいたします。資料の263ページをお開きください。（事項）職員費1億4,714万7,000円でございます。公益的法人等への派遣

職員の人件費の支払い方法につきまして、全庁的に見直しが行われ、これまで運営費補助金で支払われていた県観光コンベンション協会派遣職員の給料等について、県から直接払いとしたため、その分を職員費に計上することになったところですが、一方で、当課につきましては職員数の減があったため、差し引きで前年度よりも減となったものでございます。

（事項）県営宿泊保養施設改善対策費2億5,029万1,000円でございます。これは、県営国民宿舎特別会計に対する繰出金でございます。

次に、264ページをお開きください。（事項）観光振興費1億1,561万3,000円でございます。説明欄2の観光振興応援事業1億400万円ですが、これは、県内各地で商工観光関係団体等が行う地域や観光振興に資する事業を支援するとともに、その推進体制や観光振興を担う人材の充実を図るものでございます。

次の（事項）観光・コンベンション誘致促進事業費6,822万5,000円でございます。説明欄1のみやざき観光コンベンション協会運営費補助金3,181万5,000円でございますが、冒頭に2月補正に係る補足説明で申し上げましたOB職員に係る経費につきまして、現在の在職者に基づいて計算を行いますとともに、先ほど御説明いたしましたように、派遣職員の給与等を職員費に計上することとなった関係で、前年度より大幅に減となったものでございます。説明欄2のコンベンション誘致推進事業3,000万円ですが、これは、コンベンションの誘致を推進するため、コンベンション主催者に対する開催経費の一部補助を行うものでございます。説明欄3の㊤コンベンション誘致推進強化事業641万円でございますが、これは、コンベンションの

開催地決定権を有するキーパーソンの招聘や誘致懇談会の開催等により、積極的なコンベンションの誘致を図るものでございます。

次に、（事項）観光情報活動事業費1,327万5,000円でございます。説明欄1の観光情報発信・誘致活動推進強化事業1,327万5,000円でございますけれども、これは、インターネット等による観光情報の発信や、県外での観光情報発信や誘致活動を行うためのものでございます。

次に、（事項）観光交流基盤整備費2,806万1,000円でございます。説明欄1の㊸魅力ある観光地づくり総合支援事業2,631万1,000円につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、（事項）国内観光宣伝事業費1億2,988万3,000円でございます。説明欄3の日本のふるさと宮崎誘客促進事業2,892万3,000円でございます。発地側の観光ニーズを的確に把握しながら、県内観光関係事業者と連携し、発地側のキャリア・エージェント等とタイアップした取り組みを実施することで、国内からの観光客の増加を図るものでございます。次に、説明欄4の九州新幹線誘客対策事業1,050万6,000円でございます。これは、今春3月12日の九州新幹線全線開通に対応しまして、ターゲットとなります関西・中国地域等からの誘客に向け、取り組むものでございます。次に、説明欄5のみやざき恋旅プロジェクト1,000万円でございます。これは、本県に数多くある恋や愛にちなんだ地名や神話にまつわる縁結びのスポットなどの地域資源を活用しまして、カップルや女性グループを中心とした誘客を図り、恋旅ブームの創出を目指すものでございます。次に、説明欄6の九州新幹線観光バスルート実証実験事業3,974万4,000円でございます。これは、九州新幹線全

線開通に対応しまして、熊本・鹿児島の新幹線停車駅から本県への観光バスルートの実証実験に取り組むものでございます。次に、7の南九州3県デスティネーションキャンペーン事業1,200万円でございます。九州新幹線全線開業を契機としまして、熊本・鹿児島及びJRと連携しまして、南九州3県の魅力を全国に向けて集中的に情報発信するとともに、旅行エージェント等へツアー商品造成の要請等を行い、本県を初め南九州への積極的な誘客促進を図るものでございます。次に、9の㊹口蹄疫復興誘客対策事業1,500万円につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、（事項）国際観光宣伝事業費4,228万3,000円でございます。説明欄1の日本のふるさと宮崎誘客促進事業2,848万3,000円でございます。官民一体となった効果的な誘致宣伝施策を積極的に展開することによりまして、本県への海外観光客の一層の拡大を図るものでございます。説明欄2の㊺韓国誘客対策強化事業1,380万円でございます。宮崎県ソウル事務所につきましては、本年3月末をもって閉鎖することとしておりますが、引き続き韓国からの誘客に取り組んでいくため、旅行会社や個人旅行客向けの情報発信に力を入れていくためのものでございます。

次に、（事項）共同観光宣伝事業費3,741万3,000円でございます。これは、広域的な連携により観光客の誘致促進を図るために、九州観光推進機構や国際観光振興機構などに負担金を拠出するものでございます。

以上が一般会計でございます。

次に、266ページをお開きください。えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。（事項）県営えびの高原スポーツレ

クリエーション施設運営費43万円でございます。これは、施設の維持補修費などでございます。

次に、(款)公債費312万2,000円でございますが、これは、説明欄にありますとおり、この施設の起債の償還金でございます。

次に、267ページをごらんください。県営国民宿舎特別会計でございます。(事項)国民宿舎えびの高原荘運営費769万円、及び(事項)国民宿舎高千穂荘運営費58万8,000円でございますが、これは施設の維持補修費などでございます。

次に、(款)公債費3億910万5,000円でございますが、これは、えびの高原荘及び高千穂荘の建設の際の起債の償還金でございます。

なお、特別会計は、別途配付の平成23年2月定例県議会提出議案の議案第8号及び議案第9号にもございますが、重複いたしますので、この説明にかえさせていただきます。

当初予算の説明は以上でございます。

次に、主な新規・重点事業の内容について御説明いたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。㊤魅力ある観光地づくり総合支援事業でございます。

まず、1の事業目的ですが、九州新幹線の全線開通や東九州自動車道の整備の進展など、本県観光を取り巻く環境の変化を最大限に活用しまして、本県への観光客増を図るため、市町村等における地域外からの誘客を目指した地域主導による観光地づくりの取り組みを総合的に支援するものでございます。2の事業概要ですが、市町村における観光資源の発掘や磨き上げ、新たな観光推進組織や観光客受け入れ体制の整備、イベントや観光地・施設等の情報発信

等の取り組みに対しまして、補助金交付や専門家による助言等の支援を行うものでございます。特に県が推進しております宮崎恋旅、ゆっ旅宮崎等々につきましては、積極的に支援をりたいと考えております。3の事業費としましては、2,631万1,000円を予定してございます。4の事業効果は、記載のとおりでございます。

次に、14ページをお開きください。㊤口蹄疫復興誘客対策事業についてでございます。

まず、1の事業目的でございますが、口蹄疫の影響を受けた観光関連産業の復興を支援するため、航空会社等とタイアップし、全国から本県への旅行需要喚起につなげるものでございます。2の事業概要ですが、県内宿泊施設や観光施設等と連携しながら、航空会社との大型キャンペーンへの支援や、旅行商品販売と連動したメディアでの商品イメージの浸透を図り、官民一体となって観光客誘致を促進するものでございます。3の事業費といたしまして、1,500万円を計上してございます。4の事業効果は、ごらんのとおりでございます。

観光推進課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○小八重みやざきアピール課長 みやざきアピール課の平成23年度当初予算について御説明いたします。

23年度歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、269ページをお開きいただきたいと存じます。当課の平成23年度当初予算額は、一般会計で1億4,725万7,000円となっております。22年度当初予算と比較いたしますと、4,176万6,000円の減額、率にいたしまして約22.1%の減となっております。

それでは、主な事業につきまして御説明いたしますので、271ページをごらんいただきたいと

存じます。（事項）県外広報対策費2,127万7,000円でございます。これは、みやざき大使や県外在住のみやざき応援隊の皆さんのロコミパワーに加えまして、ホームページや情報誌などのツールを活用した情報発信を行うことを通じて宮崎ファンの拡大を図りますとともに、情報発信力の強い大手民間企業の広報媒体やイベントの活用により、農畜産物や特産品、観光など、本県の魅力を効果的にアピールするものでございます。

次に、（事項）スポーツランドみやざき推進事業4,846万9,000円でございます。本県では年間を通じた温暖な気候と充実したスポーツ施設に恵まれた環境を生かしまして、スポーツキャンプ・合宿の誘致等を通じてスポーツによる観光振興を図っているところでございます。まず、説明欄1の推進事務費253万6,000円は、旅費、賃金等の事務費でございます。説明欄2のスポーツランドみやざき施設等整備促進事業1,000万円であります。この事業は、スポーツキャンプ等の受け入れの基盤となりますスポーツ施設及びマリンスポーツ環境の整備を進め、全県的なスポーツランドみやざきづくりを推進するために実施するものでございまして、具体的には、スポーツ施設の整備、改修等を行う市町村に対し経費の一部を助成するものでございます。次に、説明欄3に記載しておりますスポーツランドみやざき総合推進事業3,593万3,000円についてであります。この事業は、県外からの誘客が期待できるスポーツイベントなどの誘致、育成を図りますとともに、スポーツキャンプ・合宿等の受け入れを支援し、さらにはシンボリックなキャンプチームを活用した情報発信に努めますことで、スポーツキャンプ地としての地位の確立を図り、スポーツランドみやざきの

一層の展開を図るものでございます。具体的には、スポーツイベント等の開催支援、県産品の贈呈などのキャンプ・合宿等の受け入れ支援のほか、ポスターやガイドマップの作成配布など、プロスポーツキャンプの情報発信などを行うことといたしております。

みやざきアピール課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○水間委員長 午前中の労働政策課、観光推進課、みやざきアピール課の説明が終わりました。質疑につきましては、この際、暫時休憩し、午後1時から始めたいと思います。よろしく願いします。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時1分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

執行部の説明が終了してございましたので、質疑をお願いいたします。

○太田委員 4つほど質問いたします。まず、予算説明資料の251ページの労働政策課の高年齢者雇用促進費、見てみると平成22年度はゼロ円ということで、こういう場合は新規事業というような言い方をするのかどうか。新規事業に見えるんですが、それはどうなんですか。

○篠田労働政策課長 23年度は事項の見直しを行いまして、新たに事業を組みかえたものですからここに出ておりますが、22年度も同様の事業を行っております。

○太田委員 わかりました。

もう一つは、271ページのみやざきアピール課のところで、先ほど説明があったんですが、スポーツランドみやざき推進事業費の中で2番目のスポーツランドみやざき施設等整備促進事

業、マリン施設も含んでという話があったと思いますけれども、1,000万の中でマリン施設というのはどのくらいの予算で見込んであるのか。

○小八重みやざきアピール課長 これから各市町村の要望をとるということになりますので、マリン施設分が幾らということでは見込んでおりませんが、例えば過去にもありましたように、サーフィンの場所にシャワーをつける、そういうものが上がってくればこの補助金で面倒を見るということでございます。

○太田委員 わかりました。今からこういったのが伸びてくるのかなと思うものですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと2つですけれども、常任委員会資料の11ページ、若年者人材育成就職支援事業というふうにあります、事業スキームを見ますと、人材派遣会社にお願ひしながら、若年者できるだけ雇用していこうという意図があると思ひますけれども、最終的には正規雇用というふうなものにつなげていくという考え方はないんですか。人材派遣会社を使いながら就労のチャンスを与えるという意味では問題ないと思ひます。

○柳田地域雇用対策室長 このスキームの中で、若年者（新卒者等）を県内中小企業に派遣するというふうに矢印で入っておりますが、この際においては、労働者派遣法の中に紹介予定派遣という形態がありまして、普通の労働者派遣では、事前に面談をしたり、それはありませんが——この場合は面談して派遣先を決めていただく。その後、一定期間、派遣先で就業していただきますが、派遣の終了時、双方が合意すれば直接雇用するというような制度になっておりますので、そこでマッチングがうまくいけば雇用していただくということで考えておりま

す。

○太田委員 わかりました。できるだけ正規雇用につながるようにしていただきたいと思ひます。人材派遣会社というのは何社か想定されるんですか。契約する場合に、人材派遣会社の数、1社なのかどうか。

○柳田地域雇用対策室長 いろいろ探しているところなんです、このスキームとしましては、1社で20名ぐらいで5社ぐらいにお願ひして、100名の人を雇って派遣していただくということで考えております。

○太田委員 もう一つ、これは新卒者等の若年者に対しというふうな説明がありますけれども、新卒者等というところには、昨年からこういう問題が特に出てきたと思ひますが、卒業者の定義については、2～3年前の卒業者もというような、多少漠然とした形でとってあるんですか。

○柳田地域雇用対策室長 ここでは、当然、今年3月に卒業して未就職の方を採用していただくと思ひているんですが、それに加えて、この2～3年、厳しい状況で、新卒で3年以内の既卒者、こういった方々も引き続き採用していただくと思ひています。枠があれば、ほかの40歳未満の若年者についても雇っていただくというふうにお願ひしております。

○太田委員 22年度の新規事業で若年者等正規雇用化促進特別事業というのがありました。予算もちょっと残ったということでありましたが、22年度のこの事業では正規雇用化を促進するという言葉が入っていたんですが、今回それがなかったものだから気にはなっていたんですが、今、説明の中で、マッチングすればやっていただきたいということでもありますので、ぜひ正規職員化に向けての理解と努力をお願ひし

たいと思います。

同じ資料の12ページの宮崎県技能検定センター、これは説明を一回受けた記憶があるんですが、雇用・能力開発機構から建物の無償譲渡を受けて600万の事業費でやるということですが、この600万の中身としては、人件費とかではなくて運営費というようなイメージなんですか。というのは、建物の譲渡を受けて、そこにいた職員の人たちの今後の状況というのはどうなるのかなと思ひまして。

○篠田労働政策課長 631万5,000円の主なものは庁舎管理費ということで、光熱水費、庁舎の清掃・警備委託費用等でございます。そのほかに、ここは現在、宮崎地域職業訓練センターとして技能検定試験の会場として使っておるわけですが、県が無償譲渡を受けた後も技能検定試験会場として使おうと思っております。しかし、技能検定試験会場として使わない場合については、職業訓練団体等の従業員の研修等の場として今後も活用していきたいと考えておりますので、そのための22条職員の受け付け事務等の人件費もこの中に入っております。

○太田委員 22条の職員で対応が可能だということなんですね。わかりました。

○坂口委員 太田委員の1番目の質疑に関連して、派遣関係ですけれども、今言われたように正規に結びつけるのが目的です。そうでない人がまた改めて派遣会社に残るといようなパターンなんかが、一たんこれが終わって、出てくる可能性はあるんですか。

○柳田地域雇用対策室長 今おっしゃったのは、一回派遣されて、帰ってきてまた登録で残るかということでしょうか。この中では、新卒者の方に研修を受けていただいて、マッチングしてそこで働いていただいて、うまくいけばそ

こでそのまま働いていただく。うまくいかないという場合もありますので、その場合は、一たんまた帰っていただいて、人材派遣会社がまたカウンセリングをしながら、向き不向きを考えて次の派遣先を探すというような感じで考えております。

○坂口委員 短期就業となっているけれども、期間がどれぐらいになるんですか。

○柳田地域雇用対策室長 この期間につきましては、紹介予定派遣は最大で6カ月ということになっておりまして、過去の平均であります。3カ月ぐらいを目安にやって、それで人物なりが大体わかるので、うまくいけば就業できるというふうに聞いております。

○坂口委員 経費の内訳はわからんけれども、100名、300万、3カ月になると、かなり高い紹介料だなという気もせんでもないんです。問題は、当然のことかもわからんのですけれども、人材派遣会社で最初の仕事を経験した人たちは、生涯、人材派遣会社になっていきやすい、パートの人はパートを生涯やっていきやすいというところで、これは物すごく大切な部分だと思うんです。100名出したときに、70名、80名が正規につければいいけれども、逆に、70名、80名が人材会社に次の年、残って、派遣社員としてデータに登録されるようになったら、これは熟慮ものだという気がしないでもないです。繰り返すそうです。最初に経験した職業というのを繰り返しやすいそうです。確率が物すごく高いというんです。十分検討もされたと思うんですけれども、そこらはどうなんですか。

○柳田地域雇用対策室長 これにつきましては、既に他県で実施している例もあるというふうに聞いておりまして、その辺で聞いたところでは、5～6割ぐらいは直接雇用という形でつ

ながっているという話も聞いておりますので、私たちとしては、できるだけ県内の中小企業にお願いして、そこで雇ってもらおうということを目指して頑張りたいというふうに思っております。

○坂口委員 人材会社が派遣していったら、それ以上にサポートが必要なような気がするんです。最長が6カ月なら、1回トライさせる、ダメだったら即またトライさせて、あくまでも正規の雇用につなげていくということを目指していただきたいと思います、これは要望しておきます。

○西村委員 265ページ、いつも観光推進課長にばかり厳しいことを言うようですが、観光に対して否定しているわけではないんですけれども、今回も、今年度に引き続きまして、いよいよ九州新幹線が来るということで、新幹線からの誘客ということを挙げておられます。この前の質問でも、このことに対する議員からの質問も、インとかアウトとか、あったんですけれども、今回、また観光バスルートで今年度同様に4,000万ぐらいかかる。まだまだこの経費をかけていかなくちゃならないものなんでしょうか。

○後沢観光推進課長 九州新幹線につきましては、この3月に開通しますので、それに先立って21年度ぐらいから少しずつ準備を進めてきて、今そのピークを迎えつつあるという状況でございます。今御指摘のあったバスルートにつきましては、ふるさと雇用基金を活用させていただいておりますので、21年度から実証実験に着手して、来年度いっぱいこの事業としての取り組みは終わります。今、我々が目指しているのは——当然、県なり税金をつぎ込まないと回らないようなバスでは困るので、今、バス事業

者に委託してやっていますけれども、常にお互い言っているのは、採算ベースに乗るようなものにしていったら、24年度以降は独立の商品としてお金を稼げるものにしていこうということで、ちょっとずつ見直しをしながら、今取り組んでおります。

ちなみに、御紹介すると、新幹線を使った旅行商品というのが今ぐらいからだんだん出てきておりますけれども、今発表されている商品の中でも、某大手旅行社の商品の中に、「ぐるりんひむか号」と名前をつけているんですが、このバスを取り込んでいただくという動きも出ておりますので、こういった動きを加速させて、自立させていきたいと思っています。

○西村委員 その思いはわかるんですけれども、この新幹線関係、またデスティネーションキャンペーン、そのほかのものとある観光施策というものがあります。さらに上乗せして、この新幹線対策というものをやっていると思うんですけれども、前から言うように、観光施策というのは打ったからといってうまくいくかどうか分からないという非常に難しいところはあると思うんですが、さらに上乗せして足していく。口蹄疫の復興誘客対策——口蹄疫復興という、議会とか議員というのはなかなか否定しづらい、まして、今度新幹線が来るから、そのためにと言われると、またそれも否定しづらい部分があるんですが、だからといって、全部足していくと1億を簡単に超えていくような多額なプロモーション費もありますので、今年度はどうしてもかけなきゃいけなかった、来年も同じようにかけていく、再来年も同じようにかけていくという既得財源になっていかないかなという心配もあるんですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○後沢観光推進課長 我々も、観光客に来ていただけるチャンスがあればそこを逃がさずにとらえて事業を仕組み、民間の方にいろいろ提案して、お客を呼び込んでいくという取り組みは常にし続けるというのが使命だと思っています。例えば今年度の事業についていいますと、今、委員がおっしゃったような期間的なのか、新幹線がどうこうとか、口蹄疫がどうこうではなくて、期間的に誘客のために使っている事業というのが、265ページでいうと3の日本のふるさと宮崎誘客促進事業という事業なんですけれども、この事業については、九州新幹線とか、いろんな事業をやるというのもありますので、厳しく見直して、1,000万近い減額をさせていただく、そういうことをして全体として過大なものにならないようにはちゃんと気を引き締めているつもりではあります。

○西村委員 わかりました。

○新見委員 資料の10ページの内容について教えていただきたいんですが、ヤングJOBサポートみやぎの本所が今度かわるということなんですけれども、今のカーリーノ8階の使い勝手が悪かったという声があって移設するんでしょうか。

○柳田地域雇用対策室長 この件につきましては、あそこの8階に宮崎市の施設とか、ほかの施設がございまして、その中の2つの施設がことしの9月末をもって移転するというので、管理者のほうで8階をリニューアルしたいということでお話がありました。宮崎市の施設の移転にあわせて退去を含めて検討してほしいということがありましたので、もっと利便性のいいところはないかと探しておりましたら、会議所のほうからここに入らないかというあっせんがございましたので、候補地として今やっている

ところですよ。

○新見委員 今、サテライトが延岡だけですね。県南方面にはありませんが、そちらのほうにも設置するという考え方はなかったんですか。

○柳田地域雇用対策室長 お話のように、今のところは延岡のサテライト1つだけなんですけれども、それ以外の地域につきましては、若年者就職相談員が出張相談をしております。都城の総合庁舎、日南の総合庁舎、そういったところに行って、相談体制をとっているところであります。

○新見委員 今現在では、県南についてはそういった体制で十分だということなんですね。

○柳田地域雇用対策室長 御希望とかあると思うんですけども、現時点では、それぞれの地域で相談が出ておりますので、この体制でいきいたいというふうに考えております。

○新見委員 わかりました。

○外山 衛委員 11ページに戻りますけれども、若年者人材育成就職支援事業、これは国の施策の反映ですね。

○柳田地域雇用対策室長 この事業は、失業者を短期的に雇用します緊急雇用創出事業を使っております。

○外山 衛委員 ということは、全国各県ともこういう取り組みを同じようにやっているんでしょうか。事業スキーム、このスタイルはどうなんですか。

○柳田地域雇用対策室長 聞いておりますところでは、昨年度にやったところが2自治体あるということ、今年度やりたいというところが出てきているというふうに聞いております。

○外山 衛委員 わかりました。今、就職が非常に厳しいので、いい事業だと思うんです。た

だ、いろいろ考えると、人材派遣会社を利するだけで、果たして、研修に行つて、給与の面倒を見て、雇用に結びつくかどうかちょっと疑問があるんです。人材を派遣会社が集めて、給与を見る、派遣先を見つける、マナー・スキルの研修をする——人材派遣会社が給与を払って、職場実習という形でもって企業に預けるんですね、そこである期間実習をして、会社が必要とすれば残る場合もあれば、派遣会社のほうへ人材を帰す場合もあるということですね。そういう解釈ですね。

○柳田地域雇用対策室長 このスキームとしましては、先ほど申し上げましたように、新規高卒者や大卒者の就職状況が厳しいということで、そこで未就職者の方が出てまいりますので、そのまま家に引きこもらせるよりは実際に仕事をしていただくということで、人材派遣会社で雇っていただきますが、県内の中小企業のほうにお願いして、そういう方を1人でも2人でも雇っていただくと。これは事前に面談をいたしますので、面談の際に自分のところに合う人材なのかどうかを見きわめていただく。企業の方については、3カ月なら3カ月派遣している間にこの人物が自分ところの会社で役に立つか、その辺を見きわめていただいて、採用していただくと。一方、新卒者の方も、そこで仕事の内容をじっくりと体験していただいて、それが自分の仕事として合うということであれば、派遣終了時にそこで合意に至れば、直接雇用につながっていただけるというような仕組みになっております。

○外山 衛委員 よくわかりました。そういう方向でもってできれば文句はないんです。問題ないんです。結構です。

○蓬原委員 252ページ、緊急雇用創出事業臨時

特例基金とふるさと雇用再生特別基金、市町村補助事業というのがそれぞれ21億と16億ございます。これは全市町村対象かどうかということと、この補助の基準というか、各市町村に金額的にどういう補助をして、そして市町村が具体的にどういう雇用創出なり雇用再生ということに取り組んでいるかということの見込み、今年度予算ですから、そこを教えてください。

○柳田地域雇用対策室長 緊急雇用創出事業の市町村補助金につきましては、全市町村に対しまして、23年度に実施する事業がどのくらいありますかということで調査をいたしました。これはまだあくまでも今の計画なんですけれども、全市町村で364件の事業をやりたいという話が来ておりまして、約2,000人の失業者を雇用する取り組みをしたいということで、具体的には今後まだ詰めていくんですが、そういった計画をもらっておりますので、それで積み上げております。

○蓬原委員 364件ですから、いろんなメニューがあると思うんですけれども、その中で特筆すべきというか、こんなのがありますよという紹介をしてください。

○柳田地域雇用対策室長 事業につきましては、例えば口蹄疫の関係でいろいろ乱れているというか、整理しなければならない部分があると。埋設地、そういったところの環境整備をしたいとか、プレミアム商品券の発行事業をやりたいとか、従来からやっておりますような子供の登下校時の見守り活動、そういったものも入っております。

○蓬原委員 いろんなメニューを考えておられるんだと思うんです。市町村がやっていただくことが非常に細かく目が届くわけで、この基金の目的を十分果たせると思いますので、PRも

していただきたいし、市町村にもその分、頑張ってくださいなんです。例えば地域限定でいうと、今、新燃岳がありますね。灰の除去というのが大変な作業なんです。これは県土整備部も頑張ってください例えば県道なり、あるいは主要地方道は市町村がやったとして、そのほかの道路なりいろんなところが、公園だったり広場だったりとかあるわけですが、新燃岳の降灰対策ということに限定してこの基金を使って、緊急雇用なり雇用再生という目的にかなうものかどうかを教えてください。

○柳田地域雇用対策室長 今おっしゃった降灰対策ということなんですけれども、基本的に、失業者を雇用して市町村のほうで事業を実施するというのであれば対象になります。これは今やっているところなんですけど、2月から高原町と三股町が公共施設の関係で失業者を雇用して取り組んでいるところであります。都城市についても相談があったりはしております。

○蓬原委員 ということは、かなり幅広く使える基金だというふうに理解していいかと思いますが、これはちょっと適さない、そぐわないという、ここからだめという最低ラインはあるんですか。

○柳田地域雇用対策室長 基本的に生活関連で失業者を雇用するというので、建設業とか、そういう業務に関する部分については対象になっておりません。

○蓬原委員 わかりました。

254ページ、同じ課で申しわけないんですが、認定職業訓練費の中の職業訓練団体というのはどういうものなんですか。

○篠田労働政策課長 中小企業のほうでは個別に労働者の職業訓練ができませんので、そういう事業所が集まって職業訓練団体をつくりまし

て、その訓練の基準を県知事が認定したら補助金を出しましょうということになっておりまして、現在、県内では19団体を認定しております。

○蓬原委員 代表的なものを教えてください。

○篠田労働政策課長 代表的なものとしたしまして、県の管工事協同組合連合会あるいは社団法人宮崎県産業開発青年協会、そういうところがございます。そのほか各地区に、西都地区には職業訓練会とかあるんですが、日向、延岡、そういうところを認定しております。

○蓬原委員 話が下の段のほうにありますけれども、技能士は、県の技能士とかあるんですね。国もあるんですか。

○篠田労働政策課長 技能士は、技能検定制度というのがありまして、国家試験制度なんですけれども、その試験に合格した者を技能士と称することができるというふうになっております。

○蓬原委員 例えば、弓、木刀、ほかに陶器とか、県で認定証を与えています。あれはこれに入るんですか。

○篠田労働政策課長 それは伝統工芸士じゃないかと思うんですが、それとはまた別になっております。

○蓬原委員 伝統工芸士の予算というのはここに出てくるんですか。

○篠田労働政策課長 伝統工芸士の関係は商業支援課で扱っておりますので、労働政策課の予算の中では出てきません。

○新見委員 当初予算説明資料の265ページ、国内観光宣伝事業費の中の日本のふるさと宮崎誘客促進事業、2,800万ほど計上してありますが、これは地元の旅行企画会社にこういった商品をお願いするというものですか。

○後沢観光推進課長 これは、今、委員が指摘されたような、航空会社とか、エージェンと
いますけれども、旅行会社、そういうところ
とタイアップして商品をつくっていただくの
に対して商品造成の支援をするといった組み
も入っておりますし、場合によっては、旅行造
成を担当される方に実際、宮崎を見ていただ
くため、お呼びするための旅費、そういったもの
も入っております。ほかは情報発信をするため
の予算というものも入っております、広く国
内観光客を宮崎に来ていただくための組み
をするために、こういう施策を広くこの予算で
実施するということになっております。

○新見委員 国際観光宣伝事業費の中にも、こ
れは国外向けでしょうけれども、同じ日本のふ
るさと宮崎誘客促進事業、同じ金額、2,800万ほ
どありますが、この事業を委託される航空会社
等は先ほどの国内向けとは別の会社になるん
でしょうか。

○後沢観光推進課長 今御説明したのは、予算
のすみ分けの話もあるんですが、国内誘客の事
業です。今、委員がおっしゃったのは国際観光
宣伝事業費の中にありますので、海外客をお呼
びするための事業になっておりまして、そのと
きにタイアップするのは、航空会社ということ
であれば、主に考えられるのが本県に定期便を
就航しているところとか、今後どこか海外から
チャーター便を連れてくるというときに、予算
の範囲内ということになりますが、そういつ
たタイアップの仕方はあるかと思っています。

○新見委員 国際観光のほうについては、国外
のそういった会社もターゲットにしているとい
うことですか。ターゲットというか、対象にし
ているということですか。

○後沢観光推進課長 国外の旅行会社や航空会

社がターゲットということになります。

○水間委員長 終わりました、後、総括質疑に
移りたいと思いますが、よろしゅうございま
すか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、総括質疑を行うため
に暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時35分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

各課より説明をいただきました。これより総
括質疑を行います。商工観光労働部の当初予算
関連議案全般について質疑はありませんか。

○蓬原委員 伝統工芸士のお話を聞きたいん
です。今、何人ぐらい、どういう職種といいま
すか、どういうものをつくっておられる方が工
芸士として認定されているのでしょうか。

○金子商業支援課長 お尋ねの件でございま
すが、県におきましては、伝統的工芸品とい
うことで現在、35の品目を認定しているところ
でございまして、例えば都城の弓、日向の碁盤、
都城の木刀、佐土原人形といった県を代表す
ような工芸品を認定しております。それを作製
する伝統工芸品指定事業所といたしまして、98、
認定しているところでございます。さらに、そ
の製作に当たられる方を伝統工芸士とい
うことで、131名の方を認定しているところ
でございまして。

○蓬原委員 弓、木刀だとか、そういう伝統
的なものなんですが、技術技能の継承、この
あたりは、認定をされる中でずっと未来永劫
にわたって後継者がいらっしゃるとか、その
状況はどうなんでしょうか。

○金子商業支援課長 まさに御指摘の点が、伝

統工芸品すべてにわたりまして、後継者をどう確保するかというのが大きな問題になっております。以前は工芸品も売っていた時代もあったんですけども、昨今いろんな情勢変化もありまして、全国的に工芸品は厳しい状況にございまして、いわゆる業としてなかなか回っていかないという部分があります。とはいえ、やはり伝統的な工芸の維持発展、そしてそれを継承していくということは大事な視点だと思ひまして、私どもの事業の中でふるさとの雇用基金を使いまして、後継者を公募いたしまして、そこで技能を伝授する、そういった形でその分の人件費を補助してあげるといふふうな制度をもって今やっております、まだ定着まではいっていませんけれども、そういった形で何とかつなぎとめていくような方策を講じていく必要があると考えております。

○蓬原委員 若年者の就職支援にも一生懸命頑張っていたいでいるわけで、とにかく、前も申し上げたかと思いますが、若者に仕事がない、夢を持ちたくても夢も持てない、志も持てないという社会は非常におかしな社会だと思うんです。若者の就職支援というのは、次代につなぐためにも物すごく力を入れてほしいと思うし——例えば仕事がないといいながらも、我々の時代であれば、きれいな仕事だけじゃなくていろんな仕事があつて、飛び込んでいったわけですけども、最近の若者の気概といいますか、心意気というか、そういうものも上昇志向ばかりで、汚れる仕事はしないとかあるので、例えば狭い世界かもしれないけれども、伝統工芸士を一つとれば、その世界に入ることだってあるわけです。そういうこともトータル的に含めながら、若者の就職支援、ぜひ部として力をいれて、これは横断的にほかの部も関係するこ

とだと思ふんですけれども、やっていただきたいということを強く希望して、ぜひこの事業の目的が達成するように、もう質問はしませんけれども、頑張っていたきたいということを申し上げておきます。

○西村委員 さっきの観光にまた絡むんですけども、昨年度から今年度にかけて上海からの大型客船、非常に期待があったんですけども、口蹄疫も発生しまして、途中で来ることができなくなりました。その船が今、別府のほうに行くことになったというふうに新聞報道で見ました。今年度事業を見る限り、当然、計画は今のところはっきりはしていないんですが、これは上海事務所の取り組み、また観光の取り組み、しかも海外に向けての取り組みということで、一体となって商工観光労働部がやっていかななくてはならないと思うんですが、現在のところの活動、行動なり、新年度に向けて水面下でそういう活動があるのかも含めて教えていただければと思います。

○後沢観光推進課長 中国からのクルーズ船につきましては、私どもとしても非常に残念に思っております。あのことは仕方のないことですので、これから先、また中国なり海外からクルーズ船が来ていただけるように活動をしていく必要があります。既に、船会社との接触とか、そういうことは水面下ではしております、表立ってお話しできるような内容のことはまだないんですけども、そういう取り組みを地道に進めていきながら、一つでも多くまた宮崎に帰ってきていただく、新しく来ていただくということで開拓していきたいというふうに思っています。

○西村委員 例えば、2回は入られたわけです。そのときの評価なり反省というか、データ

収集みたいな部分というのは当然、当時されて、また今後に生かしていくというような、現段階で予算計上も踏まえてそういうのはあるんですか。

○後沢観光推進課長 クルーズが来た当時、そのときのよかった点、悪かった点というのは当然、評価をしております。例えば、クルーズ船サイドから見たときには、港を挙げてのおもてなし、盛り上げ対策、委員もいらしていただきましたけれども、そういったところについては非常に高い評価をいただいております。ただ一方で、立地的——道路整備の問題、そういったなかなか難しい問題もあって、どこまで波及効果を及ぼすことができるかということについては少し課題も残っていたので、そのあたりを今後研究していかなければいけないと思いますし、その研究と実績の積み重ねで何か対策が必要だということが見えてきたら、必要に応じて事業化するだとか、事業化しなくても、何か講じられることがあればそういう手を講じるという具体的な行動に移していかなければいけないというふうに思っています。

○西村委員 お願いします。

○山下副委員長 商工政策課のほうと工業支援課にお聞きしたいんですけども、232ページ、新事業・新分野進出支援事業というのがあるんですが、工業支援課のほうでも237ページに同じ事項の中で予算がそれぞれ組んであるんです。商工のほうでも大きな課題であります農商工連携、そして、これは農政サイドと思うんですが、今、民主党の中で、6次化法案をつくって、1次、2次、3次産業の事業を本格的に進めるということが審議されているんですが、本当に今から一番大事なことだろうと思うんです。宮崎県にある資源というのを、農業資源と

いうのをいかに生かしていくかということが一番大きな課題かなと思っているんですが、2つの課で同じ事業が組んであるんですが、このことをもうちょっとそれぞれ目的があるのかどうか説明してほしいと思うんです。

○古賀商工政策課長 全く同じ事項で書いておりますけれども、支援財団の前身が2つに分かれておりまして、それが合併した名残で分かれているというものでございます。当部の部分は創業支援ということで、創業や産学官連携、いろいろ研究開発をやっていく部分が商工政策課のほうになっていると。工業支援課のほうは、取引の下請あっせん等、そういった部分が流れとして出てきております。副委員長御指摘のとおり、同じ科目であるわけですから、次年度以降ちゃんとしたものがないかどうか、これについては真剣に検討させていただきたいと思っております。

○山下副委員長 6次化法案というのは、国のほうで見ると、農水省がこれを審議しながら提案されているんですが、県になったときに農政サイドになろうと思うんです。目的は一緒だろうと思うんですが、農政サイドのほうと商工サイドのほうとどういうコラボ、連携を組んでいられるのか、その辺の方針が議論されていればお聞きしたいと思います。

○富高工業支援課長 農商工連携につきまして、農政サイドとの連携につきましては十分にやっているというふうに思っております。県庁内にもそういう連携の組織というのをつくっておりますし、全県的にも産学官連携ネットワーク会議というのを作りまして、JAとか入っていただいておりますし、農政サイドには連携推進室という窓口がございますので、そこうちが連携をとっています。団体でいいますと、

農業振興公社と産業支援財団との連携をとりながらやっておりますし、最近では農政サイドのほうで、各振興局に地域単位の地域農商工連携ビジネスバンク推進会議というのをつくりまして、商工会議所の人とか集まっていたいて、地域の中での連携をやっています。そこにも工業支援課のほうは出ていって、いろんな意見を言わせていただいておりますので、そういう意味では十分な連携がとれているというふうに思っているところでございます。

○山下副委員長 連携をぜひとってほしいと思うんですが、私たちも地元の企業の人たちと話をいたしますと、いわゆる出る部分、例えば加工したどういうものが欲しいのかということをやまずニーズ調査して、それを加工していく、そういうものを1次産業でつくってもらう、この一体感というのが非常に今求められていると思うんです。その辺のリンクが今まで非常にアンバランス的なことがあって、つくったけれども、売れない。加工したけれども、それが売れない。だから、出る部分というのをしっかりと押さえて、そしてそれを加工していく、それを1次産業でつくってもらうという一体感というのが——まさしく農政サイドと商工サイドとが一体化していかないと、せっかくの連携というのが難しいのかなと思っているんです。その辺のことをぜひ連携をとっていただきたい、そのように思っています。部長のほうで何かあったら。

○渡邊商工観光労働部長 農商工連携でございますけれども、県内の製造業の出荷というのが1兆2,000億、そのうち食料品と飲料を含めると4,000億なんです。これは最大の製造業でございますが、ただ、実態を見ますと、やはり付加価値というのが非常に低い。宮崎は農業生産で

5位ぐらいなんです。ところが、製造業における食料品とか飲料はぐっと低いんです。今のところ43位ぐらいです。我々は何を考えなきゃいけないか。農林水産資源を生かして加工に結びつけていないというのが明らかにわかっているわけです。ただし、この産業につきましては、この間のリーマンショックでほとんど影響を受けなかった、雇用も安定していたという実態もあります。したがって、これを伸ばしていかなくちゃいけないということで、我々の重点戦略の一番目にこれを掲げるということでございまして、そのためには、今、山下副委員長がおっしゃったように、農政水産部も商工観光労働部もないわけでございますが、同じ目的の中でやっていくということだろうと思います。そういう意味で、我々は農政水産部と、十分連携をとっているんですが、さらに密度を上げて、大学等も入れながら連携してやっていくという形でいこうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○坂口委員 そこのところだと思うんです。だれもそれを考えて、今までも考えてやってきたと思うんです。問題は、売れるもの、付加価値の高いものをつくるというところまではいけるとは思うんですが、利益の配分だと思うんです。やっぱり商業ベースになってしまう。第1次産業まで利益が還元されていくかとなると、どこでも安いもの交渉に入っていくんです。1年間幾らで納めきるかというところなんです。だから、農家までいかない。契約栽培するけれども、なかなかいかない。生産をしきらないとなったとき、より安いものとか輸入物でペイしていくとか——新たに6次産業化と今度銘打ってやるからには、そこだと思うんです。利益はしっかり配分していって、運命共同体としての

産地づくりですよということです。今度、JAも西都に保冷施設をつくります。生産過剰のときとかの調整だと思えるんですけども、過剰のときは二束三文だから、二束三文で買ってきて加工するから合うんです。ところが、農家にまでコストを保証しようと思って買ったら、売れないんです。

これをどう解決していくかということで、むしろ大学と企業と農家の連携、商工会の連携というよりも、これはかなり行政あたりがリーダーシップをとって、運命共同体的な意識を持たせて、そこでやっていくんだぞと、これは一つの産地としてどれが抜けてもだめなんだよという意識まで持たせられるかどうかです。今度は、さっき言われたように、売りです。みんな分かち合うだけの利益を、付加価値をつけてでも、では相手が、消費者が買ってくれるかということです。これは確かにいいアイデアだけれども、失敗したら怖いと思うんです。そのところをじっくり、かなり慎重に研究していく必要があると思うんです。安易にいったら、商売人に利益をとられてしまいますよ。ノウハウを確立したら、安いところからとれば、同じ野菜はいっぱいあるわけです。そのところをしっかりと頭に置いてほしいなと思います。

○水間委員長 ほかにありませんか。なければその他に移ります。

○外山三博委員 その他というか、予算計上していないんですが、観光に関してお尋ねしたいんですが、観光が非常に大変な中で、何とか宮崎の観光がもっているのは、シーガイア、国際コンベンション、あれがあるからだと思うんですが、ことしオーシャンドームの調査を県のほうでされました。あれを改修するには40億から50億、場合によっては60億近くお金がかかる

と。しかし、そこまで調査して一応終わっています。私は、コンベンションホールをどうしても生かしてほしいんです。何回もこの委員会で言いましたが、宮崎で足りないのは多目的な屋内ホールで、いろんな展示ができる、スポーツのできる、音楽のイベントもできる——幕張メッセが成功したのは、首都圏に近いということもありますが、何でもできるそういうものがあるわけです。あれを50億ぐらいかかっても、県単独では大変でしょうから、宮崎市も一緒に入れながら、場合によっては第三セクターみたいな形で民間も参画してもらおうか、何らかの形であれを生かしていけば、宮崎の観光関連はぐっと上がってくると思うんです。長崎のハウステンボスが行き詰まって、民間の旅行会社が肩がわりしました。今、黒字化のところまで来た。その背景は、佐世保市が固定資産税を取らなくしたんです。宮崎市も、そういう話になれば、オーシャンドームの固定資産税を減免か免除する、その辺まで協力要請しないといけないと思うんです。資金的な問題等があって大変でしょうが、40～50億かけて民間で改装してやりなさいと言ったって手を挙げるところはないと思うんです。やはり行政が主導して、そこに入ってどういう形でやっていくか、そういうことを考えるんですが、部長、どうでしょうか。来年に向けて、部長がこのままおられるかどうか分かりませんが、何とかその辺に足を踏み出したいと思うんですが、いかがでしょう。

○渡邊商工観光労働部長 今、外山委員がおっしゃった利用の仕方、私は全く同感でございます。そういう一つの考え方をもちながら今回調査に入ったんです。あの施設は、当時420億でつくった施設でございます。中は400メートルトラックが入るんです。まさに日本にない、多

目的型の屋内施設として展開できる。いろんな方々の御意見を聞きながら、修復に関する費用とかいろんなことを多角的に分析しました。結果的には多額のお金がかかるということだったんです。その過程においては、行政のほうでいろんな支援もできないのか、例えば、今、固定資産税のお話もありましたが、そういうこともいろんな方面で議論したわけですけれども、結果的にああいう形で一応報告書はまとめたということなんです。

今後、フェニックス社がどういう形であれを使うかという問題が一つあります。フェニックス社単体では、あれを次の展開に持っていくというのは難しいかもしれません。ただ、その中で、いろんな可能性を会社のほうも模索しているということは聞いておりますし、我々も、いろんな形でできないかと。例えば、国がナショナルトレーニングセンターを持っているんです。東京にあるんですが、こういうのを地方に持ってきてほしい。特にスポーツランドみやぎですから、そういう施設を宮崎でできないのか、そういうこともあのレポートに私は書かせていただいたんです。各方面のいろんな支援制度も活用してできないかとか、まだまだ我々としては研究する価値はあると思っていますので、基本的には民間の施設でございますけれども、そういう思いはある施設でございますので、引き続きいろいろと研究していきたいと思っています。

○外山三博委員 あそこの横に立体駐車場があります。あの調査もされたんですか。

○渡邊商工観光労働部長 あの立体駐車場については、我々としては、そのままという形で、特に報告書では具体的には触れていません。

○外山三博委員 部長も前向きなお気持ちをお

持ちのようですから、きょう、ここには商工観光労働部の幹部の職員も皆さんいらっしゃいますので、これで調査が終わったじゃなくて、前向きに何とかしようという意識を持って新年度も、予算に入っていないけれども、場合によっては6月にそういう方向に向けた調査費をつけるとか、そういう意識もぜひ持っていただいて、前向きに進んでいただきたいなと思います。お願いしておきます。

もう一点、青島のほうなんですけど、この前もちょっと聞きましたが、宮崎市が活性化計画をつくって、県有地の植物園と国民宿舎の跡地があります。植物園の所管は都市計画課です。国民宿舎の管理はどこがやっているんですか。そのものは商工だったですね。土地は今どこの管理なんですか。

○後沢観光推進課長 植物園は、おっしゃるとおり、都市計画課が管理をしていますし、国民宿舎の跡地につきましても、都市計画課が所管している県有地ということになっております。今は、宮崎市に対して貸与して、宮崎市がイベント時に使ったり、駐車スペースとして開放したりといった使い方をされています。

○外山三博委員 観光全般に関しては商工になると思うんです。宮崎市の計画だと、植物園と国民宿舎跡地をひっくるめた計画になっていますね。具体的には、そのときに商工のほうは横に置いて、都市計画課のほうに宮崎市は相談に行くという形なんですか。

○後沢観光推進課長 青島一帯の観光開発というか、観光振興の計画でもありますので、当然その議論の輪の中に観光推進課も入っているわけです。今回、しばらく論点になっていたのが、亜熱帯植物園と国民宿舎の跡地をどうするかということが当面の課題ということで話が進

んでおりましたので、宮崎市のほうからも個別のあそこの土地利用に関する話は、もちろん我々のほうにも話をさせていただきますけれども、都市計画課と直接話をしてもいいだろうかということで、そのほうが早いのでそれは構いませんと、ただ情報は共有させてくださいという体制になっております。全体としては当然、観光も関心を持って議論には加わっているというところでございます。

○外山三博委員 ちょうど年度が変わりますから、いま一度、あそこに新しい施設をつくろうとした計画の現状、その辺と宮崎市が今現在どういう認識でどうやってやろうとしておるか、今現在の状況のお話をお願いします。

○後沢観光推進課長 まず、計画全体は宮崎市のほうでつくられたということになっております。宮崎市が中心になって取り組んでおられますけれども、国民宿舎の跡地につきましては、来年度以降も引き続き、宮崎市が県から貸与を受けて、駐車場の整備や広場の整備というのを本格的に整備するという取り組みを今後進めていくというふうに聞いております。亜熱帯植物園につきましては、当初、あの土地を無償で譲渡とかいろいろあって、市のほうで借りるなり買うなりして施設整備なんかをするというつもりでおられましたけれども、今とまっているブルーアイランドリゾートの開発計画で予定されている施設と類似の施設を建てる計画になっていましたので、そこは白紙に戻して、市としては特段の整備はしませんので、県で亜熱帯植物園の活用方策は考えるというふうに整理がされています。問題のブルーアイランドリゾートの橘ホテルの跡地ですけれども、御案内のとおり、解体工事が終わって、着工できていないという状況でして、宮崎市としてはブルーアイラ

ンドリゾート社に対して早期に着工することをお願いしているというところでした、我々も市のほうにも聞きましたけれども、今のところはっきりした見通しは立っていないという状況だというふうに聞いております

○外山三博委員 私が宮崎市のほうに話をしておるのは、植物園は宮崎県が貴重な植物も植えておるから、宮崎市に譲渡なり貸与するにしても、県ときちっとした協議をしながら進めてもらわないと、勝手にやられちゃ困るという話をしておるんですが、今後、宮崎市が一步進めて動き始めたときに、植物園をどうするか、県としてもいろんな調査とか必要になってきます。県が一步踏み出すとき、調査から入りますが、予算計上は都市計画のほうでしていくということなんですか。それともこっちのほうでやるということなんですか。

○後沢観光推進課長 ほかの課の予算のことをなかなか説明できないですけれども、植物園をどうリニューアルするのか、どう活用していくのかという調査、そういうことであれば都市計画課でやっていただくということになるかなというふうには思います。

○水間委員長 ほかにありませんか。

○蓬原委員 工業技術センター所長はお見えなんですかね。火山灰の処理ですけれども、災い転じて福となすというか、れんがをつくったり、陶器をつくったり、コンクリートとかあるんですが、そのほかに生かす道はないのかどうか。例えば土木資材、都城北諸だけかと思うんですが、シラス地帯で、下の路盤のところシラスを使っているんですが、シラスは親戚とはいえ、今降っている灰とは違うと思うんですが、そういう使い道を、いろいろ難しいとは思いますが、単なる迷惑物じゃなくて

有効にできるものを考えてみたらおもしろいんじゃないかなと思うんだけど、そのあたり何か検討してみられる気はないんでしょうか。

○橋口工業技術センター所長 新燃岳の火山灰を何とか利用しようということで、県内のいろんな企業でも取り組みをされているところがございまして。かわらの材料に使い、あるいは陶磁器等の焼き物の釉薬に使うとか、そういう取り組みをされている例も新聞等でも出て報道されております。基本的には、今、委員の御指摘にもありましたけれども、シラスといいますと、何万年かの時間的な経過の中で、自然の中でのいろんな不純物等は流れていっていますので、ある程度の粒の大きさ、不純物等も流されてしまっているというところで利用しやすい面は比較的あるんですが、火山灰といいますと、なかなか難しいものもございまして。特に窯業の原料とします場合には、耐火度といいますか、溶けていく温度が比較的——通常の原料よりは若干変形しやすくなるとか、一般的にはそういうふうな部分も言われておりますので、どうなのかなというところもございまして。

一方では、コンクリートの材料に使うって話もあるんですけど、ところが、これは中に硫酸化合物が含まれておりまして、そういったものからいくと、SO_xと言っていますけれども、硫酸化合物なんかが出てくる可能性もあります。それから、JISの規格でコンクリートに含まれる硫酸化合物の濃度というのは基準が決められていまして、今のところ我々のほうで検出したデータで見ますと、かなりそれを超えておりますので、工業製品として、我々はいつも品質検査をやっていますけれども、そういったものは難しい場合があるんじゃないかというふうな感じでおります。

いずれにしても、東京の三宅島ではガラス工芸のガラス細工に使うということなんかもあるわけですが、事例としては、東京都でも商品化されたのはそういった事例ぐらいです。鹿児島でも最近発表されていますけれども、セメントがわらとといいますか、これは火山灰そのものじゃなくて、シラスを使ったかわらづくりに使っておられる程度で、火山灰そのものを使うというのはなかなか難しいというふうなことで考えおります。県内企業でそういう要望がありましたら、我々なりに支援というのは一緒になって取り組む余地はあろうかなというふうな思っております。

○蓬原委員 今、1カ月ちょっとですか。かなりの量なんです。今のところ、捨てる場所があるからどうにかなっていますけれども、学者の中には、7年、8年続くんじゃないかという説もあるようで、もしそうなって次から次に降灰があった場合に、捨てる場所に困る、そういうこともあるので、今は少量でしょうけれども、大量に固めてやるとか、海に沈めて魚礁にはならないのか、堤防の土どめにならないのか、それは言うだけの話ですから、専門的な立場で、専門的な皆さん方の御意見でやると、捨てる場所の問題等々いろいろ解決できないのかなと。さっき路盤工の話をしましたけれども、シラスとは性格が違うので、転圧の関係とかあるんでしょうけれども、そういうことで絶えず研究していただくとありがたいなということを希望しておきたいと思います。

○水間委員長 私から1点。先ほどお話も出たんですが、スポーツランドのメディカルチェックですが、シーガイアと宮崎大学がそんな形で本県のスポーツランドみやざきとしてのかかわり方はないんですか。

○小八重みやぎきアピール課長 今おっしゃいましたように、フェニックスリゾートと宮崎大学、もう一つ県の旅館組合が相次いでスポーツメディカルを宮崎大学と一緒にやるということで協定を結ばれた、先月半ばにそういうことがございました。これは、スポーツランドみやぎきということで大きくとらえますと、非常にメリットのあることだということで、我々も歓迎をしているところでございます。本県は恵まれた気候や施設が充実しているということで、今までキャンプの受け入れでほかのところに一歩リードしてきたわけなんです、近年、沖縄のほうが気候がいいとか、あるいは施設がだんだん整ってきたということで、沖縄のほうに野球のチームが行くというようなこともございます。そうなりますと、スポーツランドとしてまた宮崎を輝かせるためには一つ何かほかのところと違う方策をとるべきであろうということがございまして、そういった意味では、スポーツメディカルでいろんな取り組みをやって、ほかとの差別をするということは非常にいい取り組みだと思います。

実際には、数年前から県民政策部のほうでスポーツメディカルの担当を置きまして、研究を宮崎大学と進めておられる経緯もございます。今回こういったお話がございましたので、これを契機に我々のほうと県民政策部とも連携をとりながら、これからどういう形で取り組んでいくのかということも含めまして、いろいろ考えますと、すそ野が大きくなってくると思いますので、まずは我々のほうと県民政策部あたりで研究会なるものを立ち上げまして、徐々に研究していきまして、必要に応じて、シーガイアあるいは旅館組合、そして大学等にも入っていただきながら、方向性を出していきたいというふ

うに考えています。

○水間委員長 ぜひ、お願いします。

ことは口蹄疫からの再生・復興という形で、もう半年過ぎたんですね。全体が2,350億の被害額だと。それは農家の皆さん方も含めてなんです、現状、新年度を迎えるに当たって、復興のどのくらいまでというのはまだわかりませんか。

○渡邊商工観光労働部長 口蹄疫からの復興というのが1番目に来る事業で、県の重点施策もそういうふうになっているわけですが、我々としては、いずれにしても商工業は大分やられたわけですけれども、その後のいろんな対策を講じました。我々としてはある程度復興に向けた足がかりができたというときに、鳥インフルエンザ、それから新燃岳も出てきたということで、商工業はこの1～2年ついていないというか——国の緊急雇用基金とか先ほど来いろいろ御質問がありますけれども、商工関係の予算を見ていただくとわかるんですけれども、この基金事業が相当入り込んでいるんです。したがって、全体的に目減りしていないように見えるんですが、この基金事業を取りましたら、本当に商工費は厳しくなっている。一方、県全体から見ますと、民生費がどんどん、5年で100億上がっているんです。これは自然増じゃないんですけれども、そうしますと、商工関係の投資的な予算というのはどんどん厳しくなっているということで、そういう中で、今回、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳というのを迎えているという状況であります。復興ということは、商工業は、業種によってはすぐ復興するものもありますし、ちょっと時間がかかるものもあります。いろいろあるんだろうと思うんです。その復興度合いの測定というのはまだやっておりま

せんけれども、我々としましては、いろんな調査を今後もやっていきますので、その中で正確に把握していきたいと思っています。

それと、今回、予算を組み立てるに当たって一つ申し上げなきゃいけないというのは、今回は骨格でしたから、肉付けを合わせてどうかということで全体の予算を見なきゃいけないと思います。商業、工業、観光というのは我々の部がやっている事業でございますけれども、そろそろばらばらでやるといいですか、そういう時代——少なくとも我が部は横の連携をきちっとして、事業連携をして、厚みのある展開、そういうものをしないと、予算も厳しくなっているわけで、ばらばらやっても、それぞれ効果が発揮できないといいますか、そういう時代、そういうときをいよいよ迎えているなということは今思っています。そういう意味では、先ほど来、御質問がいろいろありましたけれども、我々としては、各課を超えて事業連携をどんどん進めていく、そういう取り組みをぜひやりたい。今回の口蹄疫の対策というのは、まさにそうでございます、全体で一丸としてかからないとできないわけで、新燃岳もそうでございますけれども、そのあたりの取り組みを強化しながら、今後ともやっていきたいというふうに考えております。

○水間委員長 まさに、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の問題、トリプルパンチなんです。せっかく兆しが見えかかったところでこういことで、国の補助のある人たちはまだまだ大丈夫なんですけれども、まさに小規模、小さなお店であったり食堂であったりレストランであったり、お客さんが突然キャンセルして来ない、その人たちに何らかの補償があるかということ、全くないわけです。そこらあたりが今後の

——そういう人たちまで県で救えとか、自治体で救えとか、そんな無理な話は私も言いませんけれども、商工観光労働部としては、今、部長がお話しになった横の連携をすべてとりながら、ここの部として何を一番宮崎県でやらないかのかと。今お話しのように、今回、骨格で、あと140～150億から200億ぐらいの肉付けになるんでしょうけれども、ぜひ23年度に向かってまた早く復興・再生ができるように、部として頑張っていたいただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○坂口委員 241ページの食品開発センターの試験研究開発費の共同研究費40万、これは具体的にどんなことを手がけて取り組もうとされているのか。

○河野食品開発センター所長 いろいろ共同研究というのはあるんですけども、県単の共同研究ということで、例えば県内の企業の方々と一緒に研究をやるという事業なんですけれども、22年度は、ラッキョウが青変するということで、その原因が何なのかというのを一緒に共同研究しております。それから、ゴボウチップの開発ということで、ゴボウチップは揚げますので、酸化をいかにしてとめるか、そういったことをやっています。23年度については、事業者のほうから共同研究ということで上がった場合にやるということになっていきますので、一応予算上はとっていますけれども、今のところは決まっていません。

○坂口委員 僕は先取りかなと思って期待したんですけども、いろんな試験研究をやっていく間に、これについてちょっと知識が欲しいなというとき先取りしていくものかと思ったけれども、フォローみたいな感じで、極端に言ったらNHKの「ためしてガッテン」みたいな感じ

で、なるほどな、理屈が合ったなということ、変色をとめたり、紫外線を遮ったり……。そうじゃなくて、さっき部長が言われたように、もうボーダーレスと思うんです。特に6次産業化なんていうんだったら、農業試験場、水産試験場、あそこらと一体になって、目指すべき方向で先取りしておかんといかんのは何かというのを実務者レベルに玉を出させて、将来ここで行き詰まるよとか、必ずこういう課題が出てきますよとか、これは今のうちにつかんでおくべきだと、ただ、これは国の制度にも何にも乗らんと、だからといって、ここで財政に説明しようたって、今、説明できる背景は何もないというようなものが実務者の間ではあると思うんです。そういった意味での共同研究費というか、そういうものを確保されるべきだと思うんです。

○河野食品開発センター所長 この科目として共同研究ということなんですけれども、それ以外に、研究者が持っている研究というものもあまして、その中で今やっている、やろうとしていることが、農業試験場のほうで、ピーマンとかいろんな作物が、宮崎県は日照時間が長いということで、栄養成分、例えばビタミンC、そういうものがほかの県に比べて高いと。1次産業として出す以外に、加工してそういうものをちゃんと残す、そういう商品開発をやろうということで、農業試験場と食品開発センターのほうと連携をとって、そういう加工食品、いわゆる付加価値の高い商品開発をやろう、そういったこともやっています。

○坂口委員 ぜひ、そこらを注意深く研究していただいて、先ほど悲観的な話もしたんですけれども、新たな6次産業でいいものを開発したって、生産者はあくまでも安いものを供給す

る人で入れかえられる。ここがその何かを権利として持つておくべきだと思うんです。農業試験場が、例えばせんだってからはリコピンとかアントシアニン、そしてスイートピーの紫色素、これは毒素というものがありますよという話をしたけれども、そのところがちょっと漏れていた。そういうものを万全を期してやっていって、宮崎が開発したものは、品種も加工の技術も、なるほど宮崎ならではのものだなと、だからよそでまねできないよというようなものだ、共同体になれると思うんです。今後は、共同研究費を農政が課題として持っているじゃなくて全体で——僕は遊びでいいと思うんです。全く実務者に任せ切るというものです。本当に大切なものを実務者で考えて、そこで解明しておいてもらう。それが必ず生きてくると僕は思うんです。むしろそういったものを別個に持つより、オープンラボトリーぐらいのものを持つべきじゃないか。実務者に任せて、一部屋、ここはあんたらが使えるというぐらいのです。総合農試に行ってもどこに行ってもいいと思うんです。それぐらいやってやらんと、全国が同じような方向を向く中で、いいものをつくりましょうたって、宮崎のためになれるもの、そして宮崎の農家もみんな潤えるものというのは難しいんじゃないかと思うので、ぜひともこのところは思い切ってそういうものを今後確保していって、それを成果で県に返してほしいと思うんです。

○水間委員長 食品開発センター所長、よろしくをお願いします。

なければこれで終わりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 以上で商工観光労働部を終了い

たします。執行部の皆様、午前午後ありがとう
ございました。お疲れさまでした。

午後 2 時25分散会

平成23年3月7日（月曜日）

午前9時59分再開

出席委員（9人）

委員 長	水間 篤典
副委員 長	山下 博三
委員	外山 三博
委員	蓬原 正三
委員	外山 衛
委員	西村 賢
委員	太田 清海
委員	新見 昌安
委員	坂口 博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	児玉 宏紀
県土整備部次長 （総括）	堀野 誠
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	岡田 健了
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	佐藤 徳一
高速道対策局長	渡辺 学
管理課長	成合 修
部参事兼用地対策課長	服部 芳邦
技術企画課長	凶師 雄一
工事検査課長	今西 宏美
道路建設課長	白賀 宏之
道路保全課長	満留 康裕
河川課長	野中 和弘
ダム対策監	小嶋 雄一郎
砂防課長	平田 一善

港湾課長	野田 和彦
空港・ポート セールス対策監	永井 義治
都市計画課長	井上 康志
建築住宅課長	川崎 俊一郎
営繕課長	伊藤 信繁
施設保全対策監	酒井 正吾
高速道対策局次長	河野 俊春

事務局職員出席者

議事課主査	本田 成延
議事課主査	関谷 幸二

○水間委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました当初予算関連の議案について県土整備部長の説明を求めますが、第1グループ、第2グループ、第3グループということで分けてございますので、それが終わりましたから総括質疑という形で運びたいと思います。

まず、第1グループは、管理課、用地対策課、技術企画課、道路建設課、道路保全課ということになります。それでは、第1グループの説明をお願いします。

○児玉県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただきお礼申し上げます。

今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元に商工建設常任委員会資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。目次をごらんください。担当課ごとの説明事項を記載しております。

次に、資料の1ページをお開きください。今回、骨格予算としての編成となっておりますので、23年度の当初予算案における県土整備部の重点施策のみを記載しております。

次に、資料の2ページですが、県土整備部の当初予算一覧でございます。平成23年度予算は、一般会計と特別会計を合わせた部予算合計では638億8,355万3,000円、前年度比で78.5%となっております。

また、資料の10ページ以降に、主な新規事業等の説明資料を掲載しております。その詳細につきましては、この後それぞれ担当課長等から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

私からは以上でございます。

○成合管理課長 管理課でございます。

まず初めに、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が「平成23年2月定例県議会提出議案（平成23年度当初分）」でございます。2つ目が「平成23年度歳出予算説明資料」となっております。今回の提出議案及び新規・重点事業につきましては、県土整備部関係分をお手元の「商工建設常任委員会資料」にまとめておりますので、この委員会資料で説明させていただきます。なお、当初予算の主な内容等につきましては、歳出予算説明資料で御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、委員会資料の2ページをお開きください。県土整備部の当初予算の概要について御説明いたします。今回の当初予算は、一般会計を骨格予算としてお願いしております。この表は、先ほど部長が御説明いたしました、県土整備部の当初予算額を一覧表にして取りまとめ

た総括表でございます。平成23年度当初（骨格）予算は、一般会計が610億6,760万6,000円、特別会計が28億1,594万7,000円、部予算合計で638億8,355万3,000円をお願いしているところでございます。前年度当初比78.5%となっております。公共事業につきましては、年間所要見込み額の約80%程度を計上しておりまして、505億787万4,000円で対前年度当初比78.0%となっております。

次に、公共事業関係予算の内容について御説明いたします。3ページをお開きいただきたいと存じます。補助公共事業でございます。道路事業で24億6,969万7,000円、河川事業で42億2,141万5,000円、砂防事業で29億5,208万8,000円など、合計で130億2,522万2,000円あります。

次に、4ページをごらんください。地方道路交付金事業でございます。道路事業で139億7,309万5,000円、街路事業で15億5,566万5,000円、合計で155億2,876万円あります。県単公共事業をごらんください。道路事業で54億2,579万7,000円、河川事業で8億7,952万円など、合計で70億9,145万4,000円あります。

次に、5ページをお開きください。直轄事業負担金でございます。道路事業で37億8,146万8,000円、河川事業で10億1,565万6,000円、高速道の新直轄で19億3,200万円など、合計額で75億1,881万5,000円あります。

次に、6ページをごらんください。災害復旧事業でございます。土木災害が補助と県単の合計で67億5,504万円、港湾災害が補助と県単の計で5億8,858万3,000円、合計では73億4,362万3,000円となっております。

次に、7ページをお開きいただきたいと存じます。債務負担行為の追加でございます。7ペ

ページから次のページにかけまして掲げております事業につきまして、合計22事業、141億3,506万6,000円を計上いたしております。

次に、9ページをお開きください。議案について御説明いたします。議案第32号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。平成23年度の土木事業に要する経費に充てるため、4つの事業につきまして、記載の負担率のとおり、市町村負担金を徴収することについて、地方財政法第27条等の規定によりまして、議会の議決に付するものであります。なお、関係市町村からは既に負担金徴収についての同意を得ているところでございます。

県土整備部の当初予算の概要及び関連議案は以上であります。

続きまして、管理課の予算関係について御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスで管理課となっております341ページをお開きいただきたいと存じます。当課の平成23年度当初予算額は23億8,839万1,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。343ページをお開きください。（事項）建設技術センター費9,807万9,000円について御説明いたします。344ページをお開きください。建設技術センターは、今年度から指定管理者制度を導入しております。職員研修などの業務につきましては、業務の性質上、引き続き県直営で実施しているところでございます。まず、1の研修費から3の維持管理費が、県で実施いたします職員の研修や材料試験に要する経費となっております。次の4の指定管理費が、建設技術センターの運営と青年隊の教育の業務を行う指定管理者への委託料となっております。

次に、（事項）公共事業支援統合情報システ

ム運営管理事業費2,277万円です。これは、電子入札システム等に要する経費でございますが、平成23年度予算におきましては、市町村が電子入札システムを利用できるよう、システムの改修費等を計上いたしております。

（事項）建設業指導費2億3,700万5,000円です。1から3までは、建設業の許可、経営事項審査、及び建設産業普及啓発に要する経費でございます。次に、4の建設産業育成総合対策事業でございますが、こちらの事業内容につきましては、再度、委員会資料のほうで御説明いたします。

委員会資料の10ページをお開きください。建設産業育成総合対策事業は、地域の経済と雇用を支える重要な産業であります建設産業の健全な発展を図るため、平成20年度から実施しております事業でございますが、建設業を取り巻く状況は依然として厳しい状況にありますことから、引き続き実施してまいりたいと考えております。次に、2の事業の概要をごらんください。予算額は平成23年度で2億2,126万8,000円をお願いしております。事業期間は22年度から24年度までの3カ年でございます。事業の主な内容でございますが、まず、アの経営相談窓口の設置であります。この事業は、県内9カ所に相談窓口を設けまして、建設業者のさまざまな相談に応じるものであります。新分野に進出した企業に対する指導助言などのフォローアップについても行い、新分野事業の定着化を支援することとしております。次に、イの新分野進出に対する助成であります。この事業は、建設業に軸足を置きながら、新分野進出を図る企業の初期経費の一部を助成するほか、セミナー等を通じまして、建設業者が新分野への進出に関する知識、ノウハウを習得する取り組みを

支援するものであります。ウの建設事業協同組合等への融資であります。この事業は、建設業者等の円滑な資金繰りを支援するため、建設事業協同組合が実施いたします転貸融資や共同購入事業、また測量設計事業協同組合が実施いたします転貸融資の資金の原資について県が貸し付けを行うものでございます。

管理課の予算関係の説明につきましては以上でございます。

○服部用地対策課長 用地対策課であります。

当課の平成23年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の345ページ、用地対策課をお開きください。当課の当初予算額は、一般会計で3億2,789万9,000円、公共用地取得事業特別会計で4億7,600万1,000円、合わせて8億390万円をお願いしております。

以下、主なものについて御説明をいたします。347ページをお開きください。まず、一般会計であります。 (事項) 収用委員会費2,141万3,000円です。これは、収用委員の報酬のほか、収用裁決に必要な土地や物件の鑑定料など、委員会の運営に要する経費であります。

次に、(事項) 用地対策費317万2,000円ですが、これは、登記事務の委託料など用地対策の推進に要する経費であります。

次に、348ページをお開きください。(事項) 特別会計繰出金2億3,049万4,000円です。これは、次に説明いたします公共用地取得事業特別会計の歳入として一般会計から繰り出すものであります。

349ページをごらんください。公共用地取得事業特別会計であります。当初予算額は4億7,600万1,000円ですが、これは、公共事業に必要な用地を先行取得するための経費でありま

す。説明欄1の公共用地取得事業費2億3,049万8,000円につきましては、用地の先行取得や代替地の取得のための用地補償費及び事務費であります。同じく2の一般会計への繰出金2億4,550万3,000円につきましては、平成22年度以前に先行取得した用地を事業課が買い戻すことによる繰入金等を一般会計へ繰り出すというものであります。

用地対策課は以上でございます。

○図師技術企画課長 技術企画課であります。

当課の平成23年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の351ページをお開きください。当課の平成23年度当初予算額は3億4,196万4,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。353ページをお開きください。(事項) 土木工事積算管理検査対策費5,072万2,000円についてです。これは、公共工事の設計単価の調査、及び施工体制の重点点検等に要する経費であります。

次に、354ページをお開きください。(事項) 建設工事リサイクル支援事業費320万円についてです。これは、建設工事におけるリサイクル推進のための建設発生土情報交換システム等の運用や、産業廃棄物の有効活用に関する調査、検討に要する費用であります。

技術企画課については以上であります。

○白賀道路建設課長 道路建設課でございます。

当課の平成23年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の355ページ、道路建設課をお開きください。当課の当初予算額は177億8,709万3,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。357ページをお開きください。（事項）直轄道路事業負担金37億8,146万8,000円であります。これは、国道10号など国の直轄道路事業に対する県の負担金であります。

次に、（事項）公共道路新設改良事業費15億700万円であります。これは、国の補助を受けて国道及び地方道のうち規格の高い道路、本県では地域高規格道路になりますが、この整備を行う経費であります。358ページの説明欄に記載しておりますが、平成23年度は、国道で9億1,725万円、地方道で5億8,975万円を実施することにしております。

次に、（事項）地方道路交付金事業費116億5,486万7,000円あります。これは、国からの交付金を受けて道路整備を行う経費であります。国道で59億3,300万円、地方道で57億2,186万7,000円を実施することにしております。

次に、（事項）県単特殊改良費7,561万4,000円あります。これは、県が管理する国道及び県道の小規模な拡幅などの局部的な改良を実施する経費でございます。

予算関係につきましては以上であります。

○満留道路保全課長 道路保全課であります。

当課の平成23年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の359ページ、道路保全課をお開きください。当課の当初予算額は98億1,739万円あります。

以下、主なものを御説明いたします。361ページをお開きください。（事項）道路管理費4億3,107万2,000円あります。これは、県が管理する国県道の道路パトロールなどの道路管理に要する経費であります。

次に、362ページをお開きください。（事項）公共道路維持事業費9億4,769万7,000円あります。これは、県が管理する国道において落石等の災害が発生するおそれがある危険箇所等の防災対策や、橋梁の補修工事等に要する経費であります。

次に、（事項）県単道路維持費24億6,000万円あります。これは、排水溝やガードレール等の道路施設の補修更新や草刈りなど、日常的な維持管理に要する経費であります。

次に、（事項）県単舗装補修費13億5,000万円あります。これは、平たん性や強度が低下した舗装の部分的な補修工事や全面打ちかえ工事に要する経費であります。

次に、（事項）沿道修景美化推進対策費7億1,000万円あります。これは、宮崎県沿道修景美化条例に基づき、花木類の植栽等を行い、宮崎らしい「うるおい」と「やすらぎ」のある道路環境の創出と保全に努めるものであります。

次に、363ページの（事項）地方道路交付金事業費23億1,822万8,000円あります。これは、国の交付金を受けて自転車歩行者道の整備や災害防除等の道路整備を行うものであります。

道路保全課は以上であります。

○水間委員長 第1グループの関係5課の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○太田委員 資料の10ページ、管理課のところですか。建設産業育成総合対策事業であります。平成23年度が2億2,000万近くでありまして、事業内容が3つ示されておりますが、2億2,000万の分が、ア、イ、ウ、どのくらいで見込んでおられるのか。

○成合管理課長 委員会資料の10ページでございます。建設産業育成総合対策事業についての

(3)の主な事業内容で3つ挙げさせていただいておりますが、まず、経営相談窓口の設置でございます。これに要します経費として23年度は301万5,000円計上させていただいております。これは主に、相談窓口を産業支援財団のほうに委託しておりまして、それに要する報酬なり旅費等の経費でございます。イの新分野進出に対する助成でございますが、助成金として3,500万円をお願いしているところでございます。これは、建設業に軸足を置きながら新分野に進出します企業を支援するために、初期投資の経費の一部を補助しておりまして、補助限度額が100万円から250万円となっております。ウの建設事業協同組合等への転貸融資でございますが、これにつきましては、22年度と同様に1億6,800万円の予算をお願いしております。内訳は、建設事業協同組合に対しまして1億5,000万円、測量設計事業協同組合に対しましては1,800万円の原資を貸し付けております。

○太田委員 わかりました。

それと、同じ管理課であります。歳出予算説明資料の344ページ、公共事業支援統合情報システム運営管理事業費、2,200万ほど予算化されておりますが、こういった電算関係の事業はほかにもあったと思うんですけれども、こういった金額の設定に関しては、客観的にこの辺が妥当だろうという行政内部での確認の仕方についてどのような作業をされているのか、お伺いしたいと思います。

○成合管理課長 委員の御質問の344ページの(事項)公共事業支援統合情報システム運営管理事業費でございますが、23年度は2,200万円余を計上しております。この主な内容につきましては、先ほど私のほうから御説明いたしました市町村の電子入札——県が実施しております電

子入札システムへの共同利用という申し込みがございまして、その負担金を取りまして、システムの改修等に要する費用でございます。積算につきましては、従前よりシステム運営は実施しておりまして、その改修等については、ある程度業者のほうの見積もり等によりまして積算させていただいているところでございます。その他については維持管理費でございまして、例年同様のほぼ同額の予算、使用料等をお願いしているところでございます。

○外山三博委員 今、太田委員が聞かれた資料の10ページの育成事業、22年度の予算は幾らあったんですか。

○成合管理課長 22年度当初予算は2億2,326万9,000円でございます。

○外山三博委員 22年度の具体的な事業、企業数、どのくらい希望があつて、どういう指導をされたか。

○成合管理課長 22年度の実績でございますが、まず一番大きなものが新分野進出に対する補助金でございまして、現在の予定でございますけれども、補助予定が29件ございます。製造業への進出、農林水産業への進出に対しまして、その進出のための経費、備品とかそういったものを助成することにしております。経営相談窓口の設置につきましては、22年12月末現在で70件の相談を受け付けております。ウの転貸のほうでございますが、建設事業協同組合への貸し付けにつきましても……。

○外山三博委員 それはいいです。転業の新分野と言われたけれども、具体的にはどういう分野に転業したいというのがあると思うんです。その実績を見て、来年度の事業に当然入っていくわけですが、具体的にはどういう分野が多かったんですか。

○成合管理課長 この事業につきましては、あくまでも建設業に軸足を置きながら副業的にやられる業者への経費助成になっておりますけれども、22年度あるいは21年度、過去の実績を見ましても、農林業が一番多い業種となっております。農林業の中でも、ハウス栽培とかシイタケ栽培、キノコ栽培、そういったものが多いようでございます。あと、畜産業というのもございます。それから、製造業——建設業と関連するようなものもございますし、全く異分野というもの、さまざまでございますが、御紹介しますと、21年度の実績では、ボラ土、竹炭、そういったものの製造とかになっております。そのほか、サービス業や小売業、さまざまな業種への進出というのも見られるところでございます。

○外山三博委員 転業の場合、畜産を含め、農業が一番多いと。これは、プロの農家が何十年やってきて、なかなか大変でうまくいかないですね。建設業をやった人がそういう分野に入っていくときに、そんなに生易しいものじゃないんです。実績として、結果はすぐ出ないでしょうが、どうですか。

○成合管理課長 外山委員の御指摘のとおり、農林業についても環境は非常に厳しいものだと考えております。進出された方、皆さんが売り上げ1,000万単位とかいうような状況はございませんけれども、中山間地域等では、もともと御自分で農地を保有されている、あるいはノウハウを持っているという方もいらっしゃると思いますので、そういう従業員を活用して、例えば農業生産法人を設立されたという事例もございますが、委員の御意見のとおり、なかなか

順調にいったいないケースもあるようでございます。一番大きな課題として、農業生産においては生産物の販路の開拓というものに苦労されているというようなお話は聞いているところでございます。

○外山三博委員 相当専門的な知識、技術が要求されますから、県土整備部だけでその指導というのは非常に無理があると思うんです。農政のほうの普及所とか専門職の方の意見を聞きながら、手を挙げてきたときに、ただ何もなしに支援するんじゃないで、場合によっては、あんたはちょっと難しいとか、その辺までアドバイスした上での支援じゃないと無駄になってしまうような気がするものですから、3年の時限、ことしと来年と再来年、そういう視点で取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

もう一点、建設業の方が福祉関係の施設をつくるのを、ちょこちょこ見受けますが、そういう事業にもこれは支援をしておられますか。

○成合管理課長 建設業の方が福祉や介護施設、そういうものに進出されているというお話は聞いておりますけれども、そういう施設関係になりますと、かなり大規模な投資になりますので、過去の事例で見ますと、そういう大きな施設関係への参入というのはこの補助事業の対象では見当たらないところでございます。ただ、福祉や介護といったサービス業的なものについては事例がございます。

○外山三博委員 建設業の方が手を挙げてきた場合はどうなんですか。全くだめなのか、それとも相談に一応乗って、場合によっては支援していくということにもなるんですか。

○成合管理課長 建設業の方であれば、どのような業種であろうが、御相談いただければ対応

することとなっております。ただ、条件がございまして、250万の限度額につきましては、商工のほうで取り扱っております計画の承認をとっていただくことになっております。対象経費についてもいろいろ制限がございしますが、業種については制限をしていないところでございます。

○外山三博委員 わかりました。

あと2点ほど、1点は、358ページの地方道路交付金事業、宮崎西環状線ほかとありますが、西環状線の工事の現状と完成のめど、いつごろできるのか、お聞かせをいただきたいと思いません。

○白賀道路建設課長 現在、西環状線につきましては、松橋工区で事業を進めております。その中でも新相生橋の橋梁の工事に既に入っております。今のところ下部工事を出しております。上部につきましては、23年度から発注する予定にしております。上部も、お金も大きくて長いものですから、発注方法等については今後検討しようと思っておりますけれども、上部工について来年度から発注しまして、全体的には26年度を完成目標に事業を進めております。新相生橋が一番最後の工期になるということで、その前後の道路改良等につきましても、26年度の供用を目指して進めているところであります。

○外山三博委員 わかりました。

もう一点、363ページの沿道修景美化推進対策事業は、具体的に何をどういうふうにする計画なんですか。

○満留道路保全課長 沿道修景事業につきましては、具体的には、修景地区の植栽の管理とフェニックスの防虫対策、花の植栽、大きくこの3つで事業を予定しております。

○外山三博委員 フェニックスの防虫の事業は、私の家も1本あって、去年この事業をやってもらったんですが、悪いのがまだ大分残っているんですか。

○満留道路保全課長 残っているといますか、相手が虫ですので、状況を見ながらということになっておりますので、いつまでに終わるといのがなかなか難しいのかなと考えております。適宜その都度対応していきたいというふうに考えております。

○外山三博委員 修景美化を管理していてもらうわけですが、主な路線は1年通して業者に委託するという形を今とっておるんですか。

○満留道路保全課長 委員のおっしゃったとおり、通年で業者に委託しているところでございます。ただ、その中で宮崎市中心部に限りましては、3月、4月が観光シーズンということもありますので、年度をまたいで委託することによって、年度末から年度当初の業者の入れかわりによる管理の連続性が断たれることを防ぐということで、宮崎市の一部については年度というよりも暦年で委託しているところでございます。

○外山三博委員 県道は全部というわけじゃないでしょう。委託するのとそうじゃないのは、どういう分け方をするんですか。

○満留道路保全課長 沿道修景地区につきましては、県内で17路線が指定してありまして、地区数でいくと72地区でございまして、主に観光ルートを中心にそういう地区を指定しているところでございます。

○水間委員長 ほかにございませんか。

○坂口委員 技術企画課、詳しく教えてほしいんですが、353ページのデータベース構築事業です。これは今どれぐらいやっておられるんですか。

か。この93万の予算じゃなくてもいいんですけども、過去の例でも、どういうことをどの程度ぐらい取り組んでおられるかを、土木構造物で。

○**図師技術企画課長** 土木構造物管理データベース構築事業に関してのデータベースの登録でございましてけれども、これは将来のアセットマネジメントというのを視野に入れてデータを今、登録している状況ですが、これまでのところ、橋梁が一番多くて県内で1,562橋、それ以外にトンネルが109、水位局とか雨量局が263、こういう登録状況になっております。

○**坂口委員** 橋梁あたりは計画的にアセットマネジメントで当然必要なんですけれども、大型構造物、特にこういう構造物に対して平準化で長寿命化を図るんだと、一くくり幾らというやり方も当然効率的だし、財政状況からも避けられない方法ですけども、大型構造物に対しての延命のための、前から何度か言ったことがあるんですけども、人間でいえば健康診断、カルテをずっとつくっておいて、一元化というか、一つの管理者のもとでずっと管理していく、そこから何か見えてくるんじゃないかなと思うんです。有料道路の橋梁のPCか何か一回ありましたね。そういうものを事前にわかって早く抜きかえて延命を図るとか、事故を避けるというのに、もうちょっと普及できていかないか。前からそこらの必要性を感じて、これは要望でいいんですけども、たくさん取り組んでいただいているということでちょっと安心はしたんですけども、予算がえらい小さかったものだから、これで専門的な検証なんか一体どれぐらいやれるのかなと思って……。

次のページのコスト削減対策促進事業で新技術活用促進システムの運用は、具体的に推進機

構で掲載した工法とか、NETIS掲載のものでコスト削減なり、あるいは何らかの利点のあるようなものを積極的に入れていこうという試みと考えていいんですか。

○**図師技術企画課長** コスト削減という観点で、最近、技術開発というのがどんどん進んでおりますので、そういう民間の技術力をできるだけ公共工事にも反映していこうという観点から、委員がおっしゃったように、宮崎県の場合には建設技術推進機構のほうに委託しまして、そちらで県内だけではなく、全国の技術を登録したいという会社からの申請を受け付けているところです。現在のところ、受け付け件数が304件ほどございまして、現実にはそんなにたくさん使われていない状況がございまして、現在、そのうち43件が使われているところです。できましたら、こういうものを積極的に活用することでコスト削減につなげていく、あわせて、県内の企業あるいは県内の産物を使ったもの、こういったものも積極的に活用していきたいというふうには考えているところです。

○**坂口委員** 43件使用というのは、かなり優秀じゃないかなと思うんです。というのが、掲載される、いいことはわかっている、わかっているのはメーカーと県のそれを担当した人ぐらいで、ではそれを設計の中にどう入れていくかとなると、やっぱりコンサルだと思うんです。コンサルが、発注者側の立場というよりも、むしろ利用者側、県民サイド——エンドユーザーと言ったほうがいいかもわからないですね——の立場に立ってそういうものをしっかり勉強していきながら、これは試みしてみる価値がある、県のコスト削減や延命化、維持管理に対しての管理のしやすさ、コストの圧縮につながる、そういったものをコンサル自体が判断できて、コン

サルが、この設計、この場所にはこの工法はいい、この資材、骨材を使うべきだとか、そういう意味でVEの委託に関するのとセットになっているかなと思ったんです。今後、公共事業の、特に新たな投資に対してのいろんな厳しくなっていく条件を見たときに、ぜひこのところを、さっきのと一緒ですが、予算の金額だけで判断しちゃいかんのかもわかりませんが、取り組もうとされていることから期待できる効果、県民還元できるメリット、それを見ると、もうちょっと思い切っていていいんじゃないかという気がする。人の問題もあるかもわからんですけれども。

○図師技術企画課長 委員から大変力強い御意見をいただきまして、ありがとうございます。委員がおっしゃったように、確かに、工法や製品、それを使うコンサルがしっかり認識してもらうということが大事だというふうに考えておりました、この事業の一環で実は先月2月3日に、建設技術センターで工法や製品の勉強会ということを実施いたしました。これは県内の企業を対象に行ったんですけれども、その際に、県内のコンサル、あるいは県の土木の技術者、市町村の技術者、こういう方にもおいでいただいて、みんなで新技術・新工法、これについての勉強会を始めたところでございます。好評だったというふうに考えておりますので、こういう活動を通しながら、活用がもっともっと図れるように努力していきたいと考えています。

○坂口委員 くどくなり過ぎてもいかなるすけれども、例えば火山灰で悩んでおられる委員もおられて、後で話があるかなと思うんですけれども、県内のメーカーなりコンサルなり、あるいは施工業者なりというものがこれをいち早く勉強していった認識を共有できれば、なかなか

びんとこないんですけれども、新たな資源を利用した2次製品とか、同じ2次製品でも組み立てなり工期なり、あるいは仮枠なりという面で非常にコストの縮減につながる、後の安定率もいいというものを、そこで投資して、パテントを取っていく、いいものは必ず公共事業に使ってくれるというものが先に見えれば、そういう分野にもまた業者は入り込んでいくんじゃないかという気がするんです。そこらをぜひ、もうちょっと積極的に、大がかりに、これは要望にとめておきます。

○新見委員 2点お伺いしたいと思います。まず、管理課の分ですが、歳出予算説明資料の344ページ、先ほど太田委員も質問されましたけれども、2つ目の事項の公共事業支援関係です。先ほどの説明では、市町村が利用できるようにシステムを改修するというお話でしたけれども、これは今回初めて市町村が参画するのか、過去に幾つかの市町村が参画していて、今回初めて全市町村そろうというイメージなのか、その辺の説明をお願いいたします。

○成合管理課長 県の電子入札システムでございますけれども、従前から運用しておりますが、市町村の共同利用につきましては、従前から市町村のほうに声かけをしてきたところでございます。今回、宮崎市が試行的に23年度より電子入札をやりたいというお話がございまして、今回はそのための経費900万程度を、これは宮崎市からの負担金になりますが、計上してお願いしているところでございます。初めてでございます。

○新見委員 このシステム改修に要する月数、いつから宮崎市が参入できるのか、教えてください。

○成合管理課長 改修につきましては、初めて

のケースでございますので、運用開始につきましては、半年ほど見込んでおまして、23年度後半になるという見込みでございます。

○**新見委員** もう一点、今度は道路保全課のほうですが、363ページの（事項）地方道路交付金事業ですが、先ほどの説明で自転車歩道等の整備に要するということでしたけれども、今、宮崎市内で宮崎大橋を宮崎寄りにおりたところ、歩道と自転車道をきちっと色分けで整備したような道路がありますが、そういったイメージの補修なんですか。

○**満留道路保全課長** まず、地方道路交付金事業につきましては、説明の中で交通安全等と申し上げましたけれども、そのほか、災害防除事業——落石対策とか、舗装補修にも使える事業となっております。お尋ねの宮崎大橋につきましては、国土交通省の管理の区間になっておりますけれども、小規模な、例えば色分けや簡単なラバーポールを置いて歩車道を分離するというものにつきましては、例えば県単の交通安全施設、そういうものを活用しながら現在対応しているところでございます。

○**蓬原委員** 349ページ、公共用地取得事業ですが、その前のページで一般会計から2億3,000万何がしが繰り入れられて、そして諸収入の4,000を足して2億3,049万8,000という数字、公共用地の取得だと思んですが、逆に一般会計への繰出金、平成22年以前の土地を買い戻す云々という話があったんですが、ここは理解ができなかったんですけれども、教えてください。

○**服部用地対策課長** 特別会計の仕組みを簡単に申し上げますと、一般会計から特別会計へ繰り出す、先ほどおっしゃいました繰出金がございます。それをもとに用地補償事業を執行する

ということございまして、それが今申し上げた349ページの説明の1の公共用地取得事業費2億3,000万でございます。2の一般会計への繰出金でございますが、これは、22年度以前に先行取得した事業費を国の補助事業、いわゆる事業課が買い戻すという予算でございまして、これは歳入として入ってきたものをそのまま一般会計のほうへ出していく、年度末に出すという仕組みになっております。特別会計のほうは基金のように積み立て方式ではございませんので、残ったものはすべて出すという仕組みになっております。

○**水間委員長** ほかにありませんか。なければ次に移りますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**水間委員長** 以上で第1グループの審査を終了したいと思います。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時59分再開

○**水間委員長** 委員会を再開いたします。

次に、河川課、砂防課、港湾課の審査を行います。河川課長から順次説明をお願いいたします。

○**野中河川課長** 河川課でございます。

当課の平成23年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の365ページ、河川課をお開きください。当課の当初予算額は145億5,327万4,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。367ページをお開きください。（事項）ダム施設整備事業費3億6,960万円であります。次の368ページにかけてごらんください。これは、国の補助を

受けて、老朽化しているダム施設の改良及び修繕等に要する経費であります。説明欄に記載してありますように、年次計画に基づき、祝子ダムなど3ダムの施設機能の維持向上を図ることとしております。

次に、368ページの(事項)公共河川事業費39億4,770万円であります。これは、国の補助を受けて実施する河川改修等に要する経費であります。説明欄に記載してありますように、広域河川改修事業など5つの事業により、洪水による災害の発生などの防災対策を進めることとしております。

次の(事項)公共災害関連河川事業費2億5,931万5,000円あります。次のページにかけてごらんください。これは、昨年7月の大雨により被災した都城市の丸谷川におきまして、再度災害防止の観点から改良復旧を図る事業であります。

次に、369ページ、(事項)県単河川改良費2億1,072万円あります。これは、補助事業の対象とならない河川の小規模な改修などに要する経費であります。

次に、370ページをお開きください。(事項)県単自然災害防止河川改良費1億6,800万円あります。これは、市町村の地域防災計画書に掲げられております危険箇所地域において災害の発生や拡大を防止するため、補助事業の対象とならない河川改修等に要する経費であります。

次に、(事項)直轄河川工事負担金10億1,565万6,000円あります。これは、国が管理する直轄区間において通常の河川改修のほか、海岸事業などを行っておりますが、これに対する県の負担金であります。

次に、372ページをお開きください。(事項)公共土木災害復旧費66億9,737万2,000円であり

ます。これは、道路や河川など被災した公共土木施設の復旧に要する経費であります。

河川課につきましては以上であります。

○平田砂防課長 砂防課であります。

当課の平成23年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の375ページ、砂防課をお開きください。当課の当初予算額は31億9,857万3,000円あります。

以下、主なものを御説明いたします。377ページをお開きください。まず、(事項)公共砂防事業費15億7,175万8,000円あります。これは、荒廃した溪流における砂防堰堤などの整備や地すべり区域において実施する対策工に要する経費であります。

次に、(事項)公共急傾斜地崩壊対策費13億8,033万円あります。378ページをお開きください。これは、急傾斜地崩壊危険箇所の擁壁工やのり面工などの整備に要する経費であります。

次に、(事項)県単公共砂防事業費4,996万円あります。これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事や地すべり対策工事に要する経費でございます。小規模な流路工、砂防施設や地すべり防止施設の整備や修繕を行うものであります。

次に、(事項)県単公共急傾斜地崩壊対策事業費3,645万円あります。379ページをお開きください。これは、市町村が実施する急傾斜地崩壊対策工事に対する補助金や、既存の急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕に要する経費でございます。

次に、(事項)直轄砂防工事負担金5,969万1,000円あります。これは、国が大淀川水系において実施する直轄火山砂防事業に対する県

の負担金であります。

最後に、（事項）土砂災害防止啓発推進事業費105万円であります。これは、広く県民に防災知識を普及啓発するため、6月の土砂災害防止月間に実施する一般県民向けの土砂災害防止講座や、小中学生を対象に実施する土砂災害防止教室の開催等に要する経費であります。

砂防課は以上であります。

○野田港湾課長 港湾課であります。

当課の平成23年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の381ページをお開きください。当課の当初予算額は、一般会計44億1,519万5,000円、港湾整備事業特別会計予算がありまして23億3,994万6,000円、一般会計と特別会計を合わせまして、67億5,514万1,000円であります。

383ページをお開きください。一般会計の当初予算であります。以下、主なものを御説明いたします。まず、（事項）空港整備直轄事業負担金1億4,000万円ありますが、これは、宮崎空港の護岸等の改良に係る直轄事業に対する負担金であります。

次に、384ページをお開きください。（事項）港営費2億2,619万2,000円あります。これは、県内港湾の管理運営やポートセールスに要する経費であります。

次に、（事項）港湾維持管理費3億5,052万5,000円あります。これは、護岸の補修や防護さくの設置など港湾施設の維持補修に要する経費であります。

次に、385ページをごらんください。（事項）特別会計繰出金5億9,025万5,000円あります。これは、港湾整備事業特別会計に歳入不足が生じるため、一般会計から特別会計へ繰り出

すものであります。

次に、（事項）直轄港湾事業負担金5億5,000万円あります。これは、細島港及び宮崎港において直轄事業により防波堤等の整備を行っており、その負担金であります。

次に、386ページをお開きください。（事項）公共港湾建設事業費14億2,605万2,000円あります。これは、港湾施設の機能強化、安全性等を確保するため、国庫補助事業などにより県内港湾において防波堤や岸壁などを整備する経費であります。

次に、（事項）港湾災害復旧費5億8,858万3,000円あります。これは、台風等により被災した公共港湾施設を原形に復旧する経費であります。

以上が一般会計の当初予算であります。

次に、388ページをお開きください。港湾整備事業特別会計の当初予算について主なものを御説明いたします。まず、（事項）細島港管理運営費1億4,435万8,000円あります。これは、細島港の荷役機械、引き船等の管理運営に要する経費であります。

次に、（事項）宮崎港管理運営費1億3,831万7,000円あります。これは、宮崎港のフェリーターミナルビル、引き船、マリーナ等の管理運営に要する経費であります。

次に、389ページをごらんください。（事項）油津港管理運営費2,620万5,000円あります。これは、油津港の上屋、荷役機械等の管理運営に要する経費であります。

次に、（事項）細島港整備事業費8億7,000万円ありますが、内容につきましては、後ほど委員会資料で御説明をいたします。

次に、公債費11億5,572万4,000円あります。これは、港湾整備事業特別会計で整備しま

した荷役機械や上屋などの起債の償還のための経費であります。390ページをお開きください。元金は10億3,743万7,000円、利子は1億1,828万7,000円であります。

当初予算につきましては以上であります。

次に、㊦細島港整備事業（多目的国際ターミナル埠頭整備）及び細島港整備事業（コンテナターミナル整備）について御説明をいたします。

委員会資料の11ページをお開きください。まず、㊦細島港整備事業（多目的国際ターミナル埠頭整備）であります。1の事業目的であります。細島港周辺では、企業の進出や事業拡大に伴いまして、細島港を利用する貨物の増大が見込まれております。このため、既存の大型岸壁だけでは貨物の取り扱いに支障が生じることから、平成23年度より国の新規直轄事業による大型岸壁の整備が進められることになっておりまして、それと並行しまして、県が背後の埠頭用地の整備を行うものであります。2の事業の概要をごらんください。平成23年度の予算額は、調査費として7,000万円を計上しております。事業期間は平成23年度から26年度までの4カ年を予定しております。事業内容は、国が行う大型岸壁背後の埋め立て、護岸、埠頭用地の舗装、道路など約5.7ヘクタールの整備を行うものであります。

次に、12ページをごらんください。これは平成22年度からの継続事業であります。細島港整備事業（コンテナターミナル整備）であります。1の事業の目的であります。細島港は、県内立地企業のコンテナの取扱量の大幅な増加が予想されていることから、効率的で安全な荷役作業を目的としまして、ガントリークレーン1基の増設及びコンテナヤードの拡張を行うも

のであります。2の事業の概要をごらんください。平成23年度の予算額は8億円を計上しております。事業期間は平成22年度から24年度までの3カ年です。事業内容は、ガントリークレーン1基の設置及びコンテナヤード1.3ヘクタールの舗装を行うものであります。これらの事業によりまして、係留のための待ち時間の解消や荷役作業時間の短縮、船舶の大型化に伴う貨物輸送の効率化が図られるものと考えております。

次に、議案第27号「宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

委員会資料の13ページをお開きください。まず、1の改正の理由であります。港湾におけるプレジャーボートの放置問題を解消し、港湾の適正な利用を図るため、現在、無許可で係留されているプレジャーボートに対して係留場所を指定して使用許可を行うものとし、その使用料を新たに港湾管理条例に追加するものであります。次に、2の改正の概要であります。プレジャーボートが係留施設を専用使用する場合は、使用料を条例の別表第1に追加するものであります。具体的には、条例において、プレジャーボートの長さ1メートル1年につき6,000円以内で使用料の上限を定めております。例えば、プレジャーボートの標準的な長さである全長6メートルのボートの場合は、年間の使用料は上限額が3万6,000円となります。また、あわせて条例中の「係留」等の表記につきまして、港湾法の表記に合わせて改めることとしております。次に、3の使用料についてであります。県内におけるプレジャーボート対策は、港湾と漁港が連携して行っておりますので、使用料につきましても、既に昨年3月に改正を行っている漁

港管理条例及び同規則に準じることとしております。港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則において、施設の状況に応じて段階的に低減した使用料を定めることとしております。4の施行期日につきましては、周知や申請指導の期間を考慮しまして、平成23年7月1日からとしております。

次の14ページから20ページには、改正内容の新旧対照表をお示ししておりますので、後ほどごらんください。

港湾課は以上であります。

○水間委員長 以上で説明が終わりました。質疑をどうぞ。

○外山三博委員 これは審査に入る最初に聞くべきだったと思うんですが、今度は骨格予算、6月に肉付けということで、骨格予算でも結構、事業が入っておるわけです。前年対比でいうと、175億ぐらい当初と比べると減額です。今度の予算と6月に出てくる予算の、個別にはいいんですが、考え方、どの分をここに入れて、6月にはどういうものが出てくるのか、そのところが大体わからないと、今度の予算に入っていないけれども、6月に出てくるのか、その辺のところがちよっとわからんから、少し説明をお願いします。

○成合管理課長 今回お願いしております平成23年度県土整備部の当初予算につきましても、骨格予算となっております。これは全庁的な考え方でございまして、県土整備部につきましては、特に公共事業予算が大きいものとなっておりますので、公共事業については年間所要額、これは昨年10月に予算編成方針というのが出ておりまして、予算編成方針に基づき算定しました額のおおむね8割程度、補助公共から災害復旧までのおおむね8割程度を計上させていた

だいております。ということになりますと、残り2割程度が、6月議会で予定されておりますけれども、肉付け予算ということになります。その割り振りでございますが、例えば災害復旧費で過年度の災害復旧事業、これはやはり年度当初から工事発注が必要でございますので、これは入れさせていただいております。そのほか、新規事業も含めまして、早急な対応を必要とする事業につきましては、その8割の中に入れてさせていただいているということになっておりまして、所要額をこの骨格予算で計上しまして、特に現在、建設産業も厳しい状況でございますので、県民生活に影響が生じないように措置をしているところでございます。

○外山三博委員 ということは、総体の8割を当初で入れて、そんなに急がないというか、後でもいいというものを単純に6月に持ってきたということで、知事の意味がどこにあるかということを念頭に置きながら当初に組んだとか、そういうことはないということですね。

○成合管理課長 先ほども申し上げましたように、全庁的な取り扱いとして総務部のほうで骨格8割ということなんですが、県土整備部におきましては、新しい知事が誕生されまして、行財政改革の素案が今議会で示されたようでございますけれども、例えばシーリングを今後どうしていくかという課題もございますので、6月の肉付け予算については2割ということなんですけれども、どこまで公共予算を復元するかというのは、新しい知事の考え方、あるいは行財政改革がどうなっていくかというのにかかってこようと存じます。

○外山三博委員 わかったようなわからんようなことですが、いいでしょう。

港湾課、384ページの港湾維持管理事業で2

億3,000万、毎年、宮崎港のヨットハーバーの入り口のしゅんせつをしておりますが、こういうしゅんせつ費もこの中には入っているんですか。

○野田港湾課長 港湾施設の維持補修に要する経費につきましては、補助事業の対象から外れる小規模な補修対象でございまして、その中で主に維持補修的なものがありまして、この中には管内の港湾、宮崎港ほか9港の小規模な補修等の予算を計上しているところでございます。

○外山三博委員 その中にしゅんせつ費用が含まれておるんですか。

○野田港湾課長 しゅんせつの内容についてもこの中に入っているところでございます。

○外山三博委員 毎年3,000万、4,000万、5,000万ぐらい、ヨットハーバーの入り口のしゅんせつをしてきましたね。宮崎港全体でのしゅんせつの費用は過去どのくらい出しておるんですか。

○野田港湾課長 マリーナの維持しゅんせつということによろしいのでしょうか。

○外山三博委員 宮崎港全体。

○野田港湾課長 宮崎港全体につきましては、今、直轄のしゅんせつをやっておりますが、港内側の維持しゅんせつはほとんどなされておられません。宮崎港の中で維持的なしゅんせつをやっているのは今のところマリーナ周辺のところだけでございまして、今、直轄のほうである程度、航路の拡幅のしゅんせつをやっているところでございますけれども、港内の維持しゅんせつは、ほぼ、ないような状況でございます。

○外山三博委員 ということは、マリーナのところだけが砂が堆積して、こっちの広いカーフェリーが着くほうは、ほとんどついていないということですか。

○野田港湾課長 港内側はある程度、水深的に

余裕があるものですから、少し砂がたまっても船の航行の支障にはなっていないということで、たまっていることはたまっておりますが、今のところ緊急に維持しゅんせつをやらないといけないという状況ではないということでございます。

○外山三博委員 参考までに、油津港と細島港のしゅんせつの費用というのは毎年出しておるんですか。余り出ていないんですか。

○野田港湾課長 重要港湾は、ほかに細島港、油津港でございますが、細島港、油津港におきましても、維持しゅんせつのところは出ておりません。今申し上げましたように、水深が深いところですので、そう出てきていないという状況で、むしろ維持しゅんせつが出てきているのは、地方港湾、小さい港で水深が浅いところ、もともと小型船対応の港あたりが埋まって船が通れないというところが多くございます。

○外山三博委員 ヨットハーバーのところは毎年しゅんせつをやってきたということは、海流とかいろんな条件があると思うんですが、なぜあそこだけたまるんですか。

○野田港湾課長 基本的には、大きく前に張り出している防波堤の影響が大きいかと思えます。北側の一ツ葉海岸の侵食された砂が北から南に寄ってくるわけですけれども、宮崎港近くなりますと、防波堤の陰になりまして、波の影響が出にくくなる。波の影響が出にくくなる場所に砂がたまってしまうという状況です。

○外山三博委員 当初の計画ではわからんことだったんでしょうが、しかし、毎年4,000~5,000万しゅんせつ費用が出てくるとするのは、大きな金額ですね。何か抜本的にたまらないような方策を検討するか、ヨットハーバーをどこかに移すか、そういうことも検討する必要

があると思うんですが、今の時点ではそういう検討には入っておられませんか。

○野田港湾課長 抜本的対策としましては、1本、防砂堤という突堤を近いところに出すという計画が既にございます。この実施につきまして、国土交通省の港湾局、それから地方整備局等とはずっと協議を進めておりますが、今、一ツ葉のほうの国が直轄でやられております侵食対策等の計画と絡めて港湾サイドの計画も考えるべきだということで、現在、一ツ葉のほうの状況を見ながら検討を進めているという状況でございます。

○外山三博委員 4,000～5,000万というのは捨て金ですね。どぶに捨てるようなものだから、早急に、急いで抜本的な計画を進めるべきだと思いますから、そのことだけ要請をしておきます。

○外山 衛委員 資料の13ページ、プレジャーボートの係留費のことなんですけれども、日南あたりは遊漁船が多くて、2つ意見があるんです。趣味でやっているんだから払うのは当然だ、車を買えば駐車料を払うんだからと理解をしているグループと、年配の方々、年金暮らしであったり、そういう方はちょっときついと。僕はどっちかという、前者のほうの理解をしているんですけれども、九州管内でもいいんですが、他県は既に実施しているんでしょうか。

○野田港湾課長 全国的なレベルでいきますと、全国に港が1,000港近くございまして、その中で、こういうプレジャーボート対策を進めているのが200港程度、2割程度という話を聞いております。九州の中では、長崎県、佐賀県、北九州あたりが既にプレジャーボート対策を進めてございまして、料金設定して使用料を取っているという状況でございます。

○外山 衛委員 3の「使用料についても、既にプレジャーボートの使用料を定めている漁港に準じる」と、これは漁協が徴収しているところがあるんですか。

○野田港湾課長 使用料につきましては、漁港のほうで書いておりますのは、都農漁港のことございまして、これにつきましては、昨年度から料金徴収をしております。その料金体系と今回の港湾の料金体系は一緒なわけございまして、基本的には県がお金を取るということございまして。利用者の申請とか、そういうものについての事務手続がちょっとありますので、事務手続については漁協のほうに県が委託していると。最終的にお金の徴収事務等は県がやるわけですけれども、一部事務委託を漁協にお願いしているということございまして。今後、こういう形でやっていく場合に、直営で港湾事務所がやるというのは、なかなか人員の関係で難しゅうございまして、漁協とか、あるいは任意の団体等に委託しながら、スムーズな使用料の徴収を進めていきたいと考えているところでございます。

○外山 衛委員 一部の方は、港湾事務所に問い合わせても、決まったことだからと言うぐらいのことしかないという不満もあるんです。僕も最初言ったように、2つの観点があって、しようがない、払うわ、我々は趣味で遊んでいるからという方々と、月に何千円、何万円とはいえ、払うのは厳しいと。この説得というか、話をするとき、どう言ったらいいのか、条例で決まったからやむを得ないだろうというのと——僕らも日南で挟まれているんです。つらいところなんですけれども。

○野田港湾課長 この料金体系につきましては、決めるに当たっては、各地区、当然、県南

地区も利用者等と協議を何回も重ねながら決めてきております。この料金については、九州各県あるいは全国の例と比べて、高くもないし、安くもないというか、中間ぐらいの金額にさせていただいております。別途規則を定めまして、利用場所が例えば波が入ってくるような場所、段差がある場所、使いにくい場所、そういう使う場所の状況に応じて低減措置をやっていきます。7段階ぐらいで、今、1メートル当たり上限が6,000円なんですけど、7段階で一番下は年間2,400円です。そういう形で安くして、利用者の皆さんから高いというお話は聞いておりますので、そういう低減措置の中で対応してまいりたいと。こういう低減措置をすればそんなに高くはないのかなという考えをしているところでございます。

○外山 衛委員 わかりました。

○新見委員 同じく13ページ、港湾課長にお聞きしたいんですけども、改正概要の(2)、表記の改訂ですけども、今、時代の流れとして漢字を仮名に変えるというのはよくあるんですけども、これは仮名を漢字に変えるという改正みたいですが、その背景的なものは何があったのか。港湾法に合わせるとなっていますけれども、背景的なものがわからぬので教えてください。

○野田港湾課長 背景は存じておりません。ただ、感覚的に申し上げますと、平仮名よりは漢字のほうが、見た感じがぱっと意味がわかるということではないかなというふうに思っています。そこまで私も承知しておりません。申しわけありません。

○太田委員 関連して、13ページのことではありますが、今説明のあった段階的に使用料を低減するという意味はわかりました。お聞きしたい

のは、改正の理由の1番にある「係留場所を指定して使用許可を行う」ということではありますが、具体的に言うと、延岡では係留施設を整備していただきまして、そこに移るように指導したりしてあると思います。不法に係留しているというのは、例えば延岡ではそういう施設はつくったんだけど、今でもなお不法に係留しているというようなところがあるんでしょうか。

○野田港湾課長 県北地区でプレジャーボート用に整備している係留施設というのは、2年ほど前につくった浦城湾の中の棧橋のみでございます。それ以外は、既存の港湾施設であり、あるいは漁港施設を勝手に使っているというような状況でございます。ですから、今度、勝手に使っているものを、きちんと使用許可を出しましょうと。あなたの船はここに泊めなさいという形で場所を指定して許可していきます。そのかわり、そこ以外は泊めてはいけませんよと。そこに泊めた場合はお金を取りますよという形で整理していくということでございます。不足している場合は、また新たな施設が必要になるかもしれませんが、延岡地区については五ヶ瀬川河口にたくさん船がありまして、プレジャーボートをどういうふうに配置していくのかという張りつけの作業中でございます。

○太田委員 作業中ということですから、改善の方向に向かってということだろうと思いますが、今、説明の中で、正規の係留施設につないだ場合はきちっと料金もいただきながら、そして県が施設じゃなくて係留場所を指定して、そこに行ってもらったらいんだよと、波の高いところもあるけどということで、指定した場所に係留してもらうのも当然、料金を取るわけですね。それ以外の、そこはだめなんだけどとい

うところに不法にというか、違法に係留している場合、その人たちからも罰金というか、使用料を取るという意味なんですか。県が指定した場所からはきちっと取っていただかないといけないと思うんですが、どうしようもなく泊めている人からも、それは違法ではあるんですが、取れているんですか。

○野田港湾課長 現在は、違法な場所とか、そういうところからはまだお金を取っていない状況でございまして、都農漁港や浦城湾では既に対策を打っておるわけですが、使用許可したところ以外は係留禁止にします。係留禁止区域、放置禁止区域といいます。禁止区域をかけて、許可したところしか泊められないと。禁止区域に泊めたものは強制的に撤去していくというような対策を進めるということになります。

○太田委員 要するに、違法であるということであればお金は取られないと思うんです。経過的に、正規なところに行ってくださいという努力はするということですね。わかりました。

○坂口委員 心配になるのが、スペースが十分あるかないかですね。スペースが十分あれば、最終的には罰則規定まで設けられるかなと思うんです。では、どこに泊めればいいんだとなったときの場所の確保ができていないかできていないかがちょっと心配なんです。そこらは。

○野田港湾課長 現在、県内で3,700隻ほどあるということで、昨年、国が全国調査を行った結果でありますと3,700隻ちょっとあるわけですが、その張りつけを全部やっていくわけです。港湾課と漁港課、あるいは河川課あたりで張りつけを考えているわけですが、まだ張りつけが検討中であるのは、やはり河口部、そういうところが足りないのではないかと考えているところです。

○坂口委員 それともう一つが、どの港も窮屈ですね。そこに予定していた船だまりだけで目いっぱいというところに、また新たにとなる。窮屈だから、さっき言われたように静穏度の問題とか、常識的にこの港は台風でもこれまでは耐え得るとか、この湾内で起こる波浪に対してもこれぐらいのこっち向きの風なら大丈夫だろうという常識の線があって、そこで漁協なりが指定して係船の仕方とかやるときに、本来なら安全であったはずのところ結構、損傷が出たりしていますね。そのときに漁協が、ここにこういう係留をやってくれとか、荒天時はこうやってくれというところまで責任を持つんでしようけれども、そこで起こった事故とかに対しての損害の補償のあり方とか、責任の度合いのあり方——使用料を取って係船させるとなると、そこらまでの整理が必要になってくると思うんです。なかなか難しい面があるんじゃないかと思うんですが、そこらはどうですか。

○野田港湾課長 基本的には、使用料の考え方としましては、その施設を使う使用の対価というふうに考えておりました。そこで事故が起きた場合等につきましては、損傷を受けたとかいうことについては、そこまでの補償は考えていないというところでございます。

○坂口委員 湾の中で船が、係留しているロープが切れてぶつかったとか、しっかり係留していたんだけど、思わぬ揺れで船と船がぶつかって割れたとか、結構トラブルはあるんです。そこらのところに対してだれかが責任を求められる。最終的に法的には、自然災害だとか不可抗力だということになるんでしようけれども、決着がつくまでに混乱が出てきそうな気がするんです。特に、漁協の組合なりに委託して、そこが場所決めまでやって、思わぬことが

起こったとき、そういうのはなかなか難しい点があるんじゃないかという気がするんですけども、どうですか。

○野田港湾課長 確かに、委員がおっしゃいましたように、そういうことも今後また出てくるんだらうと思います。そういう場合に、基本的にはその港で利用者の団体をつくっていただいて、そういう団体と県が調整をしていく、きちんと説明をしていくというようなことを考えている次第です。

○坂口委員 そういった想定できないこととか、思いがけないことに対しての責任のとり方と、相手に対しての責任の追及について、三者で試行的に協定書か何かつくっておかないと心配なような気がするんです。そこらのところはまた裏に法律というのがあるから難しいでしょうけれども、ぜひ研究していただいて、いい方向で進むように、これはお願いしておきます。

○西村委員 さっきの外山衛委員の話の中にも、遊びの船か、生計を立てるための船かということで大きく変わるんですが、議案27号に関連しまして、漁業者が高齢化しまして、年間漁獲量を超えない方が、漁船なんだけれども、プレジャーボート扱いされるというケースも出ておまして、私も幾つか相談を受けまして、農政水産部のほうと話をしたことがありました。漁船じゃない、プレジャーボートだと認められた場合、係留料が高くなるんです。年金の足しにというようなことでやっている場合もあります、それがプレジャーボートかということが非常に難しいと思うんですが、そこら辺、考慮に入っているのかも含めて教えていただけますか。

○野田港湾課長 まず、今おっしゃいましたけれども、漁船はプレジャーボートに入らないわ

けです。宮崎県でいえば、MZという承認をいただいで、それを船に張りつける。それが漁船登録になっているわけですけども、その船については、減免規定がありますので料金は徴収しない。組合をやめられた場合に、MZがついている限りはMZ扱いになるんだと思うんですが、MZ扱いになっていない、要するに組合員になっていない——年間何日間か漁をするという規定で組合員になるわけですけども、今おっしゃいましたように、それに満たないというものは、ある程度、生業をなす、生活をするための一つの生業をなしているという判断をしまして、これにつきましては、漁港課と相談しまして、今決めております料金よりもさらにまだ安い金額で対応するというようにしているところでございます。

○西村委員 まさしくその話で、その権利というか、組合員すらも追われているような、ちらほら相談を受けるんです。そこをまた考慮していただければと思います。

○蓬原委員 海は余り詳しくないので、的外れな質問になったら済みません。要するに、車に例えれば青空駐車対策ですね。今度、駐車場を指定するから、3,700隻の船はちゃんと割り振るので、しかるべき使用料を払って、ここに泊めなさいというわけでしょう。そのときに、車であれば駐車禁止区域、ここの指定というのは、県が指定する駐車場以外の青空駐車はだめという規制はこの条例の中に入れなくていいんですか。その規制がなければ、お金を払いたくない人は川のどこかに泊めるとか、青空駐車をやろうとするんじゃないんでしょうか。素朴な質問で済みません。お答えください。

○野田港湾課長 今おっしゃいました、放置禁止区域というわけですけども、駐車禁止じゃ

なくて、この用語で言いますと放置禁止区域ですが、これは港湾法という基本法にもうたわれておりますので、県のつくる条例の中には特段うたわなくていいということになっておりません。

○蓬原委員 法律の指定がこの条例のもっと大きいところであるということでしたね。ありがとうございました。

○新見委員 砂防課長にお伺いをしたいんですけども、歳出予算説明資料の378ページ、県単の砂防調査事業ということで5,660万、結構、金額的には大きいと思うんですが、砂防調査の具体的な、もうちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

○平田砂防課長 県単砂防調査費でございますが、新規事業を起こす場合の調査、そういった調査費でございます。説明はしておりませんでした。

○新見委員 先般ある方から相談を受けて、その方の近くに砂防ダムがあるんですけども、大量の土砂が堆積していて、ちょっと怖いと。土木事務所のほうに堆積土砂を除去して欲しいかという要望を出したところ、予算がないということで却下されたらしいんです。実際、現場を見たら、いざ大量の雨が降ったときに、砂防ダムの用をなさないんじゃないかというぐらい、素人目には堆積していたんですけども、そういった状況があるときに、専門家が見て、まだまだ土砂を除去しなくても耐え得るという判断をする専門的な調査もこれでやるのかなと思ったんです。要望の本来の目的は除去してもらいたいということだったんですけども、そういった場合、どういう取り扱いになるのか、お尋ねしたいと思います。

○平田砂防課長 事務所によっては、そういっ

たことに使える金でありますけれども——堆積土砂が危険であるかという判断の調査の事業を入れるための単費になると思うんですが、そういうために使うとなれば、こういった金も使えないことはありませんけれども、基本的には職員が現地調査——そういった感じで対応しているかと思います。砂防ダムは、満砂からある一定勾配までは砂防計画でありますから、一概に、満砂しているから危ないというものではないと思っております。

○太田委員 368ページ、河川課のダム管理施設の改良等に要する経費として3億6,000万ほど積んでありますけれども、その経費の内容について、堆積土砂とか、ああいったものなのか、ダム本体等の何かの改良なのか。

○小嶋ダム対策監 3億6,960万につきましては、まず、祝子ダムでございますが、今、堰堤改良事業をやっています。中身につきましては、ダムの管理設備の更新、テレメーター設備の更新、そういったものでございます。広渡ダムにつきましては、22年度が初年度でございます。具体的に申しますと、これにつきましても、ダムコンピューター施設の更新事業でございます。立花ダムにつきましても、22年度が初年度でございます。ダム施設の更新事業を計画してございます。

○太田委員 確認させてください。ダム本体のコンクリート部分とかいうことじゃなくて、管理しているテレメーターとかいう話も出ましたが、そういった機材等の費用としてこれがかかるということですか。

○小嶋ダム対策監 そのとおりでございます。ダム本体ではなくて、ダムに関する観測設備、そういった機器設備関係の更新でございます。

○太田委員 わかりました。それにしても、3

億6,000万というのは高いのかなと素人目には見えるんですが、内容が専門的なものであるということなんでしょうね。

○小嶋ダム対策監 そのとおりでございます。

○山下副委員長 河川課長にお伺いいたします。369ページ、昨年の丸谷川の件ですが、昨年大雨でかなり災害を受けて、改修費を出していただいたんだと思うんですが、発注はいつごろになりますか。

○野中河川課長 工事の分につきましては、大まかに、用地が必要でないものと用地が必要なものがありまして、用地が必要でないものにつきましては、3月中までにすべて発注することとしております。用地が必要なものにつきましては、現在、用地調査を進めておりまして、約100名の地権者がいらっしゃいますので、できれば一気に一括調印ぐらいのつもりで臨んでいただいて、調べば早急に後続の工事を出していきたいと考えておりますけれども、何分、相手がいらっしゃることですので、予定としては来年度になるということで考えております。

○山下副委員長 丸谷地区の人たちときのお会いしましたら、ハウスの人たちはかなり災害を受けられたんです。夏尾側や周辺の人たちが、丸谷川の上流域が災害で河川改修がどんどん進んでいきますと、かなり蛇行しているものを真っすぐ改修していくということですので、一挙に水が流れてきた場合に、丸谷川周辺の河川改修を急がないとまた災害が出るんじゃないかという不安がかなりあったものですから、発注時期をお聞きしたところなんです。できたら急いでほしいという思いです。

○野中河川課長 上流域に降灰等もあって、土石流、泥流の御心配があるかと思えます。先日、補正のときもいろいろ御指摘いただいたと

ころでございまして、現在、用地がまだ片づいていなくて発注がおくれているものにつきましては、きょう、地元の方々と土木事務所、支所と現地を立会して、早急な手だてができないかということで、基本的には掘削土砂を利用した土のうなどで人家を守るとか、こちらである程度の案はつくったんですけれども、やはり地元の御意見もあると思いますので、改めて現地で立ち会いながら、その整理をして早急な対策に努めたいと思っております。

○山下副委員長 もう一点お聞きしたいんですが、先ほど言われました灰の泥流が流れてくるだろうと思うんですが、ゆうべも雨がかなり降ったんだと思うんです。30何ミリ降ったということがけさ報道されていましたが、灰というのは重いものですから、河川に流れてくると堆積してくるだろうと思うんです。大淀川への堆積というのが非常に心配されるんですが、その辺の見解というのは何か持っておられますか。

○野中河川課長 泥流、土石流で治水上に支障が生じるのではないかとということでよろしいでしょうか。

○山下副委員長 河川は大淀川に流れてくるんです。高城方面も異常に雨が降ったときに浸水の被害がかなり今までもあったんですが、そのことが懸念されるものですから——支川から本川に流れてくる、その河川という中で今回の降灰でさらなる被害というのが出るような心配をされるものですから、その見解をお持ちでしょうかということなんです。

○野中河川課長 おっしゃる意味がわかりましたが、先日もお話ししましたように、事前に治水上支障があると考えられるところにつきましては、土石流が発生する区域で既に工事に着手

してありまして、けさで8割ぐらいの進捗率ということで事務所から報告を受けております。それ以外に、今後、土石流が発生してさらに治水支障があると考えられる状況に達しましたら、改めまして、その都度、工事は実施していきたいと考えております。

○山下副委員長 よろしく申し上げます。

○水間委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 以上で河川課、砂防課、港湾課の審査を終了します。

昼食のため暫時休憩し、1時より再開したいと思います。

午前11時56分休憩

午後1時1分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

次に、第3グループという形になりますが、都市計画課、建築住宅課、営繕課、高速道対策局の審査を行います。都市計画課長から順次説明をお願いします。

○井上都市計画課長 都市計画課であります。

当課の平成23年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、391ページをお開きください。当課の当初予算額は27億9,080万6,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。393ページをお開きください。(事項)下水道県過疎代行業業費2,675万円であります。これは、県が財政力や技術力等が十分でない過疎市町村にかわって下水道の根幹的施設の建設を行う事業に要する経費であります。23年度は、22年度に引き続きまして、旧北郷町の幹線管渠の整備を行うこととしております。

次に、394ページをお開きください。(事項)暮らしやすい都市圏をつくる交通推進事業費182万4,000円であります。この事業につきましても、後ほど委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

次に、(事項)住みよいふるさと広告景観づくり事業費3,342万5,000円あります。これは、監視員による取り締まりなどにより屋外広告物の表示に規制を行い、風致を維持することによりまして、住みよいふるさと宮崎にふさわしい良好な景観づくりを推進する事業に要する経費であります。

続きまして、395ページをごらんください。

(事項)㊦広域圏まちづくり実行プログラム策定事業費700万円あります。この事業につきましても、後ほど委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

次に、(事項)地方道路交付金事業費15億5,566万5,000円あります。これは、国からの交付金を受けまして、都市計画道路の整備を行う事業に要する経費であります。

続きまして、396ページをお開きください。

(事項)公共都市公園事業費2億2,566万円あります。これは、大規模災害時の活動拠点の一つとして県総合運動公園を活用するために、既存施設の耐震化や屋根の改修等を行う事業に要する経費であります。

続きまして、委員会資料の21ページをお開きいただきたいと思います。㊦広域圏まちづくり実行プログラム策定事業について御説明いたします。

まず、1の事業の目的についてであります。この事業は、県が作成する都市計画区域マスタープランの方針に基づきまして、広域的な観点から、市町村が取り組むべき具体的施策とその

考え方を示した実行プログラムを策定することによりまして、市町村マスタープランの策定を支援するものであります。次に、2の事業の概要でございますが、予算額は700万円を計上しております。事業期間は平成23年度から平成25年度まででございます。事業内容でございますが、現在の本県を取り巻く状況といたしまして、県内では、市町村合併あるいは東九州自動車道を初めとする基盤整備の進捗などによりまして、生活圏や経済圏などが大きく変化をしております。また、人口減少、超高齢社会などを背景といたしまして、拡散した都市のあり方から、地域の実情に配慮した集約型の都市づくりに転換することが求められております。このため、現在、都市計画区域マスタープランの改定作業を行っておりまして、その方針でございますコンパクトな都市づくりを推進するため、土地利用、市町村合併、都市交通などの課題に対する具体的な施策を実行プログラムにより示すことにしております。このことによりまして、市町村が都市計画区域マスタープランに即して策定する市町村マスタープランの策定を支援するものであります。

次に、22ページをお開きください。（事項）暮らしやすい都市圏をつくる交通推進事業費について御説明いたします。

まず、1の事業の目的についてであります。この事業は、宮崎都市圏総合交通戦略で定めました自動車交通の緩和、公共交通機関の利用促進、及び市街地における人中心の交通環境の形成を図るため、鉄道やバスの利用促進への県民の意識啓発や各事業の進捗管理を行うことによりまして、暮らしやすい、環境負荷の少ない都市圏をつくることを目的としております。次に、2の事業の概要でございますが、予算額

は182万4,000円を計上しております。事業期間は平成21年度から平成25年度まででございます。事業内容でございますが、①として、鉄道・バス利用促進のための意識啓発、②といたしまして、関係する各事業の進捗管理を行うこととしております。

都市計画課は以上でございます。

○川崎建築住宅課長 建築住宅課であります。

当課の平成23年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の397ページ、建築住宅課をお開きください。当課の当初予算額は23億1万9,000円でございます。

以下、主なものを御説明いたします。399ページをお開きください。（事項）建築確認指導費4,125万9,000円であります。これは、建築物の建築確認、許可及び検査などに要する経費であります。400ページをお開きください。説明欄3の建築確認審査強化事業におきまして、59件の構造計算適合性判定を予定しております。

次に、（事項）建築物防災対策費441万2,000円であります。これは、地震やがけ崩れなどによる建築物の被災を未然に防止するための対策などに要する経費で、建築物防災展の開催や耐震相談窓口の設置など、耐震改修の促進を図るための意識啓発や情報提供を予定しております。

次に、（事項）県営住宅管理費10億728万2,000円であります。これは、401ページになりますが、県営住宅約9,000戸の管理に要する経費で、入居者募集や修繕に要する経費及び指定管理者に対する委託料などであります。

次に、（事項）公共県営住宅建設事業費9億9,790万3,000円であります。これは、県営住宅の整備に要する経費で、新たに宮崎市の平

和ヶ丘団地1号棟の建設に着手するほか、既存住棟の外壁改善や給水設備の改善、公共下水道接続工事などを予定しております。

次に、（事項）公共優良賃貸住宅供給促進費3,928万2,000円であります。これは、民間の土地所有者などが建設します高齢者向けの優良な賃貸住宅の建設などに対する助成に要する経費で、24戸の建設助成などを予定しております。

次に、（事項）住まいづくり対策費635万7,000円であります。402ページになりますが、これは、良質な住まいづくりなど、住まいに関する総合的な情報の提供などに要する経費で、住宅に関する常設相談窓口の設置や、インターネットを活用した住情報の提供などを予定しております。

次に、（事項）宮崎県住生活基本計画改訂事業費730万8,000円であります。これは、住生活の安定向上に関する施策の指針となる計画の策定に要する経費で、平成18年度に住生活基本法に基づき作成しました計画の見直し、改訂を予定しております。

次に、委員会資料の23ページをお開きください。ゼロ予算施策「住宅管理業務の機会等を活用した、職員と入居者との協働による県営住宅の単身高齢者等に対する見守り」についてであります。

1の概要であります。県営住宅においても、高齢化の進展などに伴いまして単身の高齢者が増加していることから、職員などが自治会や民生委員などと連携・協働しながら、地域の見守り活動の輪に参加していくものであります。3の見守り活動ネットワーク図をごらんください。現在、社会福祉協議会などが自治会や民生委員の方の協力を得まして、単身高齢者な

どに対する見守り活動を行っているところでございますが、こうした地域の見守り活動を充実強化するために、見守りを希望する単身高齢者などについて、土木事務所の職員である住宅管理員が定期的に訪問や電話などにより安否確認を行うとともに、入居者から選任いたします住宅管理人にも協力をお願いするものでございます。このほか、指定管理者につきましても、同様の見守りを実施することとしております。次に、2の効果についてでございますが、こうした見守り活動を充実強化することで、地域のきずなが強まり、高齢者などが住みなれた地域で安心して住み続けられる安心・安全なくらしづくりの実現に寄与し得るものと考えております。

続きまして、委員会資料の24ページをごらんください。議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由であります。建築士法が改正されまして、建築士事務所が設計や工事監理の契約を交わす際に、説明を行います建築士は免許証を提示するように義務づけられました。このため県では、昨年、免許証を携帯型に変更、いわゆるカード化するため、県の規則の改正を行ったところでございます。カード化することにより免許証の作成費用が増加しますことから、増額改定を行うとともに、これまで徴収しておりませんでした免許証の書きかえ交付や再交付につきましても、応分の負担をしていただくよう、手数料の新設をするものでございます。また、今回新設した手数料に係る事務につきましても、知事が指定する機関において実施できることとなっておりますため、知事が指定を行った場合には、申請者がこれらの事務

に係る手数料を指定機関に対して納めることができるよう、所要の改正を行うものであります。次に、2の改正の内容でありますが、

(1) にありますとおり、二級建築士及び木造建築士の免許申請手数料の改定と、(2) と(3) にありますとおり、二級建築士及び木造建築士の免許証の書きかえ交付手数料及び再交付手数料の新設を行うものであります。また、(4) にありますとおり、新設しました手数料に係る事務について、知事が機関を指定した場合に、その手数料を当該指定機関に納めさせるようにするための改正を行うものであります。次に、3の施行期日につきましては、平成23年4月1日としております。

なお、25ページから28ページまでの新旧対照表につきましては、説明は省略させていただきます。

建築住宅課は以上であります。

○伊藤営繕課長 営繕課であります。

当課の平成23年度当初予算について説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の403ページ、営繕課をお開きください。当課の当初予算額は7億6,267万8,000円であります。

以下、主なものを説明いたします。405ページをお開きください。(事項) 庁舎公舎等管理費2億1,550万円であります。これは、庁舎公舎等の維持補修に要する経費であります。

次に、(事項) 電気機械管理費2億4,296万5,000円であります。これは、庁舎等の冷暖房設備や昇降機設備等の保守点検や修繕工事など、機械、電気設備の維持管理に要する経費であります。

次に、(事項) 電話設備等管理費1,125万円あります。これは、庁舎等の電話交換設備の保

守点検や修繕工事など、電話設備の維持管理に要する経費であります。

営繕課は以上であります。

○渡辺高速道対策局長 高速道対策局でございます。

当局の平成23年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の407ページの高速道対策局をお開きください。当局の当初予算額は23億8,432万4,000円でございます。

以下、主なものを御説明します。409ページをごらんください。まず、(事項) 高速道路網整備促進費314万5,000円です。これは、高速道路網の早期実現に向けまして、関係県、市町村、各種団体と連携して行う建設促進大会や、政府、国、関係機関等への要望活動に要する費用でございます。

(事項) 東九州自動車道用地対策費3,091万2,000円でございます。これは、東九州自動車道にかかわりまして、県が西日本高速道路株式会社から受託する用地取得事務に要する費用でございます。

続きまして、410ページの(事項) 直轄高速自動車国道事業負担金19億3,200万円でございます。これは、東九州自動車道に関しまして、国が実施しております東九州自動車道に関する整備の新直轄事業に係る県負担金でございます。

高速道対策局については以上でございます。

○水間委員長 関係4課の執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○西村委員 高速道対策局長の説明で、用地対策費が今のところ3,000万程度計上されておりますが、昨年と比べて約3分の1の計画です。これは今後、補正等でふえる予定があるのか、今年度はこのぐらいしか用地買収の進捗はないの

か、教えていただければと思います。

○渡辺高速道対策局長 基本的には、東九州道の西日本高速道路株式会社がやっている区間です。あと用地が残っているのは日向一都農間だけになります。1月の末ぐらいに新聞報道等あったかと思うんですけども、92%終わっている、あと8%ほどということで、残りの多くは事業認定、そういうものに係る最後の詰めの費用になります。相当ピークから下がってきているということで、そういう面で金額は相当減っております。^{*}骨格予算でもありますので、これが全額ではありませんが、これプラス2割ぐらいの上乗せは途中でお願いすることになりますけれども、基本的には、今申し上げたとおり、それでも事務としては最後の最後ということで、減ることになります。

○西村委員 わかりました。ありがとうございます。

○太田委員 都市計画課の394ページ、住みよいふるさと広告景観づくり事業費、この中で2番目に屋外広告物監視員費として2,900万ほど入れていますけれども、内容的には人件費というか、そんなものなんですか。もし人件費であれば何人分ぐらいとかわかりましたら。

○井上都市計画課長 これは人件費で、人数は19名です。

○太田委員 妥当なところであるわけですね。そして、屋外広告物を監視するというのは、宮崎市とか都城市、全県下に19名をそれぞれ配置するというのでいいんですね。

○井上都市計画課長 県下全域なんですけど、宮崎市だけは独自に屋外広告物の監視体制を持っておりますので、宮崎市を除く10土木事務所、西臼杵支庁です。

○太田委員 わかりました。

資料の23ページのゼロ予算の関係ですが、単身高齢者等に対する見守りであります。いい制度ではないかというふうに思いますが、理解するために質問いたします。住宅管理員、住宅管理人という2つの言葉の違いでもって説明してあるんですが、下の表を見ると、管理人は入居者の中から選んでということになります。管理員のほうは非常勤職員とありますが、ゼロ予算でありますから、非常勤職員は、全く費用は要らないというふうに理解していいのでしょうか。非常勤職員の人たちはどういう人になるのか、その関係を。

○井上都市計画課長 住宅管理員というのはもともと土木事務所の長が任命する非常勤職員ですが、住宅管理業務、家賃徴収とか、職員の補助業務を行うために非常勤職員として働いていただいている方々でありまして、各出先に1名程度おられるところです。一方、住宅管理人の場合には、入居者の中から、土木事務所からの伝達事項、あるいは入居者からのいろんな修繕に関するお願い事とかございますので、そうした連絡業務ということをやっていただく方々でございます。ゼロ予算ということで、住宅管理員につきましても、業務が一応決められておりますから、その中に一つ見守りをつけ加えるという意味でございます。住宅管理人も、そういったパイプ役ですから、住宅管理人にも協力していただいて見守っていただくかなということで、新たに見守りのために専任の方を雇用するという形じゃないものですから、ゼロ予算ということで来年度からやろうということで考えております。

○太田委員 わかりました。見守りというのは大変重要なことですから、こういう形でうまく

※114ページに訂正発言あり

いくといいなと思っております。

それから、24ページの使用料・手数料の一部を改正する条例についてでありますけれども、二級建築士等の免許証を携帯型に変更することになったということで、それぞれ手数料の改定を図るということですが、(1)の1万8,000円から1万9,200円に引き上げたその根拠と申しますか、(2)、(3)についても5,900円程度ですが——基準的なものがあるってこうせざるを得なかったという、何かその辺の基準の説明はできますか。

○川崎建築住宅課長 これまではA4サイズの紙でありました関係で、手数料としましては、受け付け業務、審査業務、印刷費、そういったものが必要になってくるわけでございます。今回、提示するというので携帯型にしなきゃいけないということで、免許証みたいなラミネート加工、そういったものが必要になってまいりまして、その分にかかる費用をお願いしたいということでございます。書きかえ交付手数料や再交付手数料というのがあるんですが、実は今まで費用を取っていなかったということでありまして、今回ラミネート加工までするようになりましたので金額がかさむものですから、この際、応分の負担をしていただくということで、今回こうやって手数料を新設するものがございます。

○太田委員 応分の負担ということであれば、基準とかなかなか難しいと思っておりますけれども、こういうところまではお願いしたいということであるわけですね。理解をいたします。

○渡辺高速道対策局長 先ほどの西村委員の答弁で一部訂正です。骨格予算で8割と言いましたが、これに関しては全額ということで、これで予定しております。

○水間委員長 ほかにありませんか。

なければ総括に移りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、都市計画課、建築住宅課、営繕課、高速道対策局の審査を終わりにまして、総括質疑に移ります。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時31分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

3グループに分けての各課の説明及び質疑はすべて終了いたしました。これより総括質疑を行います。県土整備部の当初予算関連議案全般についての質疑はありませんか。

○外山三博委員 さっきもちょっと質疑したんですが、港湾課にたびたびで申しわけないんですが、さっきも話をしたように、あそこに土砂が堆積してしゅんせつをしますね。そうすると、あそこに入るクルーザー、ヨット等、何でも入れるというふうにはいかないと思うんです。その辺の制限はしているんですか。

○野田港湾課長 マリーナに入る船につきましては、契約をしているオーナー艇、いわゆる地元の方々については、台風等で航路が埋塞したとき以外は航行ができるようになっているわけです。それ以外に、契約をしていない、臨時的に入るビジター艇と言われる船があるんですが、全国各地から、例えば南に向かう途中に寄るとか、そういう船があるわけですが、それについては、いつ埋塞するかわからないというところもございまして、マリーナを使うまでには至っていない状況でございます。

○外山三博委員 マリーナをつくる時、宮崎

の観光という視点から、全国から大きなクルーザー一等が、ヨットが来てくれればいいというふれ込みもありましたね。宮崎マリーナのホームページを見てみると、そういう制限は一切ないんです。会員以外でも随時入れるというふうになっています。ホームページの中にどこか制限の箇所があるのかな。よそから来るクルーザー等に対するホームページ上の記述がないと迷惑をかけるんです。どうでしょう、今、県のホームページ。

○野田港湾課長 臨海公園の出しているホームページでは、ちょっと確認しておりませんが、ビジター艇の入港を禁止しているというふうに承知しているところでございます。

○外山三博委員 私は昼休みに見てみたんです。ところが、管理者は公園協会になっているんです。今も公園協会ですか。違うでしょう。

○野田港湾課長 以前は公園協会でしたが、今は別の指定管理者になっております。

○外山三博委員 それを見ても、いつ書きかえたかわからんけれども、公園協会時代のものから書きかえていないから、入ってくる制限もこうですよというのがない。私はずっと見ていったけれども、インターネットにそういう項目がないんです。もう一回調べてきちっと対応をしないと、迷惑をかけると思いますので、そのことだけ言っておきます。

○野田港湾課長 もう一回確認をさせていただきます。ビジター艇の入港に関しましては、毎日、別途見張り人を配置しまして、いつ入ってくるかわからないということで、入ってきた場合には本港のほうに誘導しているというような状況でございます。

○外山三博委員 ヨット、クルーザー等は特殊な機能でしょう。マリーナの中にそういうもの

を修復する場所というか、工場、そういうものまで設置したんです。本港のほうに誘導すればいいというものじゃないと思うんです。その辺はきちっと対応をしないといけないなと思ったものですから。以上です。

○水間委員長 ほかにございませんか。なければその他ということになりますが、ございませんか。

○太田委員 土地問題なんですけれども、かつて日向のほうでしたか、小学校の運動場に植栽したということで、土地問題で権利がかみ合わなかった例があります。県の持つておる県有財産の中で、県民との間で権利の主張が食い違うというか、それはおれのものだということで係争中のもの、そういったものは現在あるんでしょうか。

○服部用地対策課長 道路、河川等、公共事業のために用地を取得している土地で、今、係争しているというところは聞いておりません。

○満留道路保全課長 宮崎土木管内の269号線で、道路敷ではないんですけれども、道路に隣接した里道の所有が、里道ではなくて民地だということで地元の方と係争と申しますか、主張が異なるという事案はございます。直接の道路敷ではございませんけれども、里道です。そういう事例はございます。

○太田委員 字図の関係で、これは戦争の影響で焼失したとか、いろいろあって、字図不明のところがあったりして、そういったところに県道なりを敷こうとしたときに、基本的には字図不明のところは公共的なものを通すわけにはいけないのが常識だろうと思うんですが、公共の財産の中で登記が正確にされていない、そんな現状もありますか。

○服部用地対策課長 道路、河川等、公共事業

用地として取得した中で、いわゆる未登記となっている土地というのはございます。その中で、今おっしゃいますように、字図の混乱地、あるいは多数相続、あるいは共有地ということで登記事務がなかなか進まないというケースがございます。そういったケースにつきましては、専門の公嘱協会というのがございますので、そちらのほうに委託して登記事務を進めているという状況でございます。

○太田委員 県の何らかの財産が現実としてはあるんだけど、登記上は、いろんな問題があって、きちっとまだなされていないという理解でいいわけですね。公のものだから、当然、登記まで完了しておるんだろと思うんですけど、今までの経過の中で、登記まできちっといかなかった例というのはあるわけですね。あるというふうに言われたから、そうですが——今後、そういう場合も想定されるのかどうか、常識的には、登記まできちっと完了されて、お互いの印鑑が押されてなされるべきものだと思うものだから、今後はあり得ないことなのか、今後もまた生じることがあり得ると言われているのか、どうでしょうか。

○服部用地対策課長 今申し上げたのは、過去20年ぐらい前のものが非常に多いわけがございますけれども、今は、そういった未登記というのがなるべく生じないようにということで、登記が完了してから土地代金を払うということでやっております。ただ、土地改良法とか、換地処分というのもございます。そういったものに当たるものについては、一定期間、登記の手続はできないということがございますので、数年、未登記というのが発生しますけれども、いずれ登記が完了するということがございますので、原則として未登記が生じないような取り扱

いをしているというところがございます。

○太田委員 わかりました。

もう一つ、うちの鳥飼代表の代表質問の中でもあったんですが、入札制度については知事からも答弁もいただいておりますし、口蹄疫なり鳥インフルエンザ等の中でも、建築土木業等に従事する人たちがある程度いないと大変ではないかということも言われたわけですが、今後、入札制度等について検討していくといいますか、雇用という面からも何らかの改善を図っていくというような、何かそういった検討される状況はあるのでしょうか。

○成合管理課長 入札制度の今後のあり方でございますが、本会議でも入札制度のあり方について御質問をいただいて、知事、部長がお答えしたとおりでございますけれども、まず、これまでの改革というのがございまして、基本的にはこの改革を踏まえながらやっていくということになります。委員の御意見のとおり、公共事業予算が非常に削減されてきております。そういった中で、一般競争の拡大や景気の悪化等もございまして、本県の主要産業であります建設産業が大変厳しい状況にございます。県といたしましても、今度の鳥インフルエンザの対策、新燃岳の対策の緊急対応などにもございますように、やはり地域ごとに、地域の社会資本整備を支える、あるいは災害時の応急対応、そういったものを支える業者がいらっしゃるというのは、住民にとっても非常に重要でございます。そういった観点から、知事のほうも答弁させていただきましたように、これまでの改革を踏まえつつ、厳しい状況の中でどういったあり方がいいのかということは、制度の検証をしながら、制度の改善なり見直しを当然図っていくことになろうと考えているところがございます。

す。

○水間委員長 ほかにありませんか。

○外山三博委員 青島の再開発の件で、この前、商工観光労働部のほうに聞いたところ、植物園と国民宿舎跡地、参道の南側の県有地については、都市計画課の所管ということだから、こっちに聞いてほしいということだったものですからお聞きをします。去年、おととしから、宮崎市が活性化基本計画をつくってやっておりますが、最近、市のほうから県有地の利用についての相談、申し入れ、そういうものはありますか。

○井上都市計画課長 市のほうから、国民宿舎跡地については引き続き利用させてほしいということで申し入れは来ております。たしか報道によると、来年度、調査費を入れて、具体的な計画を練りたいというようなことなんですが、まだ具体的な相談といえますか、協議を受けていない段階なものですから、それ以上のことはこちらで把握できていない状態です。

○外山三博委員 市のほうは数年前から計画を進めてきて、橘ホテル跡地の解体を先行させて、一応解体しました。ところが、あそこにつくる予定のものがこちらの県有施設の植物園の中に入れるものとダブるものがあるから、少し見直してというようなことで計画を見直して、県のほうにもそういう相談をしようということのようなんですが、市から具体的に相談があったときに、市のほうにこれを貸してしまうか、売ってしまうか、それとも県が参画して一緒に計画を進めていくか、そういう議論は県の中では今のところないんですか。

○井上都市計画課長 今、委員がおっしゃられた3番目の話、今の使い方——青島亜熱帯植物園と国民宿舎跡地については、以前、無償譲渡

という話もありましたけれども、それはないという前提でこれから協議をしていきたいと思いますという話し合いは持っております。

○外山三博委員 その際、無償譲渡は難しいという話も私はしておるんですが、国民宿舎跡地は今、無償で貸与しているのかな。貸与の場合、周辺の土地の貸与と比べて高いか安いかなというのがあるんでしょうが、これは議会の案件になるんですか。

○井上都市計画課長 これは財産管理のほうとの協議をしながら進めているんですが、公的な使い方をする場合にあっては無償貸与が可能だというふうに聞いております。その場合には議会の承認はなくて可能だというふうに聞いております。

○外山三博委員 ということは、市が借りて、それを場合によっては民間に貸すということもあり得ます。第三セクターを含めて、そういうこともひっくるめて、議会案件であればそのときに議論すればいいんですけれども、議会案件じゃない、県の知事の判断で決められるということになれば、事前に我々もそういう計画を知った上でいろいろ意見も言いたいし、もう一度その辺を精査されて、また教えてください。

○水間委員長 私のほうからお尋ねをしますが、県単の舗装補修費が件数で出ておりまして、宮崎県はトラックの重量制限という形では何か規制をやっているんですか。

○満留道路保全課長 道路は、車が通行する際に重量の規制というのがありまして、例えば軸重で10トンとか——わかりやすく言うと、20トンの車だったら基本的には何の許可もなくいいというのがございます。ある一定の規格を満足した道路だったら25トンまでは届けが不要とか、あるいはそれ以上のものでも個別に審査を

した上で認めているというような状況でございます。

○水間委員長 県単補修で宮崎市ほか214路線、骨格予算ですから、こういう補修や打ちかえは非常な件数だろうと思うんです。このうちの何%なのか、そこまで聞きませんが、こう言うと、営業にも影響が出てくるのかもしれませんが、林業県でもあるし、また畜産県でもある、そういう意味で、トラックは道路のわだちが激しい、だから、打ちかえ、補修が大変だろうと思うんです。そこあたりの苦情とか、その件数も勘案した予算要求だろうと思うんですが、全体的にどのくらいの件数があるものですか。

○満留道路保全課長 発注の件数というのは、申しわけございませんが、手元にはございませんが、一般的な補修の考え方というのは、老朽化というのが一つのバロメーターになるんですけども、路面のひび割れ、道路の進行方向や横断方向に対するでこぼこ、今、委員長がおっしゃったようなわだち、この3つの要素と、先日も御質問がありました振動対策、後は現場での緊急度合いあるいは大型車の交通量、そういうのを勘案して決めております。舗装の場合、一番影響するのは、重量制限の車が舗装に非常に悪さをすると——橋梁も含めてですけども、たしか重さの4乗か5乗で悪さが効いてきます。例えば、10トンの車が1台通ると、20トンの車が1台通るのは、重量は2倍なんですけれども、4乗か5乗ぐらいで舗装に影響があるということで——私ども舗装補修する際には、法令を守っていただくということを前提にやっておりますので、過積載とかがございまして、舗装とか構造物に影響を与えます。そのあたりは道路利用者の方の法令遵守の意識に期待しながら、舗装補修に努めているところでござ

います。

○水間委員長 それはまた県警の問題になるんでしょうけれども、重量制限の取り締まりとか、宮崎県でやっていることはあるんですか。

○満留道路保全課長 私ども道路管理者のほうでは具体的にはやっておりません。

○水間委員長 最後になりますが、先ほどもお話がありました今議会の代表質問、一般質問を含めて、入札制度の改革の問題、口蹄疫からの再生・復興を早くしなきゃならない、こういう中で、鳥インフルエンザあるいは新燃岳の問題、そういういいながら、緊急雇用という問題、早く雇用する——今回もまた事業としては建設産業の育成もやりたい、いろんな問題をやらなきゃならない。雇用もたくさん確保する。一番基本は、やっぱり景気が回復しなきゃ雇用につながらないという気がするんです。そういう意味では、県土整備部という、部としては建設産業を抱えた、あるいは商工観光労働部もそうですが、景気回復をする一番のバロメーターという、ここに元気が出ると県勢発展につながるだろうと思います。そういう意味では、県土整備部一丸となって23年度を頑張っていたいただきたいと思うんです。私も個人的にきょうが最後の委員長の仕事で、これで引退をしますけれども、皆さんにお願いは、県土整備部がますます元気を出していただいて、素早い発展につながるようお願いをしたいと思います。できれば部長から一言でもいただくとありがたいんですが。

○児玉県土整備部長 最後かもしれませんが、お礼を含めて発言させていただきたいと思いますが、1年間、県土整備行政の推進に対しまして、さまざまな御指導、御助言をいただいたところでございます。至らない私どもの説明

に對しまして、温かく御指導いただいたところでありまして、厚くお礼申し上げたいと思ひます。

口蹄疫の發生に始まりまして、都城地区での水害の發生、ことしに入りましては、鳥インフルエンザ、新燃岳と、大変な狀況が続いた1年であつたかと思つておりますが、一方で、東九州自動車道の部分的な開通や、細島港の大型岸壁が一部新規着手することになった、そういった少しずつではありますけれども、事業も着実に進展しているのかなと考えておるところでございます。

今後、新燃岳等、危機事象に速やかに対処することはもちろんでございますけれども、我々の本来取り組むべき役割というのは、社会資本のしっかりした整備、それからまたしっかり管理していくということだと思つております。そしてまた、きょうもいろいろ御意見いただきましたけれども、建設産業をいかに振興していくかというのが我々の大きな務めだと思つております。予算を確保するのが一番早道かもしれませんが……。なかなか厳しい狀況でありますけれども、そういったこと等を含めまして、今後またしっかり取り組んでいきたいと思つております。この1年間いただきました御指導の趣旨も踏まえながら、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます、今後とも、さまざまな形で御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。本当にお世話になりました。

○蓬原委員 1点だけ提案というか、お願いというか、坂口委員からもさつき少しあつたんですけれども、言おうと思つていましたら最後の締めのごあいさつになつたものですから、大変やりづらくなつたんですが、火山灰の処理のこ

となんです。工業センターの所長にもお話ししたんですが、今、都城市、三股町、高原町、いづれ小林市もでしょうが、火山灰の処理には大変苦慮しております。まだこの活動が続くのではないかという見通しもあるようでございます。とりあへずは今、落ちついていきますけれども、処理場、捨て場がどんどんなくなっていくというような狀況の中で、ほんのわずかませてブロックをつくったり、釉薬にしたり、コンクリートの2次製品みたいなのがつくれないとか、多少の明るいニュースみたいなものはあります。けれども、大口に新たな資源として活用できないか、皆さんすばらしい頭腦の持ち主の方がいらっしゃるわけですから、専門でもありますから——例えば道路の重量の話も出ましたけれども、お相撲さんの土俵というのは発泡スチロールです。以前、坂口委員からもちょっと聞いたんですけれども、県道なんかの下に発泡スチロールを敷いてつくっているところもあります。素人的に考えると、発泡スチロールで道路をつくるのかと不思議な気がするんですけれども——都城北諸方面だけかかもしれませんが、路盤工というのか、シラスを敷いていますね。シラスと火山灰というのは、長年たつて変成していったんでしょうから、違うんでしょうけれども、発泡スチロール云々のことを考えると、例えば下のほうの路盤のところに火山灰を使えないのか。山林なんかの土砂流出のところには杉でつくつたものを使つたりしています。これは数年で腐ります。まぜることによってコンクリートの少しでも固まるのであれば、木よりも長くもてるはずだし、さつき、土のうという言葉も出てきましたけれども、土のう的なものに、外枠だけつくつて中に詰め込んでできないとか、土木工事的なところに大口で使えるも

のが発明というか、発見というか、できると、非常にいいんだがなという気がしています。そういうところを絶えず考えていただいて、我々も情報収集をいろんなところで、いろんな大学の先生方にお会いしながらやりますけれども、やっていただくとなという、実際困っていますから、ということですが、もしあれば何かお答えください。

○児玉県土整備部長 火山灰をどう処理するかというのは大きな課題だと思っていまして、今、あらゆる方面で検討しております。例えば、極端な言い方をしますと、火山灰は最終的には海まで流れていきますから、海岸の養浜といって砂を今、入れているんですが、そういったものに使えないかとか、今いろいろお話いただきましたように、道路の盛り土材、あるいは砂防堰堤、これは極端ですが、側だけコンクリートでつくって中に詰めるとか、あらゆる方策を検討しています。私どもの組織の中に建設技術センターというのがありますので、そういったところで火山灰の成分の調査とか、どういったものに使えるか、そういったことの調査、あるいは生コン組合がありますから、コンクリートとして使えないかとか、そういった可能性の調査、そういったことを含めて今まだ検討している段階でございます。当面使えるものとしては、お話しいただきましたような大型土のうに火山灰を詰めまして、それを例えば川がはんらんしそうなところにとりあえず仮設として並べて当面の対応をするとか、そういったことも含めていろいろやっております。三宅島では、ガラス製品か何かに使って好評ということで、今では灰が足りないぐらいだという話も聞いているんですが、そういったことにまで使えるようなものになるといいなと思っております。我々

も考えますし、また民間のほうでもいろいろ検討していただいておりますので、我々としても積極的に使える方向で検討していきたいと考えております。

○蓬原委員 よろしく申し上げます。我々も考えます。

○坂口委員 水道とか管工事の掘削した後の戻し、あれなんかは基準が、砂利を入れるとなると、0.4ミリ以上となるでしょう。ところが、振動でも何でも、あれは小さいほうがいいんです。全国を掘ればかなりな量を覆土していくと思うんです。pH5.5ぐらいだというから、カライモでも何でも作物が育つpHなんです。もしそこらが、今言われたのが早急に使えるなら、そんなのだけでも徐々に道をあけていただきたい。

○水間委員長 それでは、以上で県土整備部を終了いたしたいと思えます。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時11分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

採決については委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、9日（水）、時刻は13時30分といたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 ないようであります。

それでは、本委員会に審査を付託されました

案件についてはすべて議了いたしました。委員の皆さん、1年間でしたが、ありがとうございました。

午後2時11分散会

平成23年3月9日（水曜日）

午後1時29分再開

出席委員（9人）

委員	長	水間	篤典
副委員	長	山下	博三
委員		外山	三博
委員		蓬原	正三
委員		外山	衛
委員		西村	賢
委員		太田	清海
委員		新見	昌安
委員		坂口	博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課	主査	本田	成延
議事課	主査	関谷	幸二

○水間委員長 前々日に引き続きまして、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決をいたします。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第7号から第9号、第12号、第13号、第21号、第27号、第34号、第41号、第45号から第47号、第50号、第51号、第58号、第61号、第62号及び第65号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第7号から第9号、第12号、第13号、第21号、第27号、第34号、第41号、第45号から第47号、第50号、第51号、第58号、第61号、第62号及び第65号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に請願の取り扱いについてでございます。暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時43分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

次に、請願についてですが、請願第38号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、お諮りをいたします。

請願第38号を引き続き継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○水間委員長 賛成多数であります。よって、請願第38号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第48号「技能士活用に関する請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第48号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○水間委員長 挙手全員であります。よって、請願第48号は継続審査とすることに決定いたし

ました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時47分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

お諮りをいたします。

委員長報告につきましては、ただいま御意見をいただきました4項目から5項目ありますが、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 何もありませんので、以上で委員会を終了いたしたいと思っております。委員の皆さまには、お疲れさまでございました。

午後1時47分閉会